

免許番号 (公示番号)	住所	漁業権者 (代表)	住所	共有者	免許の内容	存続期間	備考
内水共第1号	山口県岩国市小瀬1029番地	芸防			後述のとおり	令和6年1月1日～ 令和15年12月31日	
内水共第2号	廿日市市吉和737番地の2	吉和川			〃	〃	
内水共第3号	廿日市市吉和737番地の2	吉和川			〃	〃	
内水共第4号	廿日市市吉和737番地の2	吉和川			〃	〃	
内水共第5号	廿日市市吉和737番地の2	吉和川			〃	〃	
内水共第6号	廿日市市吉和737番地の2	吉和川			〃	〃	
内水共第7号	広島市佐伯区湯来町大字和田166番地	水内川			〃	〃	
内水共第8号	広島市佐伯区湯来町大字和田166番地	水内川			〃	〃	
内水共第9号	広島市南区松川町2番9号	広島市内水面			〃	〃	
内水共第10号	広島市南区松川町2番9号	広島市内水面			〃	〃	
内水共第11号	広島市南区松川町2番9号	広島市内水面			〃	〃	
内水共第12号	広島市南区松川町2番9号	広島市内水面			〃	〃	
内水共第13号	広島市南区松川町2番9号	広島市内水面			〃	〃	
内水共第14号	山県郡安芸太田町大字吉和郷36番地の1	三段峡			〃	〃	
内水共第15号	山県郡安芸太田町大字吉和郷36番地の1	三段峡			〃	〃	
内水共第16号	山県郡安芸太田町大字吉和郷36番地の1	三段峡			〃	〃	
内水共第17号	山県郡北広島町大暮85番地3	八幡川			〃	〃	
内水共第18号	山県郡北広島町大暮85番地3	八幡川			〃	〃	
内水共第19号	山県郡北広島町大暮85番地3	八幡川			〃	〃	
内水共第20号	山県郡北広島町大暮85番地3	八幡川			〃	〃	
内水共第21号	山県郡安芸太田町大字加計801番地の1	太田川上流			〃	〃	
内水共第22号	山県郡安芸太田町大字加計801番地の1	太田川上流			〃	〃	
内水共第23号	広島市安佐北区可部町大字今井田418番地の81	太田川			〃	〃	
内水共第24号	広島市安佐北区可部町大字今井田418番地の81	太田川			〃	〃	
内水共第25号	広島市安佐北区可部町大字今井田418番地の81	太田川			〃	〃	
内水共第26号	広島市安佐北区白木町大字井原4215番地	三篠川			〃	〃	
内水共第27号	山県郡北広島町川井722番地の1	可愛川			〃	〃	
内水共第28号	山県郡北広島町川井722番地の1	可愛川			〃	〃	
内水共第29号	山県郡北広島町川井722番地の1	可愛川			〃	〃	
内水共第30号	山県郡北広島町川井722番地の1	可愛川			〃	〃	
内水共第31号	山県郡北広島町川井722番地の1	可愛川			〃	〃	
内水共第32号	山県郡北広島町川井722番地の1	可愛川			〃	〃	
内水共第33号	庄原市総領町下領家278番地	田総川			〃	〃	
内水共第34号	庄原市総領町下領家278番地	田総川			〃	〃	
内水共第35号	庄原市総領町下領家278番地	田総川			〃	〃	
内水共第36号	庄原市高野町新市676番地5	神之瀬川			〃	〃	
内水共第37号	庄原市高野町新市676番地5	神之瀬川			〃	〃	
内水共第38号	庄原市川手町54番地の1	西城川			〃	〃	
内水共第39号	庄原市川手町54番地の1	西城川			〃	〃	
内水共第40号	三次市三次町1857番地の1	江の川			〃	〃	
内水共第41号	三次市三次町1857番地の1	江の川			〃	〃	
内水共第42号	庄原市東城町帝釈宇山甲490番地の8	帝釈峡			〃	〃	
内水共第43号	庄原市東城町帝釈宇山甲490番地の8	帝釈峡			〃	〃	
内水共第44号	庄原市東城町帝釈宇山甲490番地の8	帝釈峡			〃	〃	
内水共第45号	庄原市東城町川東1452番地4	東城川			〃	〃	
内水共第46号	庄原市東城町川東1452番地4	東城川			〃	〃	
内水共第47号	庄原市東城町川東1452番地4	東城川			〃	〃	
内水共第48号	庄原市東城町川東1452番地4	東城川			〃	〃	
内水共第49号	東広島市河内町中河内569番地の3	沼田川	三原市本郷町船木3128番地の1	本郷沼田川	〃	〃	
内水共第50号	東広島市河内町中河内569番地の3	沼田川			〃	〃	
内水共第51号	世羅郡世羅町大字伊尾611番地の3	芦田川上流			〃	〃	
内水共第52号	世羅郡世羅町大字伊尾611番地の3	芦田川上流			〃	〃	
内水共第53号	府中市鶉飼町702番地1	芦田川府中			〃	〃	
内水共第54号	府中市鶉飼町702番地1	芦田川府中			〃	〃	
内水共第55号	福山市草戸町四丁目1番2号	福山市芦田川			〃	〃	

令和5年8月3日
広島県報定期第60号

漁業法第67条の規定に基づく 広島県内水面漁場計画など

(内水面共同漁業権)

令和5年広島県告示第988号の別冊

免許予定日 令和6年1月1日

存続期間 免許の日から
令和15年12月31日まで

申請期間 令和5年9月11日から
令和5年11月10日まで

公示番号

内水共第1号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日
もくずがに	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日
ふな	1月1日から12月31日
ます	1月1日から12月31日

漁場の位置

山口県玖珂郡和木町、岩国市、広島県大竹市、廿日市市地先（小瀬川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、キクを結んだ直線から下流の小瀬川、ウエを結んだ直線から下流の谷川、長谷川、日宛川、上大三郎川、石原川、温原川の区域。ただし、ます漁業についてはウエ、オカを結んだそれぞれの直線から下流の小瀬川、谷川の区域を除く。
ア	玖珂郡和木町大和橋上流側右岸基部
イ	大竹市大和橋上流側左岸基部
ウ	岩国市小瀬小川津堰堤下流側右岸基部
エ	岩国市小瀬小川津堰堤下流側左岸基部
オ	岩国市弥栄ダム堰堤下流側右岸基部
カ	大竹市弥栄ダム堰堤下流側左岸基部
キ	岩国市美和町小瀬川ダム堰堤下流側右岸基部
ク	廿日市市小瀬川ダム堰堤下流側左岸基部

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

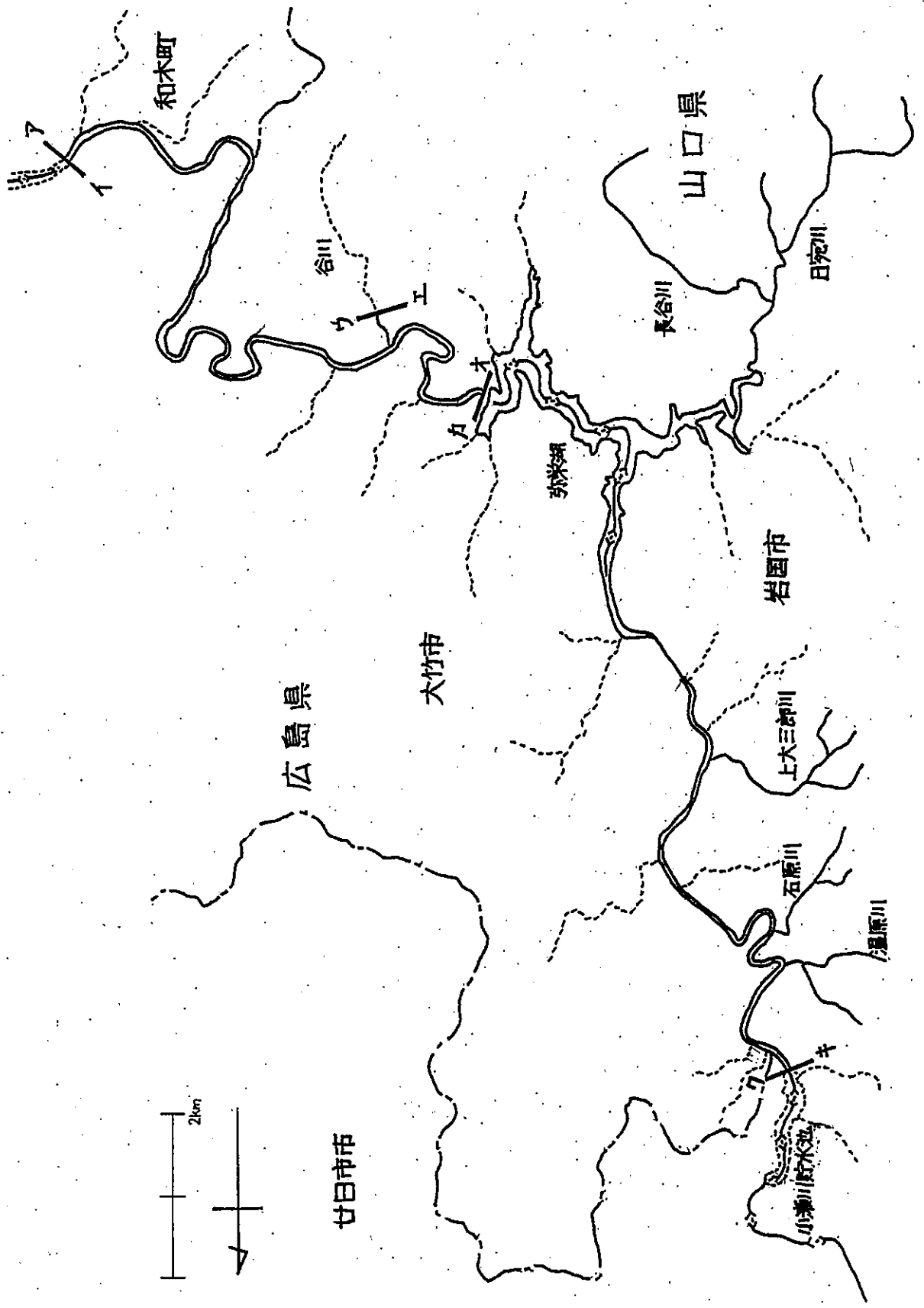
玖珂郡和木町、岩国市（由宇町、玖珂町、本郷町、周東町、錦町及び美川町を除く。）大竹市、廿日市市浅原

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第2号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日

漁場の位置

廿日市市浅原、津田、栗栖地先（小瀬川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエを結んだ直線から下流の小瀬川の区域
ア	小瀬川における浅原「新市井原橋」下流側右岸付け根
イ	小瀬川における浅原「新市井原橋」下流側左岸付け根
ウ	小瀬川における栗栖 岩倉頭首工堰堤下流側右岸付け根
エ	小瀬川における津田 岩倉頭首工堰堤下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

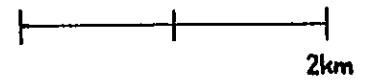
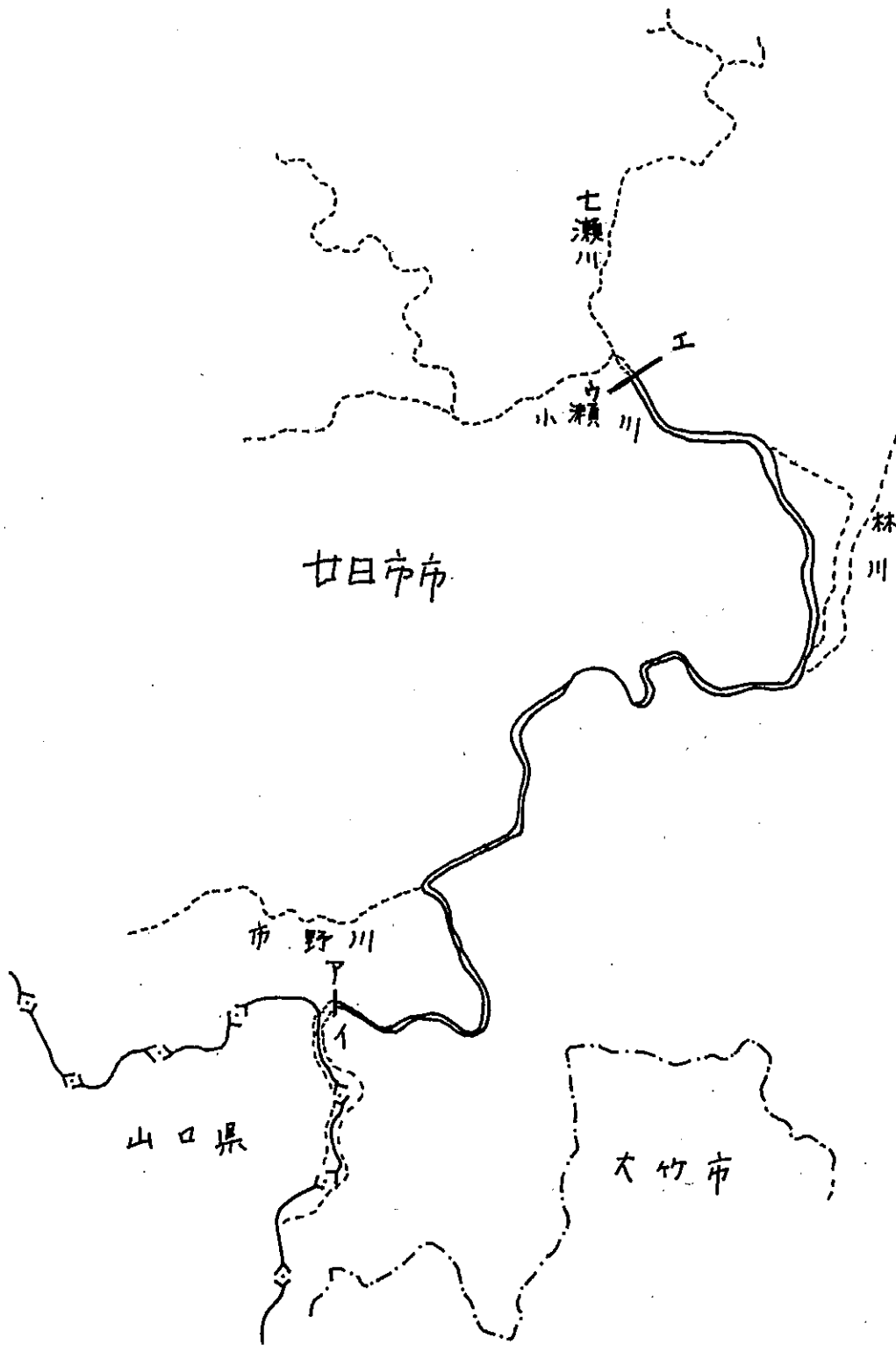
廿日市市玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中道、栗栖

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第3号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ます	1月1日から12月31日

漁場の位置

廿日市市津田、虫所山地先（小瀬川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコ、サシを結んだそれぞれの直線から下流の七瀬川、折休川、焼山川、青笹川、樽川、大虫川の区域。
ア	七瀬川における津田「旧岩倉発電所虫所山堰堤」下流側右岸付け根
イ	七瀬川における津田「旧岩倉発電所虫所山堰堤」下流側左岸付け根
ウ	折休川における虫所山「鹿之打橋」下流側右岸付け根
エ	折休川における虫所山「鹿之打橋」下流側左岸付け根
オ	焼山川における虫所山「焼山橋」上流側左岸付け根から林道沿い焼山川上流へ2,600メートルの所における焼山川と林道の交差する林道下流側右岸付け根（暗渠）
カ	焼山川における虫所山「焼山橋」上流側左岸付け根から林道沿い焼山川上流へ2,600メートルの所における焼山川と林道の交差する林道下流側左岸付け根（暗渠）
キ	青笹川と樽川との合流点における青笹川左岸から林道青笹線沿い青笹川上流へ2,500メートルの所の青笹川右岸に設置された地籍調査標柱
ク	キから青笹川の流れて直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ケ	樽川における虫所山 中国電力送電線東山口幹線の鉄塔141号と142号を結ぶ線と樽川との交点における樽川右岸
コ	樽川における虫所山 中国電力送電線東山口幹線の鉄塔141号と142号を結ぶ線と樽川との交点における樽川左岸（樽川と青笹川との合流点における樽川左岸から林道沿い樽川上流へ1,300メートルの所）
サ	大虫川における虫所山「大虫橋」下流側右岸付け根
シ	大虫川における虫所山「大虫橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

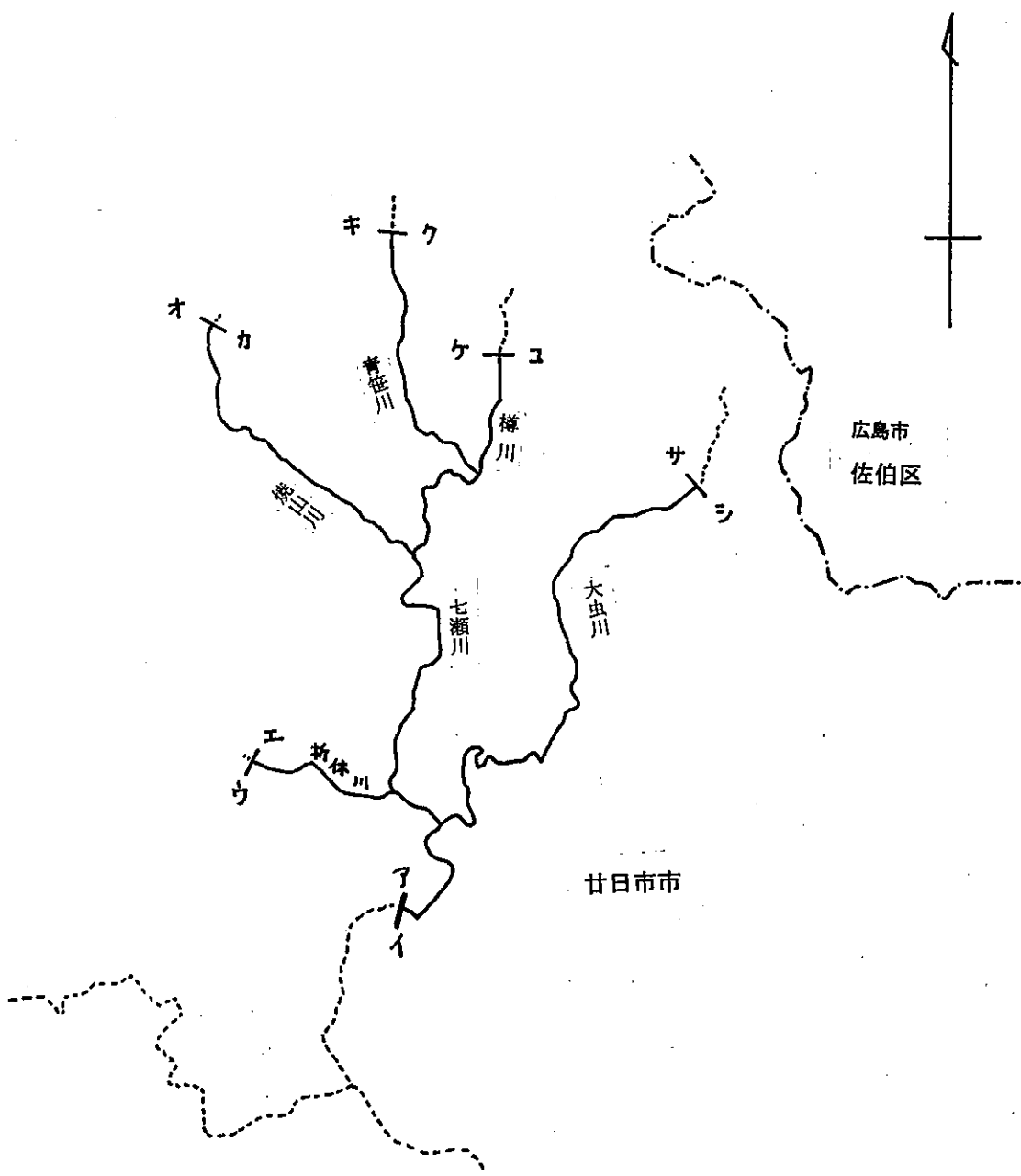
関係地区

廿日市市玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中道、栗栖

条件

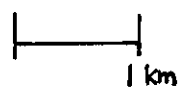
類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



広島市
佐伯区

廿日市市



公示番号

内水共第4号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日

漁場の位置

廿日市市友田、峠、永原、大野地先(小瀬川水系)

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエを結んだ直線から下流の玖島川の区域。
ア	大野 中国電力(株) 渡ノ瀬貯水池右岸中央鼻北端
イ	アから 79 度を見通す線と県道 42 号線との交点(護岸暗渠中央)
ウ	玖島川における永原「千歳橋」下流側右岸付け根
エ	玖島川における永原「千歳橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中道、栗栖

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



廿日市市

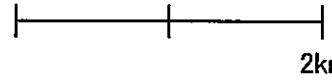
(吉来川)

(大新川)

玖
島

五
川

波瀬野水池子



2km

公示番号

内水共第5号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日

漁場の位置

廿日市市吉和、山県郡安芸太田町打梨地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカを結んだそれぞれの直線から下流の太田川、中津谷川の区域
ア	太田川における打梨 中国電力（株）立岩貯水池堰堤上流側右岸付け根
イ	太田川における打梨 中国電力（株）立岩貯水池堰堤上流側左岸付け根
ウ	太田川における吉和頓原「新焼山橋」下流側右岸付け根
エ	太田川における吉和頓原「新焼山橋」下流側左岸付け根
オ	中津谷川における吉和長者原「八郎橋」下流側右岸付け根
カ	中津谷川における吉和長者原「八郎橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

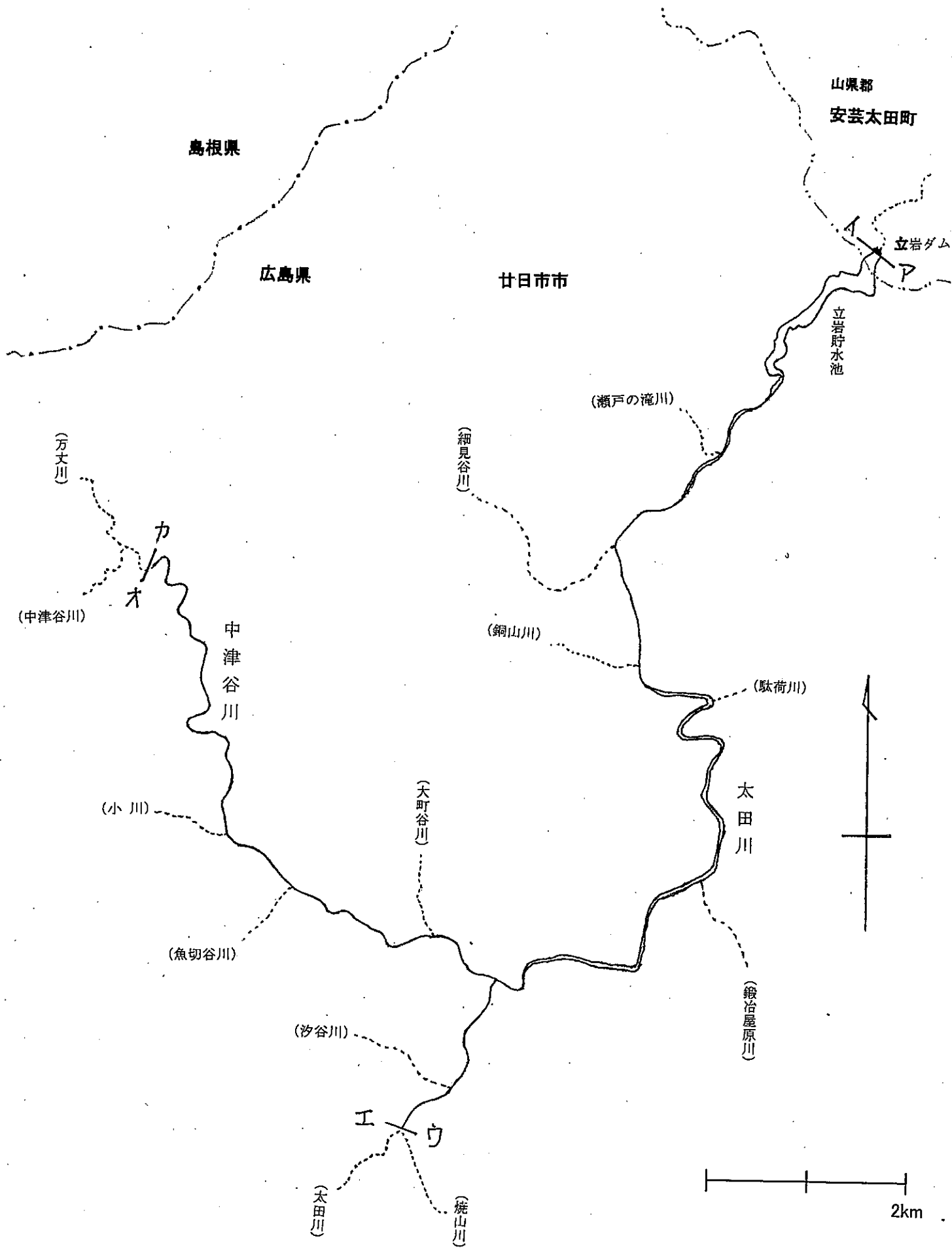
廿日市市吉和

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第6号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ます	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

廿日市市吉和、山県郡安芸太田町打梨地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコ、サシ、スセ、ソタ、チツ、テト、ナニ、ヌネ、ノハ、ヒフ、ヘホ、マミを結んだそれぞれの直線から下流の太田川、駄荷川、鍛冶屋原川、焼山川、伴蔵川、清水原川、汐谷川、魚切谷川、小川、中津谷川、万丈川、大町谷川、銅山川、細見谷川、瀬戸の滝川の区域。ただし、うなぎ漁業については、伴蔵川の区域を除く。
ア	太田川における打梨 中国電力（株）立岩貯水池堰堤上流側右岸付け根
イ	太田川における打梨 中国電力（株）立岩貯水池堰堤上流側左岸付け根
ウ	駄荷川における吉和駄荷「岩川橋」下流側右岸付け根
エ	駄荷川における吉和駄荷「岩川橋」下流側左岸付け根
オ	鍛冶屋原川における吉和細井原「田の原橋」下流側右岸付け根
カ	鍛冶屋原川における吉和細井原「田の原橋」下流側左岸付け根
キ	焼山川における林道太田川基幹線と市道焼山線との分岐点右岸
ク	キから焼山川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ケ	コから太田川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
コ	太田川と伴蔵川（通称 清水原川）との合流点における伴蔵川右岸
サ	コから伴蔵川右岸沿い上流へ 1,500 メートルの所（魚切りの断層）
シ	サから伴蔵川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ス	清水原川（通称 滝ヶ谷川）と太田川との合流点における清水原川右岸から清水原川右岸沿い上流へ 1,000 メートルの所（大滝）
セ	スから清水原川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ソ	汐谷川における吉和汐原 汐原砂防堰堤右岸
タ	汐谷川における吉和汐原 汐原砂防堰堤左岸
チ	中津谷川と魚切谷川との合流点における魚切谷川右岸から魚切谷川右岸沿い上流へ 2,000 メートルの所
ツ	チから魚切谷川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
テ	小川における吉和小川「馬立橋」下流側右岸付け根
ト	小川における吉和小川「馬立橋」下流側左岸付け根
ナ	中津谷川における吉和八郎「青木橋」下流側右岸付け根
ニ	中津谷川における吉和八郎「青木橋」下流側左岸付け根
ヌ	万丈川における吉和万丈「万丈上橋」下流側右岸付け根
ネ	万丈川における吉和万丈「万丈上橋」下流側左岸付け根
ノ	中津谷川と大町谷川との合流点における大町谷川右岸から大町谷川右岸沿い上流へ 2,000 メートルの所
ハ	ノから大町谷川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ヒ	太田川と銅山川との合流点における銅山川右岸から銅山川右岸沿い上流へ 2,000 メートルの所（滝）
フ	ヒから銅山川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点

記号等	表示
へ	細見谷川における吉和十方山 太田川との合流点から上流へ三番目の橋 下流側右岸付け根
ホ	細見谷川における吉和十方山 太田川との合流点から上流へ三番目の橋 下流側左岸付け根
マ	瀬戸の滝川における吉和下山「瀬戸の滝」下流側右岸付け根
ミ	瀬戸の滝川における吉和下山「瀬戸の滝」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市吉和

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

内水共第7号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日

漁場の位置

広島市佐伯区湯来町地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエを結んだ直線から下流の水内川の区域
ア	太田川と水内川との合流点における水内川右岸（湯来町小原「広島市湯来下近隣運動広場」河川側護岸に国土交通省が設置した管理標柱）
イ	太田川と水内川との合流点における水内川左岸（湯来町大前原「大前橋」の太田川右岸下流側付け根に国土交通省が設置した管理標柱）
ウ	工から水内川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
エ	水内川と栗屋郷川との合流点における水内川左岸

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

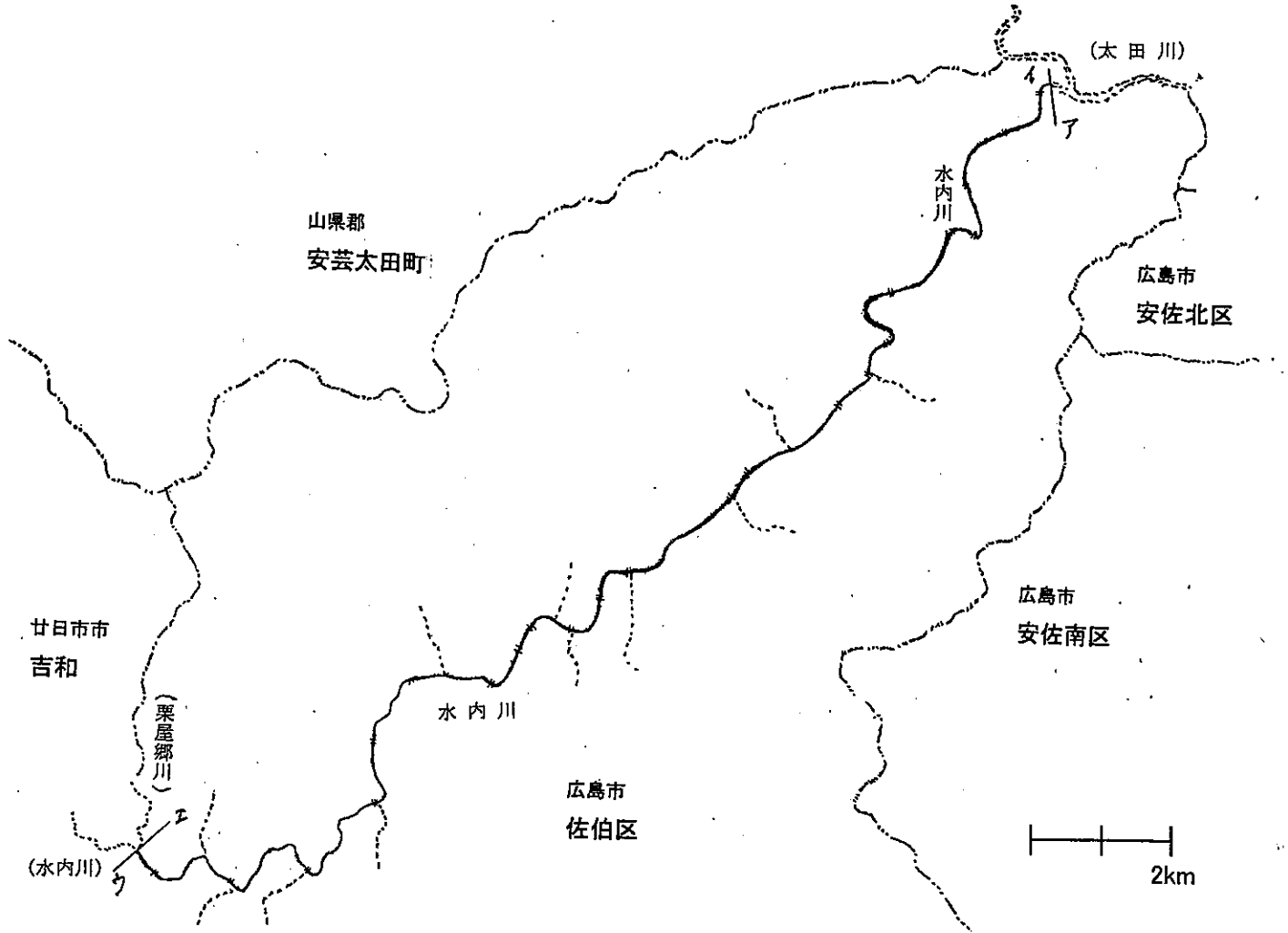
関係地区

広島市佐伯区湯来町、杉並台

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第8号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ます	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

広島市佐伯区湯来町、廿日市市吉和地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコ、サシ、スセ、ソタ、チツ、テト、ナニ、ヌネ、ノハ、ヒフを結んだそれぞれの直線から下流の水内川、不明谷川、恵下谷川、伏谷川、黒谷川、弥平谷川、小多田川、大谷川、栗屋郷川、郷の実川、打尾谷川、石ヶ谷川、すすい谷川の区域
ア	太田川と水内川との合流点における水内川右岸（湯来町小原「広島市湯来下近隣運動広場」河川側護岸に国土交通省が設置した管理標柱）
イ	太田川と水内川との合流点における水内川左岸（湯来町大前原「大前橋」の太田川右岸下流側付け根に国土交通省が設置した管理標柱）
ウ	不明谷川における湯来町麦谷「不明4号橋」下流側右岸付け根
エ	不明谷川における湯来町麦谷「不明4号橋」下流側左岸付け根
オ	カから恵下谷川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
カ	恵下谷川における湯来町和田恵下 林道南側の大もみの木中央前護岸点（恵下谷川左岸）
キ	伏谷川における湯来町伏谷 林道白井線東郷山登山道入口前護岸点（伏谷川右岸）
ク	キから伏谷川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ケ	黒谷川における湯来町菅沢「三郎滝」下流側右岸付け根
コ	黒谷川における湯来町菅沢「三郎滝」下流側左岸付け根
サ	弥平谷川における湯来町多田「湯来水道ステーション」下流側1番目の橋下流側右岸付け根
シ	弥平谷川における湯来町多田「湯来水道ステーション」下流側1番目の橋下流側左岸付け根
ス	小多田川における湯来町多田「恵朗寺橋」下流側右岸付け根
セ	小多田川における湯来町多田「恵朗寺橋」下流側左岸付け根
ソ	大谷川における湯来町多田「大谷橋」下流側右岸付け根
タ	大谷川における湯来町多田「大谷橋」下流側左岸付け根
チ	水内川における吉和「津賀野橋」下流側右岸付け根
ツ	水内川における吉和「津賀野橋」下流側左岸付け根
テ	栗屋郷川における湯来町多田「境橋」下流側右岸付け根
ト	栗屋郷川における湯来町多田「境橋」下流側左岸付け根
ナ	郷の実川における湯来町多田「郷の実橋」下流側右岸付け根
ニ	郷の実川における湯来町多田「郷の実橋」下流側左岸付け根
ヌ	打尾谷川における湯来町多田「馬橋」下流側右岸付け根
ネ	打尾谷川における湯来町多田「馬橋」下流側左岸付け根
ノ	石ヶ谷川における湯来町菅沢「比久の瀬滝」下流側右岸付け根
ハ	石ヶ谷川における湯来町菅沢「比久の瀬滝」下流側左岸付け根
ヒ	すすい谷川における湯来町和田「一楽橋」下流側右岸付け根
フ	すすい谷川における湯来町和田「一楽橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市佐伯区湯来町、杉並台、廿日市市吉和

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

内水共第9号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日
ふな	1月1日から12月31日

漁場の位置

広島市中区、南区、西区、東区、安佐南区地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、ウアを結んだ2直線から下流、エオ、クケ、セソ、タチ、トナを結んだそれぞれの直線から上流の太田川、天満川、本川（旧太田川）、元安川、京橋川、猿猴川の区域。ただし、次の除外区域、あゆ漁業についてはシスを結んだ直線から下流及び京橋川、猿猴川の区域、こい漁業及びふな漁業についてはカキ、コサ、ツテ、ニヌを結んだそれぞれの直線から下流の区域を除く。
ア	イから太田川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
イ	太田川における東区牛田新町「祇園新橋」下流側左岸付け根から太田川左岸沿い下流へ220メートルの所
ウ	本川における西区大芝3丁目「大芝橋」上流側右岸付け根
エ	天満川における西区東観音町「観船橋」上流側右岸付け根
オ	天満川における中区舟入町「観船橋」上流側左岸付け根
カ	天満川における西区上天満町「広瀬橋」上流側右岸付け根
キ	天満川における中区榎町「広瀬橋」上流側左岸付け根
ク	本川における中区河原町「西平和大橋」上流側右岸付け根
ケ	本川における中区中島町「西平和大橋」上流側左岸付け根
コ	本川における中区本川町2丁目「相生橋」上流側右岸付け根
サ	本川における中区基町「相生橋」上流側左岸付け根
シ	本川における西区楠木町4丁目「北大橋」上流側右岸付け根
ス	本川における中区白島北町「北大橋」上流側左岸付け根
セ	元安川における中区住吉町「明治橋」上流側右岸付け根
ソ	元安川における中区大手町5丁目「明治橋」上流側左岸付け根
タ	京橋川における中区鶴見町「比治山橋」上流側右岸付け根
チ	京橋川における南区比治山本町「比治山橋」上流側左岸付け根
ツ	京橋川における中区銀山町「稻荷大橋」上流側右岸付け根
テ	京橋川における南区稻荷町「稻荷大橋」上流側左岸付け根
ト	猿猴川における南区上東雲町「東大橋」下流側右岸付け根から猿猴川右岸沿い下流へ150メートルの所
ナ	猿猴川における南区大洲1丁目「東大橋」下流側左岸付け根から猿猴川左岸沿い下流へ150メートルの所
ニ	猿猴川における南区的場町2丁目「大正橋」上流側右岸付け根
ヌ	猿猴川における南区西蟹屋1丁目「大正橋」上流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

記号等	表示
除外区域 1	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	京橋川における中区鶴見町「比治山橋」上流側右岸付け根
基点2	京橋川における中区橋本町「京橋」上流側右岸付け根から京橋川右岸沿い上流へ60メートルの所
除外区域 2	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	京橋川における南区比治山本町「比治山橋」上流側左岸付け根
基点2	京橋川における南区京橋町京橋公園スベリ東側付け根
除外区域 3	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	猿猴川における南区西蟹屋1丁目「大正橋」上流側左岸付け根から猿猴川左岸沿い上流へ23メートルの所
基点2	京橋川における南区大須賀町「栄橋」上流側左岸付け根
除外区域 4	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	猿猴川における南区上東雲町「東大橋」上流側右岸付け根
基点2	猿猴川における南区京橋町京橋公園スベリ東側付け根
除外区域 5	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	猿猴川における南区上東雲町「東大橋」下流側右岸付け根
基点2	1から猿猴川右岸沿い下流へ150メートルの所
除外区域 6	次のアイ及びウ工の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	中区舟入町舟入第1公園便所西角
ア	天満川における西区東観音町「観船橋」上流側右岸付け根
イ	基点1から315度45分118.4メートルの所
ウ	天満川における中区舟入町「観船橋」上流側左岸付け根
エ	基点1から357度35分64.0メートルの所
除外区域 7	次のアイの間の河川構造物敷の区域
基点1	京橋川における南区松川町「東広島橋」左岸下流側付け根のバラベツト南西角
ア	基点1から247度30分83.4メートルの所
イ	基点1から241度30分84.2メートルの所
除外区域 8	次のアイ及びウ工の間の河川構造物敷の区域
基点1	京橋川における南区稲荷町「東広島橋」左岸上流バラベツト南西角
ア	基点1から207度00分102.9メートルの所
イ	基点1から197度00分122.0メートルの所
ウ	基点1から157度90分32.7メートルの所
エ	基点1から161度60分58.4メートルの所
除外区域 9	次のアイ及びウ工の間の河川構造物敷の区域（猿猴川）
基点1	仁保島二等三角点より344度11分43秒2374.3544メートルの所
ア	基点1から316度24分27秒282.5605メートルの所
イ	基点1から320度46分20秒236.4572メートルの所
ウ	基点1から299度6分58秒268.5915メートルの所
エ	基点1から299度38分8秒215.8566メートルの所
除外区域 10	次のアイ、ウ工の間の河川構造物敷の区域
基点1	元安川左岸 大手町5丁目西側 距離標1/100（明治橋南側東詰から339度36分35.5メートルの所）
基点2	元安川右岸 住吉町東側 距離標1/100（明治橋南側東詰から278度24分89メートルの所）
ア	基点1から247度27分76メートルの所
イ	基点1から234度13分79メートルの所
ウ	基点2から93度2分84メートルの所
エ	基点2から79度12分75.5メートルの所
除外区域 11	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域

記号等	表示
基点1	猿猴川における南区西蟹屋1丁目「東大橋」上流側左岸付け根
基点2	猿猴川における南区西蟹屋4丁目「大正橋」下流側左岸付け根
除外区域1 2	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	猿猴川における南区西蟹屋1丁目「東大橋」下流側左岸付け根
基点2	1から猿猴川左岸沿い下流へ150メートルの所
除外区域1 3	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソアを結んだ15直線によって囲まれた区域。次のタチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネタを結んだ9直線によって囲まれた区域。次のノハ、ハヒ、ヒフ、フヘ、ヘホ、ホノを結んだ6直線によって囲まれた区域（猿猴川）
基点1	比治山四等三角点
ア	基点1から64度41分11秒1192.706メートルの所
イ	基点1から67度04分45秒1231.637メートルの所
ウ	基点1から67度12分20秒1228.258メートルの所
エ	基点1から67度09分46秒1227.516メートルの所
オ	基点1から67度03分47秒1224.349メートルの所
カ	基点1から67度03分02秒1220.212メートルの所
キ	基点1から67度21分49秒1211.440メートルの所
ク	基点1から66度39分19秒1195.067メートルの所
ケ	基点1から66度03分48秒1198.430メートルの所
コ	基点1から65度22分45秒1186.149メートルの所
サ	基点1から65度19分01秒1187.864メートルの所
シ	基点1から65度12分47秒1189.556メートルの所
ス	基点1から65度05分57秒1190.356メートルの所
セ	基点1から64度57分27秒1190.245メートルの所
ソ	基点1から64度48分14秒1189.427メートルの所
タ	基点1から63度09分33秒1251.933メートルの所
チ	基点1から63度01分38秒1255.152メートルの所
ツ	基点1から63度05分30秒1256.398メートルの所
テ	基点1から62度41分33秒1266.843メートルの所
ト	基点1から63度12分55秒1276.934メートルの所
ナ	基点1から64度11分46秒1299.216メートルの所
ニ	基点1から64度40分06秒1288.702メートルの所
ヌ	基点1から64度55分53秒1294.431メートルの所
ネ	基点1から65度03分49秒1291.321メートルの所
ノ	基点1から64度46分49秒1235.307メートルの所
ハ	基点1から64度42分53秒1235.344メートルの所
ヒ	基点1から64度43分00秒1236.758メートルの所
フ	基点1から65度30分46秒1253.391メートルの所
ヘ	基点1から65度34分39秒1253.375メートルの所
ホ	基点1から65度34分36秒1251.960メートルの所
除外区域1 4	次のアイをアから46度02分7メートルの点を中心として半径7メートルの円弧（北西側の線）で結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソを結んだ13直線と護岸とによって囲まれた区域。次のタチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハヒ、ヒフを結んだ12直線とフヘをフから142度31分4メートルの点を中心として半径4メートルの円弧（北東側の線）と護岸とによって囲まれた区域（天満川）
基点1	太田川水系天満川 右岸1k800 キロポスト
基点2	太田川水系天満川 左岸1k800 キロポスト
ア	基点1から-178度16分272.5メートルの所

記号等	表示
イ	基点1から-179度51分 265.0メートルの所
ウ	基点1から-179度46分 242.5メートルの所
エ	基点1から-179度22分 237.5メートルの所
オ	基点1から-178度48分 234.0メートルの所
カ	基点1から-178度16分 218.5メートルの所
キ	基点1から-177度27分 191.0メートルの所
ク	基点1から-177度16分 176.5メートルの所
ケ	基点1から-177度22分 135.5メートルの所
コ	基点1から-177度58分 122.0メートルの所
サ	基点1から-179度21分 98.0メートルの所
シ	基点1から-174度15分 49.0メートルの所
ス	基点1から 163度40分 26.0メートルの所
セ	基点1から 131度45分 12.0メートルの所
ソ	基点1から 58度47分 2.0メートルの所
タ	基点2から- 11度49分 6.0メートルの所
チ	基点2から-109度33分 9.5メートルの所
ツ	基点2から-174度58分 52.5メートルの所
テ	基点2から-178度40分 87.0メートルの所
ト	基点2から-179度35分 107.5メートルの所
ナ	基点2から-179度40分 122.5メートルの所
ニ	基点2から-179度22分 130.5メートルの所
ヌ	基点2から-177度38分 164.0メートルの所
ネ	基点2から-177度06分 208.0メートルの所
ノ	基点2から-177度06分 219.5メートルの所
ハ	基点2から-177度30分 237.5メートルの所
ヒ	基点2から-178度16分 268.0メートルの所
フ	基点2から-177度56分 288.0メートルの所
ヘ	基点2から-178度28分 291.0メートルの所
除外区域 15	次のアイ、イウ、ウエ及びエアを結んだ線によって囲まれた区域
基点1	猿猴川右岸における広島市南区上東雲町1段原ポンプ場北の護岸堤防階段西側付け根から護岸沿い上流へ33.35メートルの所
ア	基点1から112度00分 56.4メートルの所
イ	基点1から106度90分 56.6メートルの所
ウ	基点1から107度70分 69.7メートルの所
エ	基点1から111度80分 69.6メートルの所
除外区域 16	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタを結んだ15直線と護岸とによって囲まれた区域。次のチツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハヒ、ヒフ、フヘ、ヘホ、ホマ、マミ、ミム、ムメ、メモ、モヤ、ヤユ、ユヨ、ヨラ、ラリ、リル、ルレ、レロ、ロワ、ワヲ、ヨン、ンあ、あい、いう、うえ、えお、おか、かき、きく、くけ、けこ、こさ、さし、しす、すせ、せそ、そた、たち、ちつ、つて、てとを結んだ49直線と護岸とによって囲まれた区域。次のなに、にぬ、ぬね、ねの、のは、はひ、ひふ、ふへ、へほ、ほま、まみ、みむ、むめ、めも、もや、やゆ、ゆよ、よら、らり、りる、るれ、れろを結んだ22直線と護岸とによって囲まれた区域（天満川右岸）
基点1	太田川水系天満川 右岸 1k800キロポスト
基点2	太田川水系天満川 右岸 2k200キロポスト
基点3	太田川水系天満川 右岸 2k400キロポスト
基点4	太田川水系天満川 右岸 2k800キロポスト
ア	基点1から13度29分 16メートルの所

記号等	表示
イ	基点1から20度45分 16.5メートルの所
ウ	基点1から28度01分 17.5メートルの所
エ	基点1から32度32分 18.5メートルの所
オ	基点1から35度19分 20.5メートルの所
カ	基点1から36度27分 22.5メートルの所
キ	基点1から36度02分 25メートルの所
ク	基点1から34度44分 26.5メートルの所
ケ	基点1から22度45分 51メートルの所
コ	基点1から21度35分 56メートルの所
サ	基点1から10度52分 179メートルの所
シ	基点1から 9度59分 206メートルの所
ス	基点1から 8度52分 255メートルの所
セ	基点1から 8度27分 279.5メートルの所
ソ	基点1から 8度11分 298.5メートルの所
タ	基点1から 7度26分 321.5メートルの所
チ	基点2から-2度47分 29.5メートルの所
ツ	基点2から-4度49分 36.5メートルの所
テ	基点2から-10度34分 56メートルの所
ト	基点2から-14度14分 83メートルの所
ナ	基点2から-13度50分 110メートルの所
ニ	基点2から-11度58分 135.5メートルの所
ヌ	基点2から-10度34分 161.5メートルの所
ネ	基点2から-9度51分 187.5メートルの所
ノ	基点2から-8度13分 213メートルの所
ハ	基点2から-6度49分 241メートルの所
ヒ	基点3から17度51分 59メートルの所
フ	基点3から15度52分 87.5メートルの所
ヘ	基点3から15度40分 115.5メートルの所
ホ	基点3から17度55分 141.5メートルの所
マ	基点3から19度12分 153メートルの所
ミ	基点3から19度58分 168メートルの所
ム	基点3から23度43分 193.5メートルの所
メ	基点3から26度29分 218.5メートルの所
モ	基点3から28度14分 242メートルの所
ヤ	基点3から29度35分 266メートルの所
ユ	基点3から30度35分 291.5メートルの所
ヨ	基点3から30度52分 300メートルの所
ラ	基点3から31度01分 317.5メートルの所
リ	基点3から31度13分 342.5メートルの所
ル	基点3から31度23分 367.5メートルの所
レ	基点3から31度26分 377メートルの所
ロ	基点3から31度23分 387.5メートルの所
ワ	基点3から31度22分 389.5メートルの所
ヲ	基点3から31度23分 392.5メートルの所
ン	基点3から31度24分 396メートルの所
あ	基点3から31度25分 398メートルの所

記号等	表示
い	基点3から31度33分 409メートルの所
う	基点3から31度34分 411メートルの所
え	基点3から31度35分 414メートルの所
お	基点3から31度35分 414.5メートルの所
か	基点3から31度35分 416.5メートルの所
き	基点3から31度34分 418.5メートルの所
く	基点3から31度32分 422.5メートルの所
け	基点3から31度28分 426.5メートルの所
こ	基点3から31度22分 430.5メートルの所
さ	基点3から31度06分 440メートルの所
し	基点3から30度44分 453.5メートルの所
す	基点3から30度18分 464メートルの所
せ	基点3から30度15分 465メートルの所
そ	基点3から30度08分 466メートルの所
た	基点3から29度59分 467メートルの所
ち	基点3から29度45分 467.5メートルの所
つ	基点3から29度34分 468メートルの所
て	基点3から29度24分 467.5メートルの所
と	基点3から29度04分 466.5メートルの所
な	基点4から22度42分 80.5メートルの所
に	基点4から23度08分 81.5メートルの所
ぬ	基点4から23度52分 83.5メートルの所
ね	基点4から23度35分 104メートルの所
の	基点4から23度33分 129メートルの所
は	基点4から23度33分 135メートルの所
ひ	基点4から23度31分 147.5メートルの所
ふ	基点4から23度30分 156メートルの所
へ	基点4から23度28分 171メートルの所
ほ	基点4から23度27分 178.5メートルの所
ま	基点4から23度23分 194.5メートルの所
み	基点4から23度23分 195メートルの所
む	基点4から23度30分 200メートルの所
め	基点4から24度00分 223メートルの所
も	基点4から24度04分 227メートルの所
や	基点4から24度22分 248.5メートルの所
ゆ	基点4から24度22分 249メートルの所
よ	基点4から24度32分 263.5メートルの所
ら	基点4から24度44分 281.5メートルの所
り	基点4から24度48分 287.5メートルの所
る	基点4から24度56分 295メートルの所
れ	基点4から24度59分 298メートルの所
ろ	基点4から24度57分 298.5メートルの所

記号等	表示
除外区域 17	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハヒ、ヒフ、フヘ、ヘホ、ホマ、マミ、ミム、ムメ、メモ、モヤ、ヤユ、ユヨ、ヨラ、ラリ、リル、ルレ、レロ、ロワ、ワヲ、ヲン、ンあ、あい、いう、うえ、えお、おか、かき、きく、くけ、けこ、こさ、さし、しす、すせ、せそ、そた、たち、ちつ、つて、とと、とな、なにを結んだ67直線と護岸とによって囲まれた区域（天満川左岸）
基点1	太田川水系天満川 左岸 1k800キロポスト
基点2	太田川水系天満川 左岸 2k100キロポスト
基点3	太田川水系天満川 左岸 2k400キロポスト
ア	基点1から3度24分 16メートルの所
イ	基点1から-8度35分 17メートルの所
ウ	基点1から-13度06分 18メートルの所
エ	基点1から-15度54分 19メートルの所
オ	基点1から-18度28分 20メートルの所
カ	基点1から-20度12分 22.5メートルの所
キ	基点1から-20度21分 24.5メートルの所
ク	基点1から-20度02分 25メートルの所
ケ	基点1から-18度54分 27メートルの所
コ	基点1から-3度52分 75メートルの所
サ	基点1から-2度08分 100メートルの所
シ	基点1から-1度34分 125メートルの所
ス	基点1から-0度28分 150メートルの所
セ	基点1から0度40分 189メートルの所
ソ	基点1から0度54分 199.5メートルの所
タ	基点1から1度29分 214.5メートルの所
チ	基点1から1度50分 238メートルの所
ツ	基点1から1度39分 248.5メートルの所
テ	基点1から1度44分 273メートルの所
ト	基点1から1度24分 293メートルの所
ナ	基点2から-25度19分 22メートルの所
ニ	基点2から-23度22分 27メートルの所
ヌ	基点2から-21度16分 36.5メートルの所
ネ	基点2から-21度57分 53.5メートルの所
ノ	基点2から-22度25分 80メートルの所
ハ	基点2から-22度54分 106メートルの所
ヒ	基点2から-23度14分 114.5メートルの所
フ	基点2から-22度14分 128メートルの所
ヘ	基点2から-20度17分 167メートルの所
ホ	基点2から-18度33分 195メートルの所
マ	基点2から-16度40分 218メートルの所
ミ	基点2から-15度13分 241.5メートルの所
ム	基点2から-14度02分 265メートルの所
メ	基点2から-13度36分 275メートルの所
モ	基点2から-12度48分 288.5メートルの所
ヤ	基点3から-36度27分 15.5メートルの所
ユ	基点3から-21度14分 23メートルの所
ヨ	基点3から-9度13分 40メートルの所

記号等	表示
ラ	基点3から-7度19分 43メートルの所
リ	基点3から-0度11分 64メートルの所
ル	基点3から 0度59分 69.5メートルの所
レ	基点3から 7度06分 93.5メートルの所
ロ	基点3から13度51分 126メートルの所
ワ	基点3から16度35分 148メートルの所
ヲ	基点3から18度38分 170メートルの所
ン	基点3から20度36分 194.5メートルの所
あ	基点3から22度23分 219メートルの所
い	基点3から23度51分 244メートルの所
う	基点3から24度15分 251.5メートルの所
え	基点3から24度38分 259メートルの所
お	基点3から24度54分 263.5メートルの所
か	基点3から25度08分 268.5メートルの所
き	基点3から26度20分 293.5メートルの所
く	基点3から26度33分 298.5メートルの所
け	基点3から27度22分 319メートルの所
こ	基点3から27度51分 338メートルの所
さ	基点3から28度04分 344.5メートルの所
し	基点3から28度47分 370.5メートルの所
す	基点3から29度41分 396.5メートルの所
せ	基点3から29度54分 404メートルの所
そ	基点3から29度31分 435.5メートルの所
た	基点3から29度40分 448メートルの所
ち	基点3から29度43分 449.5メートルの所
つ	基点3から29度49分 451メートルの所
て	基点3から29度54分 451.5メートルの所
と	基点3から30度01分 452メートルの所
な	基点3から30度04分 447.5メートルの所
に	基点3から30度38分 447.5メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

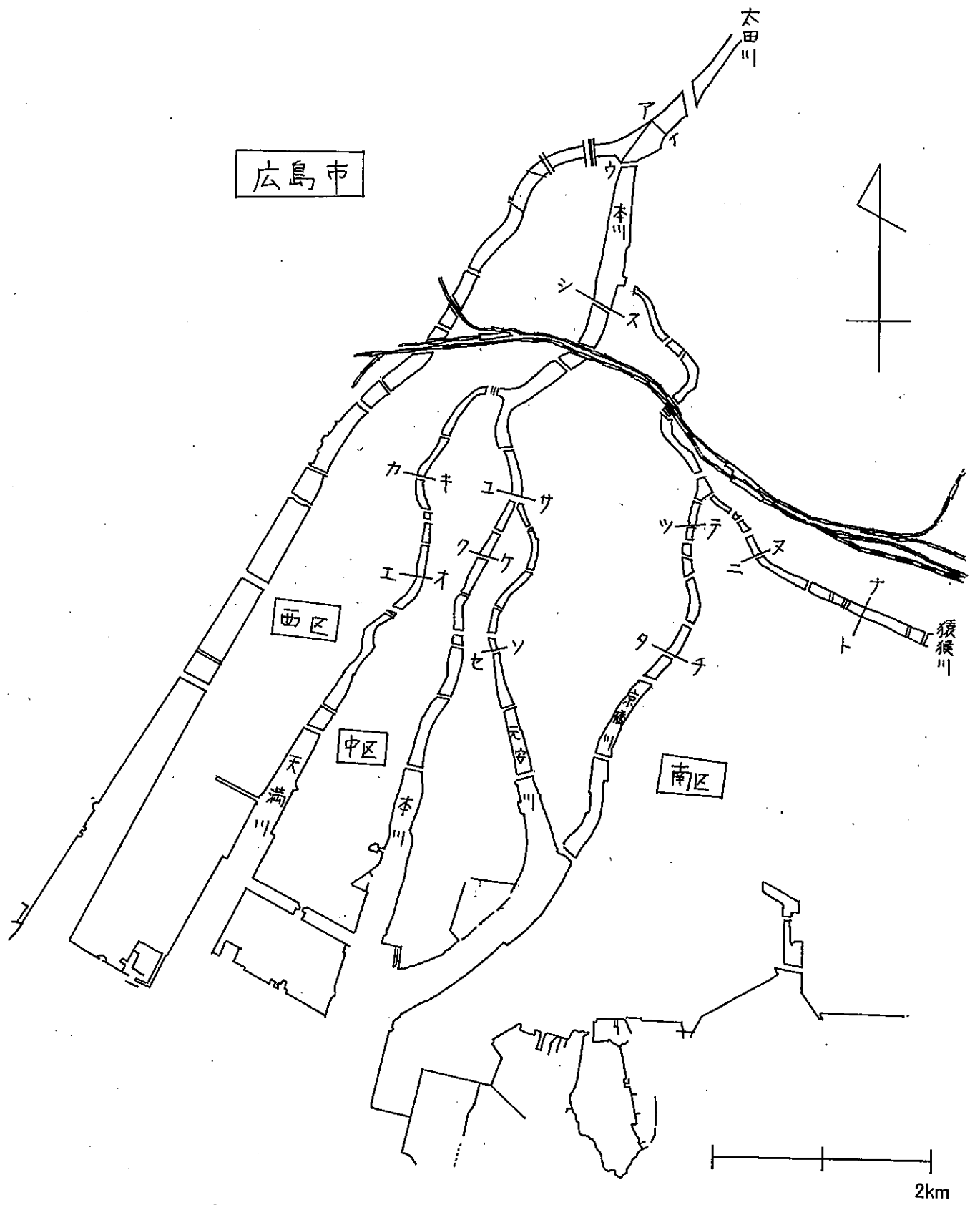
<p>広島市中区胡町、榎町、大手町1～5丁目、上幟町、上八丁堀、銀山町、紙屋町1・2丁目、加古町、河原町、小町、国泰寺町1・2丁目、小網町、光南1～6丁目、堺町1・2丁目、新天地、昭和町、住吉町、千田町1～3丁目、立町、宝町、竹屋町、田中町、鶴見町、鉄砲町、寺町、十日市町1・2丁目、土橋町、流川町、中町、中島町、西白島町、西平塚町、西十日市町、西川口町、猫屋町、幟町、羽衣町、白島北町、白島中町、白島九軒町、橋本町、八丁堀、東白島町、東平塚町、東千田町1・2丁目、広瀬町、広瀬北町、平野町、袋町、富士見町、舟入町、舟入中町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、舟入南1～6丁目、本通、堀川町、本川町1～3丁目、三川町、南竹屋町、南千田西町、南千田東町、南吉島1・2丁目、基町、弥生町、葉研堀、吉島町、吉島東1～3丁目、吉島西1～3丁目、吉島新町1・2丁目、南区旭1～3丁目、青崎1・2丁目、稲荷町、宇品東1～7丁目、宇品神田1～5丁目、宇品御幸1～5丁目、宇品海岸1～3丁目、猿猴橋町、大須賀町、大洲1～5丁目、上東雲町、霞1・2丁目、金屋町、京橋町、荒神町、小磯町、東雲1～3丁目、東雲本町1～3丁目、段原1～4丁目、段原南1・2丁目、段原日出1・2丁目、段原山崎1～3丁目、出汐1～4丁目、出島1・2丁目、仁保新町1・2丁目、西荒神町、東荒神町、西蟹屋1～4丁目、東荒神町、東青崎町、比治山町、比治山本町、比治山公園、堀越1～3丁目、松川町、松原町、的場1・2丁目、皆実町1～6丁目、翠1～5丁目、南大河町、南蟹屋1・2丁目、元宇品町、西翠町、西旭町、西区打越町、大芝1～3丁目、大芝公園、大宮1～3丁目、小河内町1・2丁目、上天満町、観音町、観音本町1・2丁目、観音新町1～4丁目、楠木町1～4丁目、己斐中1～3丁目、己斐西町、己斐上1～6丁目、庚午北1～4丁目、庚午中1～4丁目、庚午南1・2丁目、新庄町、高須1～4丁目、天満町、中広町1～3丁目、西観音町、東観音町、福島町1・2丁目、古江新町、古</p>
--

江東町、古江西町、古江上1・2丁目、南観音町、南観音1～8丁目、都町、三篠北町、三篠町1～3丁目、三滝町、三滝本町1・2丁目、三滝山、山手町、横川新町、横川町1～3丁目、己斐東1丁目、竜王町、己斐大迫1～3丁目、己斐町、己斐本町1～3丁目、東区曙1～5丁目、愛宕町、牛田山、牛田南1・2丁目、牛田東1～4丁目、牛田本町1～6丁目、牛田中1・2丁目、牛田早稲田1～4丁目、牛田旭1・2丁目、牛田新町1～4丁目、尾長町、上大須賀町、中山上1・2丁目、中山鏡が丘、中山北町、中山新町1～3丁目、中山中町、中山西1・2丁目、中山東1～3丁目、中山南1・2丁目、光町1・2丁目、光が丘、東蟹屋町、東山町、二葉の里1～3丁目、戸坂町、戸坂くるめ木1・2丁目、戸坂千足1・2丁目、戸坂惣田1・2丁目、戸坂中町、戸坂桜東町、戸坂桜西町、戸坂桜上町、戸坂山根1・2丁目、戸坂出江1・2丁目、戸坂数甲1・2丁目、戸坂大上1～4丁目、戸坂南1・2丁目、戸坂新町1～3丁目、矢賀町、矢賀新町1～5丁目、山根町、若草町、安佐南区祇園町、祇園1～8丁目、長束1～5丁目、長束町、長束西1～5丁目、西原1～9丁目、山本町、山本4～9丁目、上安1～7丁目、上安町、安芸区上瀬野1・2丁目、上瀬野町、上瀬野南1・2丁目、瀬野1～5丁目、瀬野町、瀬野南1丁目、瀬野南町、中野1～7丁目、中野町、中野東1～7丁目、中野東町、畑賀1～3丁目、畑賀町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



広島市

西区

中区

南区

太田川

本川

猿猴川

2km

公示番号

内水共第10号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
しじみ	1月1日から12月31日

漁場の位置

広島市中区、南区、西区、東区、安佐南区地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、ウアを結んだ2直線から下流、エオ、カキ、クケ、コサ、シスを結んだそれぞれの直線から上流の太田川、天満川、本川（旧太田川）、元安川、京橋川、猿猴川の区域。ただし、次の除外区域を除く。
ア	イから太田川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
イ	太田川における東区牛田新町「祇園新橋」下流側左岸付け根から太田川左岸沿い下流へ220メートルの所
ウ	本川における西区大芝3丁目「大芝橋」上流側右岸付け根
エ	天満川における西区東観音町「観船橋」上流側右岸付け根
オ	天満川における中区舟入町「観船橋」上流側左岸付け根
カ	本川における中区河原町「西平和大橋」上流側右岸付け根
キ	本川における中区中島町「西平和大橋」上流側左岸付け根
ク	元安川における中区住吉町「明治橋」上流側右岸付け根
ケ	元安川における中区大手町5丁目「明治橋」上流側左岸付け根
コ	京橋川における中区鶴見町「比治山橋」上流側右岸付け根
サ	京橋川における南区比治山本町「比治山橋」上流側左岸付け根
シ	猿猴川における南区上東雲町「東大橋」下流側右岸付け根から猿猴川右岸沿い下流へ150メートルの所
ス	猿猴川における南区大洲1丁目「東大橋」下流側左岸付け根から猿猴川左岸沿い下流へ150メートルの所

除外区域

記号等	表示
除外区域1	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	京橋川における中区鶴見町「比治山橋」上流側右岸付け根
基点2	京橋川における中区橋本町「京橋」上流側右岸付け根から京橋川右岸沿い上流へ60メートルの所
除外区域2	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	京橋川における南区比治山本町「比治山橋」上流側左岸付け根
基点2	京橋川における南区京橋町京橋公園スベリ東側付け根
除外区域3	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	猿猴川における南区西蟹屋1丁目「大正橋」上流側左岸付け根から猿猴川左岸沿い上流へ23メートルの所
基点2	京橋川における南区大須賀町「栄橋」上流側左岸付け根
除外区域4	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	猿猴川における南区上東雲町「東大橋」上流側右岸付け根
基点2	猿猴川における南区京橋町京橋公園スベリ東側付け根
除外区域5	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域

記号等	表示
基点1	猿猴川における南区上東雲町「東大橋」下流側右岸付け根
基点2	1から猿猴川右岸沿い下流へ150メートルの所
除外区域6	猿猴川における「駅前大橋」橋脚構造物敷及び橋脚保護工の区域
除外区域7	次のアイ、ウエの間の河川構造物敷及び保護工の区域と橋脚構造物敷の区域
基点1	中区舟入町舟入第1公園便所西角
ア	天満川における西区東観音町「観船橋」上流側右岸付け根
イ	基点1から326度10分120.5メートルの所
ウ	天満川における中区舟入町「観船橋」上流側左岸付け根
エ	基点1から0度45分71.6メートルの所
除外区域8	次のアイの間の河川構造物敷及び保護工の区域と橋脚構造物敷の区域
基点1	京橋川における南区松川町「東広島橋」左岸下流側付け根のパラベット南西角
ア	基点1から241度30分84.2メートルの所
イ	基点1から252度30分81.7メートルの所
除外区域9	次の1、2の間及び3、4の間の「横川橋」架替工事に伴う河川構造物敷の区域
基点1	天満川における西区横川町「横川新橋」上流側右岸付け根
基点2	1から天満川右岸沿い上流へ60メートルの所
基点3	天満川における中区広瀬北町「横川新橋」上流側左岸付け根
基点4	3から天満川左岸沿い上流へ60メートルの所
除外区域10	次の1、2の間の都市計画道路事業護岸改良工事に伴う河川構造物敷の区域
基点1	広島市東区二葉の里における京橋川左岸と二又川左岸との交点から京橋川左岸沿い下流へ79メートルの所
基点2	広島市東区二葉の里における京橋川左岸と二又川左岸との交点から京橋川左岸沿い下流へ203.5メートルの所
除外区域11	次の1、2の間及び3、4の間の「鶴見橋」架替工事に伴う河川構造物敷の区域
基点1	京橋川における中区鶴見町「比治山橋」上流側右岸付け根から護岸沿い上流へ310メートルの所
基点2	京橋川における中区鶴見町「比治山橋」上流側右岸付け根から護岸沿い上流へ403メートルの所
基点3	京橋川における南区比治山本町「比治山橋」上流側左岸付け根から護岸沿い上流へ298メートルの所
基点4	京橋川における南区比治山本町「比治山橋」上流側左岸付け根から護岸沿い上流へ398メートルの所
除外区域12	次の1、2の間及び3、4の間の「元安橋」架替工事に伴う河川構造物敷の区域
基点1	元安川における中区中島町「元安橋」上流側右岸付け根から右岸沿い上流へ25メートルの所
基点2	元安川における中区中島町「元安橋」下流側右岸付け根から右岸沿い下流へ27メートルの所
基点3	元安川における中区大手町1丁目「元安橋」上流側左岸付け根から左岸沿い上流へ25メートルの所
基点4	元安川における中区大手町1丁目「元安橋」下流側左岸付け根から左岸沿い下流へ20メートルの所
除外区域13	次の1、2の間の「空鞆橋」下の護岸工事に伴う河川構造物敷の区域
基点1	本川における中区基町「空鞆橋」上流側左岸付け根から左岸沿い上流へ42メートルの所
基点2	本川における中区基町「空鞆橋」下流側左岸付け根
除外区域14	次のアイ、ウエの間の河川構造物敷の区域と橋脚構造物敷の区域
基点1	京橋川における南区稲荷町「東広島橋」左岸上流パラベット南西角
ア	基点1から207度00分102.9メートルの所
イ	基点1から197度00分122.0メートルの所
ウ	基点1から157度90分32.7メートルの所
エ	基点1から161度60分58.4メートルの所
除外区域15	次のアイ、ウエの間の河川構造物敷の区域と橋脚構造物敷の区域（猿猴川）
基点1	仁保島二等三角点より344度11分43秒2374.3544メートルの所
ア	基点1から316度24分27秒282.5605メートルの所
イ	基点1から320度46分20秒236.4572メートルの所

記号等	表示
ウ	基点1から299度6分58秒268.5915メートルの所
工	基点1から299度38分8秒215.8566メートルの所
除外区域16	次のアイ、ウ工の間の河川構造物敷の区域(元安川)
基点1	元安川左岸 大手町5丁目西側 距離標1/100(明治橋南側東詰から339度36分35.5メートルの所)
基点2	元安川右岸 住吉町東側 距離標1/100(明治橋南側東詰から278度24分89メートルの所)
ア	基点1から247度27分76メートルの所
イ	基点1から234度13分79メートルの所
ウ	基点2から93度2分84メートルの所
工	基点2から79度12分75.5メートルの所
除外区域17	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	猿猴川における南区西蟹屋1丁目「東大橋」上流側左岸付け根
基点2	猿猴川における南区西蟹屋4丁目「大正橋」下流側左岸付け根
除外区域18	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	猿猴川における南区西蟹屋1丁目「東大橋」下流側左岸付け根
基点2	1から猿猴川左岸沿い下流へ150メートルの所
除外区域19	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソアを結んだ15直線によって囲まれた区域。次のタチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネタを結んだ9直線によって囲まれた区域。次のノハ、ハヒ、ヒフ、フヘ、ヘホ、ホノを結んだ6直線によって囲まれた区域(猿猴川)
基点1	比治山四等三角点
ア	基点1から64度41分11秒1192.706メートルの所
イ	基点1から67度04分45秒1231.637メートルの所
ウ	基点1から67度12分20秒1228.258メートルの所
エ	基点1から67度09分46秒1227.516メートルの所
オ	基点1から67度03分47秒1224.349メートルの所
カ	基点1から67度03分02秒1220.212メートルの所
キ	基点1から67度21分49秒1211.440メートルの所
ク	基点1から66度39分19秒1195.067メートルの所
ケ	基点1から66度03分48秒1198.430メートルの所
コ	基点1から65度22分45秒1186.149メートルの所
サ	基点1から65度19分01秒1187.864メートルの所
シ	基点1から65度12分47秒1189.556メートルの所
ス	基点1から65度05分57秒1190.356メートルの所
セ	基点1から64度57分27秒1190.245メートルの所
ソ	基点1から64度48分14秒1189.427メートルの所
タ	基点1から63度09分33秒1251.933メートルの所
チ	基点1から63度01分38秒1255.152メートルの所
ツ	基点1から63度05分30秒1256.398メートルの所
テ	基点1から62度41分33秒1266.843メートルの所
ト	基点1から63度12分55秒1276.934メートルの所
ナ	基点1から64度11分46秒1299.216メートルの所
ニ	基点1から64度40分06秒1288.702メートルの所
ヌ	基点1から64度55分53秒1294.431メートルの所
ネ	基点1から65度03分49秒1291.321メートルの所
ノ	基点1から64度46分49秒1235.307メートルの所
ハ	基点1から64度42分53秒1235.344メートルの所
ヒ	基点1から64度43分00秒1236.758メートルの所

記号等	表示
フ	基点1から65度30分46秒 1253.391メートルの所
へ	基点1から65度34分39秒 1253.375メートルの所
ホ	基点1から65度34分36秒 1251.960メートルの所
除外区域20	次のアイをアから46度02分7メートルの点を中心として半径7メートルの円弧（北西側の線）で結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソを結んだ13直線と護岸とによって囲まれた区域。次のタチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハヒ、ヒフを結んだ12直線とフへをフから142度31分4メートルの点を中心として半径4メートルの円弧（北東側の線）と護岸とによって囲まれた区域（天満川）
基点1	太田川水系天満川 右岸1k800 キロポスト
基点2	太田川水系天満川 左岸1k800 キロポスト
ア	基点1から-178度16分 272.5メートルの所
イ	基点1から-179度51分 265.0メートルの所
ウ	基点1から-179度46分 242.5メートルの所
エ	基点1から-179度22分 237.5メートルの所
オ	基点1から-178度48分 234.0メートルの所
カ	基点1から-178度16分 218.5メートルの所
キ	基点1から-177度27分 191.0メートルの所
ク	基点1から-177度16分 176.5メートルの所
ケ	基点1から-177度22分 135.5メートルの所
コ	基点1から-177度58分 122.0メートルの所
サ	基点1から-179度21分 98.0メートルの所
シ	基点1から-174度15分 49.0メートルの所
ス	基点1から 163度40分 26.0メートルの所
セ	基点1から 131度45分 12.0メートルの所
ソ	基点1から 58度47分 2.0メートルの所
タ	基点2から- 11度49分 6.0メートルの所
チ	基点2から-109度33分 9.5メートルの所
ツ	基点2から-174度58分 52.5メートルの所
テ	基点2から-178度40分 87.0メートルの所
ト	基点2から-179度35分 107.5メートルの所
ナ	基点2から-179度40分 122.5メートルの所
ニ	基点2から-179度22分 130.5メートルの所
ヌ	基点2から-177度38分 164.0メートルの所
ネ	基点2から-177度06分 208.0メートルの所
ノ	基点2から-177度06分 219.5メートルの所
ハ	基点2から-177度30分 237.5メートルの所
ヒ	基点2から-178度16分 268.0メートルの所
フ	基点2から-177度56分 288.0メートルの所
へ	基点2から-178度28分 291.0メートルの所
除外区域21	次のアイ、イウ、ウエ及びエアを結んだ線によって囲まれた区域
基点1	猿猴川右岸における広島市南区上東雲町1段原ポンプ場北の護岸堤防階段西側付け根から護岸沿い上流へ33.35メートルの所
ア	基点1から112度00分 56.4メートルの所
イ	基点1から106度90分 56.6メートルの所
ウ	基点1から107度70分 69.7メートルの所
エ	基点1から111度80分 69.6メートルの所

記号等	表示
除外区域 22	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタを結んだ15直線と護岸とによって囲まれた区域。次のチツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハヒ、ヒフ、フヘ、ヘホ、ホマ、マミ、ミム、ムメ、メモ、モヤ、ヤユ、ユヨ、ヨヲ、ラリ、リル、ルレ、レロ、ロワ、ワヲ、ヲン、ンあ、あい、いう、うえ、えお、おか、かき、きく、くけ、けこ、こさ、さし、しす、すせ、せそ、そた、たち、ちつ、つて、てとを結んだ49直線と護岸とによって囲まれた区域。次のなに、にぬ、ぬね、ねの、のは、はひ、ひふ、ふへ、へほ、ほま、まみ、みむ、むめ、めも、もや、やゆ、ゆよ、よら、らり、りる、るれ、れろを結んだ22直線と護岸とによって囲まれた区域（天満川右岸）
基点1	太田川水系天満川 右岸 1k800キロポスト
基点2	太田川水系天満川 右岸 2k200キロポスト
基点3	太田川水系天満川 右岸 2k400キロポスト
基点4	太田川水系天満川 右岸 2k800キロポスト
ア	基点1から13度29分 16メートルの所
イ	基点1から20度45分 16.5メートルの所
ウ	基点1から28度01分 17.5メートルの所
エ	基点1から32度32分 18.5メートルの所
オ	基点1から35度19分 20.5メートルの所
カ	基点1から36度27分 22.5メートルの所
キ	基点1から36度02分 25メートルの所
ク	基点1から34度44分 26.5メートルの所
ケ	基点1から22度45分 51メートルの所
コ	基点1から21度35分 56メートルの所
サ	基点1から10度52分 179メートルの所
シ	基点1から 9度59分 206メートルの所
ス	基点1から 8度52分 255メートルの所
セ	基点1から 8度27分 279.5メートルの所
ソ	基点1から 8度11分 298.5メートルの所
タ	基点1から 7度26分 321.5メートルの所
チ	基点2から-2度47分 29.5メートルの所
ツ	基点2から-4度49分 36.5メートルの所
テ	基点2から-10度34分 56メートルの所
ト	基点2から-14度14分 83メートルの所
ナ	基点2から-13度50分 110メートルの所
ニ	基点2から-11度58分 135.5メートルの所
ヌ	基点2から-10度34分 161.5メートルの所
ネ	基点2から-9度51分 187.5メートルの所
ノ	基点2から-8度13分 213メートルの所
ハ	基点2から-6度49分 241メートルの所
ヒ	基点3から17度51分 59メートルの所
フ	基点3から15度52分 87.5メートルの所
ヘ	基点3から15度40分 115.5メートルの所
ホ	基点3から17度55分 141.5メートルの所
マ	基点3から19度12分 153メートルの所
ミ	基点3から19度58分 168メートルの所
ム	基点3から23度43分 193.5メートルの所
メ	基点3から26度29分 218.5メートルの所
モ	基点3から28度14分 242メートルの所
ヤ	基点3から29度35分 266メートルの所

記号等	表示
ユ	基点3から30度35分 291.5メートルの所
ヨ	基点3から30度52分 300メートルの所
ラ	基点3から31度01分 317.5メートルの所
リ	基点3から31度13分 342.5メートルの所
ル	基点3から31度23分 367.5メートルの所
レ	基点3から31度26分 377メートルの所
ロ	基点3から31度23分 387.5メートルの所
ワ	基点3から31度22分 389.5メートルの所
ヲ	基点3から31度23分 392.5メートルの所
ン	基点3から31度24分 396メートルの所
あ	基点3から31度25分 398メートルの所
い	基点3から31度33分 409メートルの所
う	基点3から31度34分 411メートルの所
え	基点3から31度35分 414メートルの所
お	基点3から31度35分 414.5メートルの所
か	基点3から31度35分 416.5メートルの所
き	基点3から31度34分 418.5メートルの所
く	基点3から31度32分 422.5メートルの所
け	基点3から31度28分 426.5メートルの所
こ	基点3から31度22分 430.5メートルの所
さ	基点3から31度06分 440メートルの所
し	基点3から30度44分 453.5メートルの所
す	基点3から30度18分 464メートルの所
せ	基点3から30度15分 465メートルの所
そ	基点3から30度08分 466メートルの所
た	基点3から29度59分 467メートルの所
ち	基点3から29度45分 467.5メートルの所
つ	基点3から29度34分 468メートルの所
て	基点3から29度24分 467.5メートルの所
と	基点3から29度04分 466.5メートルの所
な	基点4から22度42分 80.5メートルの所
に	基点4から23度08分 81.5メートルの所
ぬ	基点4から23度52分 83.5メートルの所
ね	基点4から23度35分 104メートルの所
の	基点4から23度33分 129メートルの所
は	基点4から23度33分 135メートルの所
ひ	基点4から23度31分 147.5メートルの所
ふ	基点4から23度30分 156メートルの所
へ	基点4から23度28分 171メートルの所
ほ	基点4から23度27分 178.5メートルの所
ま	基点4から23度23分 194.5メートルの所
み	基点4から23度23分 195メートルの所
む	基点4から23度30分 200メートルの所
め	基点4から24度00分 223メートルの所
も	基点4から24度04分 227メートルの所
や	基点4から24度22分 248.5メートルの所

記号等	表示
ゆ	基点4から24度22分 249メートルの所
よ	基点4から24度32分 263.5メートルの所
ら	基点4から24度44分 281.5メートルの所
り	基点4から24度48分 287.5メートルの所
る	基点4から24度56分 295メートルの所
れ	基点4から24度59分 298メートルの所
ろ	基点4から24度57分 298.5メートルの所
除外区域23	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハヒ、ヒフ、フヘ、ヘホ、ホマ、マミ、ミム、ムメ、メモ、モヤ、ヤユ、ユヨ、ヨラ、ラリ、リル、ルレ、レロ、ロワ、ワヲ、ヲン、ンあ、あい、いう、うえ、えお、おか、かき、きく、くけ、けこ、こさ、さし、しす、すせ、せそ、そた、たち、ちつ、つて、てと、とな、なにを結んだ67直線と護岸とによって囲まれた区域(天満川左岸)
基点1	太田川水系天満川 左岸 1k800キロポスト
基点2	太田川水系天満川 左岸 2k100キロポスト
基点3	太田川水系天満川 左岸 2k400キロポスト
ア	基点1から3度24分 16メートルの所
イ	基点1から-8度35分 17メートルの所
ウ	基点1から-13度06分 18メートルの所
エ	基点1から-15度54分 19メートルの所
オ	基点1から-18度28分 20メートルの所
カ	基点1から-20度12分 22.5メートルの所
キ	基点1から-20度21分 24.5メートルの所
ク	基点1から-20度02分 25メートルの所
ケ	基点1から-18度54分 27メートルの所
コ	基点1から-3度52分 75メートルの所
サ	基点1から-2度08分 100メートルの所
シ	基点1から-1度34分 125メートルの所
ス	基点1から-0度28分 150メートルの所
セ	基点1から0度40分 189メートルの所
ソ	基点1から0度54分 199.5メートルの所
タ	基点1から1度29分 214.5メートルの所
チ	基点1から1度50分 238メートルの所
ツ	基点1から1度39分 248.5メートルの所
テ	基点1から1度44分 273メートルの所
ト	基点1から1度24分 293メートルの所
ナ	基点2から-25度19分 22メートルの所
ニ	基点2から-23度22分 27メートルの所
ヌ	基点2から-21度16分 36.5メートルの所
ネ	基点2から-21度57分 53.5メートルの所
ノ	基点2から-22度25分 80メートルの所
ハ	基点2から-22度54分 106メートルの所
ヒ	基点2から-23度14分 114.5メートルの所
フ	基点2から-22度14分 128メートルの所
ヘ	基点2から-20度17分 167メートルの所
ホ	基点2から-18度33分 195メートルの所
マ	基点2から-16度40分 218メートルの所

記号等	表示
ミ	基点2から-15度13分 241.5メートルの所
ム	基点2から-14度02分 265メートルの所
メ	基点2から-13度36分 275メートルの所
モ	基点2から-12度48分 288.5メートルの所
ヤ	基点3から-36度27分 15.5メートルの所
ユ	基点3から-21度14分 23メートルの所
ヨ	基点3から-9度13分 40メートルの所
ラ	基点3から-7度19分 43メートルの所
リ	基点3から-0度11分 64メートルの所
ル	基点3から 0度59分 69.5メートルの所
レ	基点3から 7度06分 93.5メートルの所
ロ	基点3から13度51分 126メートルの所
ワ	基点3から16度35分 148メートルの所
ヲ	基点3から18度38分 170メートルの所
ン	基点3から20度36分 194.5メートルの所
あ	基点3から22度23分 219メートルの所
い	基点3から23度51分 244メートルの所
う	基点3から24度15分 251.5メートルの所
え	基点3から24度38分 259メートルの所
お	基点3から24度54分 263.5メートルの所
か	基点3から25度08分 268.5メートルの所
き	基点3から26度20分 293.5メートルの所
く	基点3から26度33分 298.5メートルの所
け	基点3から27度22分 319メートルの所
こ	基点3から27度51分 338メートルの所
さ	基点3から28度04分 344.5メートルの所
し	基点3から28度47分 370.5メートルの所
す	基点3から29度41分 396.5メートルの所
せ	基点3から29度54分 404メートルの所
そ	基点3から29度31分 435.5メートルの所
た	基点3から29度40分 448メートルの所
ち	基点3から29度43分 449.5メートルの所
つ	基点3から29度49分 451メートルの所
て	基点3から29度54分 451.5メートルの所
と	基点3から30度01分 452メートルの所
な	基点3から30度04分 447.5メートルの所
に	基点3から30度38分 447.5メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市中区胡町、榎町、大手町1～5丁目、上幟町、上八丁堀、銀山町、紙屋町1・2丁目、加古町、河原町、小町、国泰寺町1・2丁目、小網町、光南1～6丁目、堺町1・2丁目、新天地、昭和町、住吉町、千田町1～3丁目、立町、宝町、竹屋町、田中町、鶴見町、鉄砲町、寺町、十日市町1・2丁目、土橋町、流川町、中町、中島町、西白島町、西平塚町、西十日市町、西川口町、猫屋町、幟町、羽衣町、白島北町、白島中町、白島九軒町、橋本町、八丁堀、東白島町、東平塚町、東千田町1・2丁目、広瀬町、広瀬北町、平野町、袋町、富士見町、舟入町、舟入中町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、舟入南1～6丁目、本通、堀川町、本川町1～3丁目、三川町、南竹屋町、南千田西町、南千田東町、南吉島1・2丁目、基町、弥生町、葉研堀、吉島町、吉島東

1～3丁目、吉島西1～3丁目、吉島新町1・2丁目、南区旭1～3丁目、青崎1・2丁目、稻荷町、宇品東1～7丁目、宇品神田1～5丁目、宇品御幸1～5丁目、宇品海岸1～3丁目、猿猴橋町、大須賀町、大洲1～5丁目、上東雲町、霞1・2丁目、金屋町、京橋町、荒神町、小磯町、東雲1～3丁目、東雲本町1～3丁目、段原1～4丁目、段原南1・2丁目、段原日出1・2丁目、段原山崎1～3丁目、出汐1～4丁目、出島1・2丁目、仁保新町1・2丁目、西荒神町、東駅町、西蟹屋1～4丁目、東荒神町、東青崎町、比治山町、比治山本町、比治山公園、堀越1～3丁目、松川町、松原町、的場1・2丁目、皆実町1～6丁目、翠1～5丁目、南大河町、南蟹屋1・2丁目、元宇品町、西翠町、西旭町、西区打越町、大芝1～3丁目、大芝公園、大宮1～3丁目、小河内町1・2丁目、上天満町、観音町、観音本町1・2丁目、観音新町1～4丁目、楠木町1～4丁目、己斐中1～3丁目、己斐西町、己斐上1～6丁目、庚午北1～4丁目、庚午中1～4丁目、庚午南1・2丁目、新庄町、高須1～4丁目、天満町、中広町1～3丁目、西観音町、東観音町、福島町1・2丁目、古江新町、古江東町、古江西町、古江上1・2丁目、南観音町、南観音1～8丁目、都町、三篠北町、三篠町1～3丁目、三滝町、三滝本町1・2丁目、三滝山、山手町、横川新町、横川町1～3丁目、己斐東1丁目、竜王町、己斐大迫1～3丁目、己斐町、己斐本町1～3丁目、東区曙1～5丁目、愛宕町、牛田山、牛田南1・2丁目、牛田東1～4丁目、牛田本町1～6丁目、牛田中1・2丁目、牛田早稲田1～4丁目、牛田旭1・2丁目、牛田新町1～4丁目、尾長町、上大須賀町、中山上1・2丁目、中山鏡が丘、中山北町、中山新町1～3丁目、中山中町、中山西1・2丁目、中山東1～3丁目、中山南1・2丁目、光町1・2丁目、光が丘、東蟹屋町、東山町、二葉の里1～3丁目、戸坂町、戸坂くるめ木1・2丁目、戸坂千足1・2丁目、戸坂惣田1・2丁目、戸坂中町、戸坂桜東町、戸坂桜西町、戸坂桜上町、戸坂山根1・2丁目、戸坂出江1・2丁目、戸坂数甲1・2丁目、戸坂大上1～4丁目、戸坂南1・2丁目、戸坂新町1～3丁目、矢賀町、矢賀新町1～5丁目、山根町、若草町、安佐南区祇園町、祇園1～8丁目、長束1～5丁目、長束町、長東西1～5丁目、西原1～9丁目、山本町、山本4～9丁目、上安1～7丁目、上安町、安芸区上瀬野1・2丁目、上瀬野町、上瀬野南1・2丁目、瀬野1～5丁目、瀬野町、瀬野南1丁目、瀬野南町、中野1～7丁目、中野町、中野東1～7丁目、中野東町、畑賀1～3丁目、畑賀町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

広島市

太田川

本川



猿猴川

カ

キ

エ

オ

ク

ケ

コ

サ

天

溝

本

川

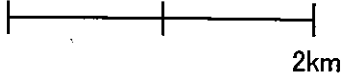
元

安

川

ス

シ



公示番号

内水共第11号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
えむし	1月1日から12月31日

漁場の位置

広島市西区、中区地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から下流、ウエ、オカを結んだそれぞれの直線から上流の本川（旧太田川）、天満川の区域。ただし、次の除外区域を除く。
ア	西区横川町1丁目5交差点（三叉路）南の護岸階段（東側）護岸角
イ	アから中区基町「堀川排水口」上流側階段付け根から太田川左岸沿い上流へ26メートルの所（中区基町「三篠橋」下流側左岸付け根から左岸沿い下流へ525メートルの所）
ウ	天満川における西区東観音町「観船橋」上流側右岸付け根
エ	天満川における中区舟入町「観船橋」上流側左岸付け根
オ	本川における中区本川町2丁目「相生橋」上流側右岸付け根から右岸沿い（延長線）上流へ200メートルの所
カ	本川における中区基町「相生橋」上流側左岸付け根から左岸沿い（延長線）上流へ200メートルの所

除外区域

記号等	表示
除外区域1	次の1、2の間の「横川橋」架替工事に伴う河川構造物敷の区域
基点1	天満川における西区横川町「横川新橋」上流側右岸付け根
基点2	天満川における西区横川町「横川橋」下流側右岸付け根
除外区域2	次のアイ、ウエの間の河川構造物敷及び保護工の区域と橋脚構造物敷の区域
基点1	中区舟入町舟入第1公園便所西角
ア	天満川における西区東観音町「観船橋」上流側右岸付け根
イ	基点1から326度10分120.5メートルの所
ウ	天満川における中区舟入町「観船橋」上流側左岸付け根
エ	基点1から0度45分71.6メートルの所
除外区域3	次の1、2の間の「空鞆橋」下の護岸工事に伴う河川構造物敷の区域
基点1	本川における中区基町「空鞆橋」上流側左岸付け根から左岸沿い上流へ42メートルの所
基点2	本川における中区基町「空鞆橋」下流側左岸付け根
除外区域4	次のアイをアから46度02分7メートルの点を中心として半径7メートルの円弧（北西側の線）で結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソを結んだ13直線と護岸とによって囲まれた区域。次のタチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハヒ、ヒフを結んだ12直線とフへをフから142度31分4メートルの点を中心として半径4メートルの円弧（北東側の線）と護岸とによって囲まれた区域（天満川）
基点1	太田川水系天満川 右岸1k800 キロポスト
基点2	太田川水系天満川 左岸1k800 キロポスト
ア	基点1から-178度16分272.5メートルの所
イ	基点1から-179度51分265.0メートルの所
ウ	基点1から-179度46分242.5メートルの所
エ	基点1から-179度22分237.5メートルの所

記号等	表示
オ	基点1から-178度48分 234.0メートルの所
カ	基点1から-178度16分 218.5メートルの所
キ	基点1から-177度27分 191.0メートルの所
ク	基点1から-177度16分 176.5メートルの所
ケ	基点1から-177度22分 135.5メートルの所
コ	基点1から-177度58分 122.0メートルの所
サ	基点1から-179度21分 98.0メートルの所
シ	基点1から-174度15分 49.0メートルの所
ス	基点1から 163度40分 26.0メートルの所
セ	基点1から 131度45分 12.0メートルの所
ソ	基点1から 58度47分 2.0メートルの所
タ	基点2から- 11度49分 6.0メートルの所
チ	基点2から-109度33分 9.5メートルの所
ツ	基点2から-174度58分 52.5メートルの所
テ	基点2から-178度40分 87.0メートルの所
ト	基点2から-179度35分 107.5メートルの所
ナ	基点2から-179度40分 122.5メートルの所
ニ	基点2から-179度22分 130.5メートルの所
ヌ	基点2から-177度38分 164.0メートルの所
ネ	基点2から-177度06分 208.0メートルの所
ノ	基点2から-177度06分 219.5メートルの所
ハ	基点2から-177度30分 237.5メートルの所
ヒ	基点2から-178度16分 268.0メートルの所
フ	基点2から-177度56分 288.0メートルの所
ヘ	基点2から-178度28分 291.0メートルの所
除外区域5	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタを結んだ15直線と護岸とによって囲まれた区域。次のチツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハヒ、ヒフ、フヘ、ヘホ、ホマ、マミ、ミム、ムメ、メモ、モヤ、ヤユ、ユヨ、ヨラ、ラリ、リル、ルレ、レロ、ロワ、ワヲ、ヨン、ンあ、あい、いう、うえ、えお、おか、かき、きく、くけ、けこ、こさ、さし、しす、すせ、せそ、そた、たち、ちつ、つて、てとを結んだ49直線と護岸とによって囲まれた区域。次のなに、にぬ、ぬね、ねの、のは、はひ、ひふ、ふへ、へほ、ほま、まみ、みむ、むめ、めも、もや、やゆ、ゆよ、よら、らり、りる、るれ、れるを結んだ22直線と護岸とによって囲まれた区域（天満川右岸）
基点1	太田川水系天満川 右岸 1k800キロポスト
基点2	太田川水系天満川 右岸 2k200キロポスト
基点3	太田川水系天満川 右岸 2k400キロポスト
基点4	太田川水系天満川 右岸 2k800キロポスト
ア	基点1から13度29分 16メートルの所
イ	基点1から20度45分 16.5メートルの所
ウ	基点1から28度01分 17.5メートルの所
エ	基点1から32度32分 18.5メートルの所
オ	基点1から35度19分 20.5メートルの所
カ	基点1から36度27分 22.5メートルの所
キ	基点1から36度02分 25メートルの所
ク	基点1から34度44分 26.5メートルの所
ケ	基点1から22度45分 51メートルの所
コ	基点1から21度35分 56メートルの所
サ	基点1から10度52分 179メートルの所

記号等	表示
シ	基点1から9度59分 206メートルの所
ス	基点1から8度52分 255メートルの所
セ	基点1から8度27分 279.5メートルの所
ソ	基点1から8度11分 298.5メートルの所
タ	基点1から7度26分 321.5メートルの所
チ	基点2から-2度47分 29.5メートルの所
ツ	基点2から-4度49分 36.5メートルの所
テ	基点2から-10度34分 56メートルの所
ト	基点2から-14度14分 83メートルの所
ナ	基点2から-13度50分 110メートルの所
ニ	基点2から-11度58分 135.5メートルの所
ヌ	基点2から-10度34分 161.5メートルの所
ネ	基点2から-9度51分 187.5メートルの所
ノ	基点2から-8度13分 213メートルの所
ハ	基点2から-6度49分 241メートルの所
ヒ	基点3から17度51分 59メートルの所
フ	基点3から15度52分 87.5メートルの所
ヘ	基点3から15度40分 115.5メートルの所
ホ	基点3から17度55分 141.5メートルの所
マ	基点3から19度12分 153メートルの所
ミ	基点3から19度58分 168メートルの所
ム	基点3から23度43分 193.5メートルの所
メ	基点3から26度29分 218.5メートルの所
モ	基点3から28度14分 242メートルの所
ヤ	基点3から29度35分 266メートルの所
ユ	基点3から30度35分 291.5メートルの所
ヨ	基点3から30度52分 300メートルの所
ラ	基点3から31度01分 317.5メートルの所
リ	基点3から31度13分 342.5メートルの所
ル	基点3から31度23分 367.5メートルの所
レ	基点3から31度26分 377メートルの所
ロ	基点3から31度23分 387.5メートルの所
ワ	基点3から31度22分 389.5メートルの所
ヲ	基点3から31度23分 392.5メートルの所
ン	基点3から31度24分 396メートルの所
あ	基点3から31度25分 398メートルの所
い	基点3から31度33分 409メートルの所
う	基点3から31度34分 411メートルの所
え	基点3から31度35分 414メートルの所
お	基点3から31度35分 414.5メートルの所
か	基点3から31度35分 416.5メートルの所
き	基点3から31度34分 418.5メートルの所
く	基点3から31度32分 422.5メートルの所
け	基点3から31度28分 426.5メートルの所
こ	基点3から31度22分 430.5メートルの所
さ	基点3から31度06分 440メートルの所

記号等	表示
し	基点3から30度44分 453.5メートルの所
す	基点3から30度18分 464メートルの所
せ	基点3から30度15分 465メートルの所
そ	基点3から30度08分 466メートルの所
た	基点3から29度59分 467メートルの所
ち	基点3から29度45分 467.5メートルの所
つ	基点3から29度34分 468メートルの所
て	基点3から29度24分 467.5メートルの所
と	基点3から29度04分 466.5メートルの所
な	基点4から22度42分 80.5メートルの所
に	基点4から23度08分 81.5メートルの所
ぬ	基点4から23度52分 83.5メートルの所
ね	基点4から23度35分 104メートルの所
の	基点4から23度33分 129メートルの所
は	基点4から23度33分 135メートルの所
ひ	基点4から23度31分 147.5メートルの所
ふ	基点4から23度30分 156メートルの所
へ	基点4から23度28分 171メートルの所
ほ	基点4から23度27分 178.5メートルの所
ま	基点4から23度23分 194.5メートルの所
み	基点4から23度23分 195メートルの所
む	基点4から23度30分 200メートルの所
め	基点4から24度00分 223メートルの所
も	基点4から24度04分 227メートルの所
や	基点4から24度22分 248.5メートルの所
ゆ	基点4から24度22分 249メートルの所
よ	基点4から24度32分 263.5メートルの所
ら	基点4から24度44分 281.5メートルの所
り	基点4から24度48分 287.5メートルの所
る	基点4から24度56分 295メートルの所
れ	基点4から24度59分 298メートルの所
ろ	基点4から24度57分 298.5メートルの所
除外区域6	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハヒ、ヒフ、フヘ、ヘホ、ホマ、マミ、ミム、ムメ、メモ、モヤ、ヤユ、ユヨ、ヨラ、ラリ、リル、ルレ、レロ、ロワ、ワヲ、ヲン、ンあ、あい、いう、うえ、えお、おか、かき、きく、くけ、けこ、こさ、さし、しす、すせ、せそ、そた、たち、ちつ、つて、てと、とな、なにを結んだ67直線と護岸とによって囲まれた区域（天満川左岸）
基点1	太田川水系天満川 左岸 1k800キロポスト
基点2	太田川水系天満川 左岸 2k100キロポスト
基点3	太田川水系天満川 左岸 2k400キロポスト
ア	基点1から 3度24分 16メートルの所
イ	基点1から-8度35分 17メートルの所
ウ	基点1から-13度06分 18メートルの所
エ	基点1から-15度54分 19メートルの所
オ	基点1から-18度28分 20メートルの所
カ	基点1から-20度12分 22.5メートルの所

記号等	表示
キ	基点1から-20度21分 24.5メートルの所
ク	基点1から-20度02分 25メートルの所
ケ	基点1から-18度54分 27メートルの所
コ	基点1から-3度52分 75メートルの所
サ	基点1から-2度08分 100メートルの所
シ	基点1から-1度34分 125メートルの所
ス	基点1から-0度28分 150メートルの所
セ	基点1から 0度40分 189メートルの所
ソ	基点1から 0度54分 199.5メートルの所
タ	基点1から 1度29分 214.5メートルの所
チ	基点1から 1度50分 238メートルの所
ツ	基点1から 1度39分 248.5メートルの所
テ	基点1から 1度44分 273メートルの所
ト	基点1から 1度24分 293メートルの所
ナ	基点2から-25度19分 22メートルの所
ニ	基点2から-23度22分 27メートルの所
ヌ	基点2から-21度16分 36.5メートルの所
ネ	基点2から-21度57分 53.5メートルの所
ノ	基点2から-22度25分 80メートルの所
ハ	基点2から-22度54分 106メートルの所
ヒ	基点2から-23度14分 114.5メートルの所
フ	基点2から-22度14分 128メートルの所
ヘ	基点2から-20度17分 167メートルの所
ホ	基点2から-18度33分 195メートルの所
マ	基点2から-16度40分 218メートルの所
ミ	基点2から-15度13分 241.5メートルの所
ム	基点2から-14度02分 265メートルの所
メ	基点2から-13度36分 275メートルの所
モ	基点2から-12度48分 288.5メートルの所
ヤ	基点3から-36度27分 15.5メートルの所
ユ	基点3から-21度14分 23メートルの所
ヨ	基点3から-9度13分 40メートルの所
ラ	基点3から-7度19分 43メートルの所
リ	基点3から-0度11分 64メートルの所
ル	基点3から 0度59分 69.5メートルの所
レ	基点3から 7度06分 93.5メートルの所
ロ	基点3から13度51分 126メートルの所
ワ	基点3から16度35分 148メートルの所
ヲ	基点3から18度38分 170メートルの所
ン	基点3から20度36分 194.5メートルの所
あ	基点3から22度23分 219メートルの所
い	基点3から23度51分 244メートルの所
う	基点3から24度15分 251.5メートルの所
え	基点3から24度38分 259メートルの所
お	基点3から24度54分 263.5メートルの所
か	基点3から25度08分 268.5メートルの所

記号等	表示
き	基点3から26度20分 293.5メートルの所
く	基点3から26度33分 298.5メートルの所
け	基点3から27度22分 319メートルの所
こ	基点3から27度51分 338メートルの所
さ	基点3から28度04分 344.5メートルの所
し	基点3から28度47分 370.5メートルの所
す	基点3から29度41分 396.5メートルの所
せ	基点3から29度54分 404メートルの所
そ	基点3から29度31分 435.5メートルの所
た	基点3から29度40分 448メートルの所
ち	基点3から29度43分 449.5メートルの所
つ	基点3から29度49分 451メートルの所
て	基点3から29度54分 451.5メートルの所
と	基点3から30度01分 452メートルの所
な	基点3から30度04分 447.5メートルの所
に	基点3から30度38分 447.5メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

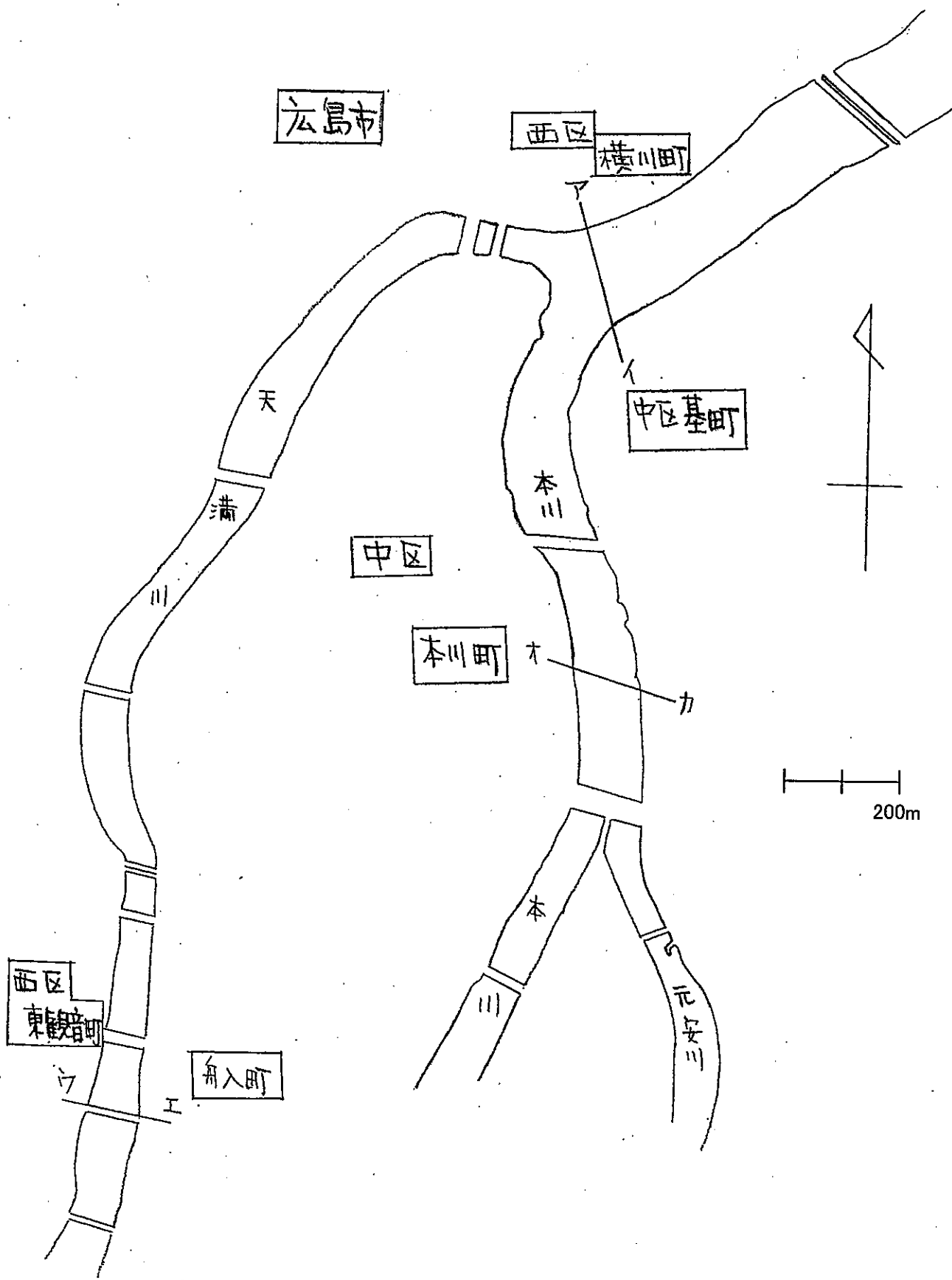
<p>広島市中区胡町、榎町、大手町1～5丁目、上幟町、上八丁堀、銀山町、紙屋町1・2丁目、加古町、河原町、小町、国泰寺町1・2丁目、小網町、光南1～6丁目、堺町1・2丁目、新天地、昭和町、住吉町、千田町1～3丁目、立町、宝町、竹屋町、田中町、鶴見町、鉄砲町、寺町、十日市町1・2丁目、土橋町、流川町、中町、中島町、西白島町、西平塚町、西十日市町、西川口町、猫屋町、幟町、羽衣町、白島北町、白島中町、白島九軒町、橋本町、八丁堀、東白島町、東平塚町、東千田町1・2丁目、広瀬町、広瀬北町、平野町、袋町、富士見町、舟入町、舟入中町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、舟入南1～6丁目、本通、堀川町、本川町1～3丁目、三川町、南竹屋町、南千田西町、南千田東町、南吉島1・2丁目、基町、弥生町、葉研堀、吉島町、吉島東1～3丁目、吉島西1～3丁目、吉島新町1・2丁目、南区旭1～3丁目、青崎1・2丁目、稲荷町、宇品東1～7丁目、宇品神田1～5丁目、宇品御幸1～5丁目、宇品海岸1～3丁目、猿猴橋町、大須賀町、大洲1～5丁目、上東雲町、霞1・2丁目、金屋町、京橋町、荒神町、小磯町、東雲1～3丁目、東雲本町1～3丁目、段原1～4丁目、段原南1・2丁目、段原日出1・2丁目、段原山崎1～3丁目、出汐1～4丁目、出島1・2丁目、仁保新町1・2丁目、西荒神町、東駅町、西蟹屋1～4丁目、東荒神町、東青崎町、比治山町、比治山本町、比治山公園、堀越1～3丁目、松川町、松原町、的場1・2丁目、皆実町1～6丁目、翠1～5丁目、南大河町、南蟹屋1・2丁目、元宇品町、西翠町、西旭町、西区打越町、大芝1～3丁目、大芝公園、大宮1～3丁目、小内町1・2丁目、上天満町、観音町、観音本町1・2丁目、観音新町1～4丁目、楠木町1～4丁目、己斐中1～3丁目、己斐西町、己斐上1～6丁目、庚午北1～4丁目、庚午中1～4丁目、庚午南1・2丁目、新庄町、高須1～4丁目、天満町、中広町1～3丁目、西観音町、東観音町、福島町1・2丁目、古江新町、古江東町、古江西町、古江上1・2丁目、南観音町、南観音1～8丁目、都町、三篠北町、三篠町1～3丁目、三滝町、三滝本町1・2丁目、三滝山、山手町、横川新町、横川町1～3丁目、己斐東1丁目、竜王町、己斐大迫1～3丁目、己斐町、己斐本町1～3丁目、東区曙1～5丁目、愛宕町、牛田山、牛田南1・2丁目、牛田東1～4丁目、牛田本町1～6丁目、牛田中1・2丁目、牛田早稲田1～4丁目、牛田旭1・2丁目、牛田新町1～4丁目、尾長町、上大須賀町、中山上1・2丁目、中山鏡が丘、中山北町、中山新町1～3丁目、中山中町、中山西1・2丁目、中山東1～3丁目、中山南1・2丁目、光町1・2丁目、光が丘、東蟹屋町、東山町、二葉の里1～3丁目、戸坂町、戸坂くるめ木1・2丁目、戸坂千足1・2丁目、戸坂惣田1・2丁目、戸坂中町、戸坂桜東町、戸坂桜西町、戸坂桜上町、戸坂山根1・2丁目、戸坂出江1・2丁目、戸坂数甲1・2丁目、戸坂大上1～4丁目、戸坂南1・2丁目、戸坂新町1～3丁目、矢賀町、矢賀新町1～5丁目、山根町、若草町、安佐南区祇園町、祇園1～8丁目、長束1～5丁目、長束町、長東西1～5丁目、西原1～9丁目、山本町、山本4～9丁目、上安1～7丁目、上安町、安芸区上瀬野1・2丁目、上瀬野町、上瀬野南1・2丁目、瀬野1～5丁目、瀬野町、瀬野南1丁目、瀬野南町、中野1～7丁目、中野町、中野東1～7丁目、中野東町、畑賀1～3丁目、畑賀町</p>
--

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



広島市

西区

横川町

天

満

川

中区

本川

本川町

木

力

200m

西区

東鞆町

工

船入町

本

川

元安川

公示番号

内水共第12号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
えむし	1月1日から12月31日

漁場の位置

広島市中区地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から下流、ウエを結んだ直線から上流の元安川の区域
ア	元安川における中区中島町「平和大橋」下流側右岸付け根
イ	元安川における中区大手町3丁目「平和大橋」下流側左岸付け根
ウ	元安川における中区住吉町「新明治橋」下流側右岸付け根
エ	元安川における中区大手町5丁目「新明治橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

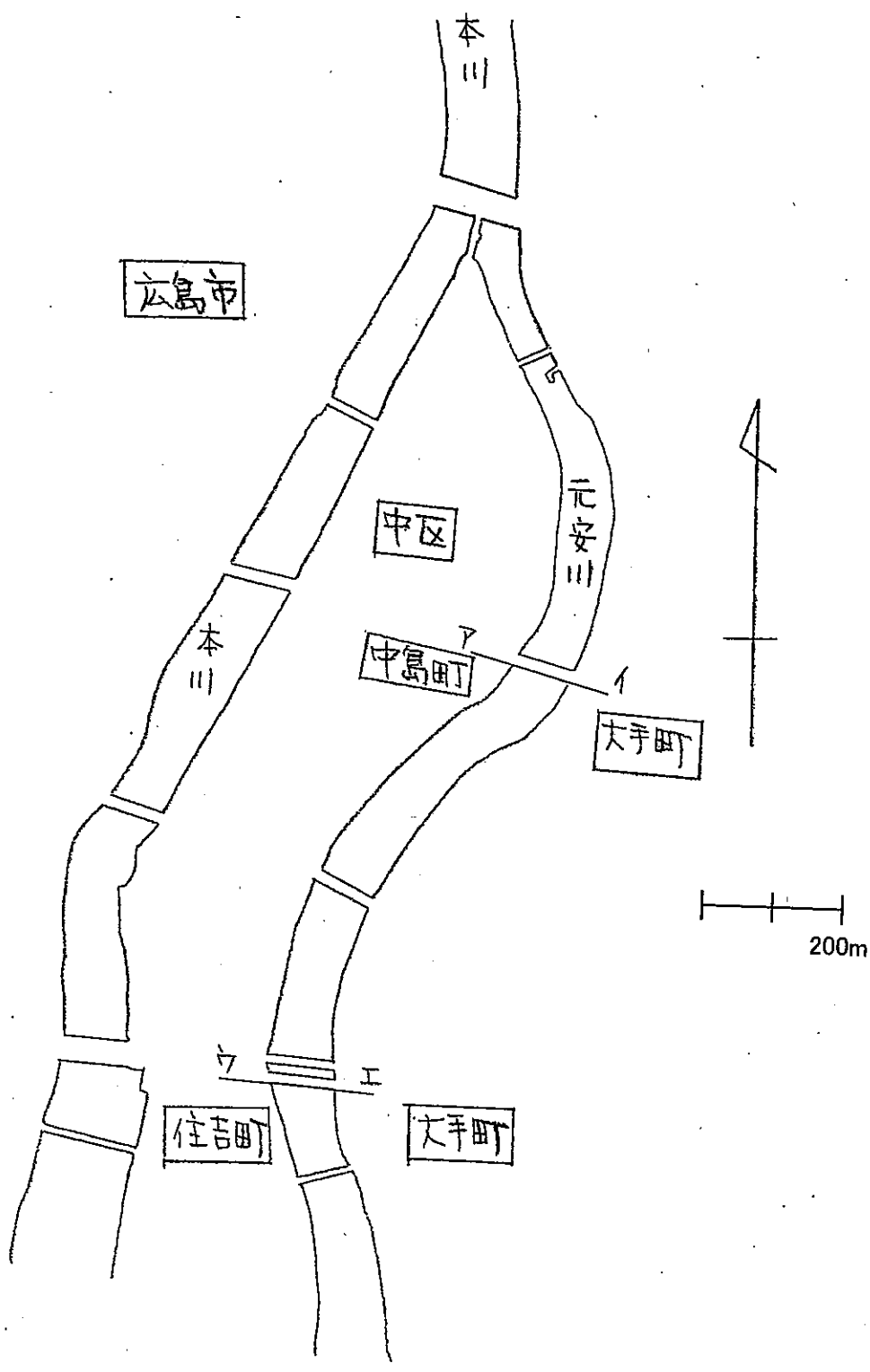
広島市中区胡町、榎町、大手町1～5丁目、上幟町、上八丁堀、銀山町、紙屋町1・2丁目、加古町、河原町、小町、国泰寺町1・2丁目、小網町、光南1～6丁目、堺町1・2丁目、新天地、昭和町、住吉町、千田町1～3丁目、立町、宝町、竹屋町、田中町、鶴見町、鉄砲町、寺町、十日市町1・2丁目、土橋町、流川町、中町、中島町、西白島町、西平塚町、西十日市町、西川口町、猫屋町、幟町、羽衣町、白島北町、白島中町、白島九軒町、橋本町、八丁堀、東白島町、東平塚町、東千田町1・2丁目、広瀬町、広瀬北町、平野町、袋町、富士見町、舟入町、舟入中町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、舟入南1～6丁目、本通、堀川町、本川町1～3丁目、三川町、南竹屋町、南千田西町、南千田東町、南吉島1・2丁目、基町、弥生町、葉研堀、吉島町、吉島東1～3丁目、吉島西1～3丁目、吉島新町1・2丁目、南区旭1～3丁目、青崎1・2丁目、稻荷町、宇品東1～7丁目、宇品神田1～5丁目、宇品御幸1～5丁目、宇品海岸1～3丁目、猿猴橋町、大須賀町、大洲1～5丁目、上東雲町、霞1・2丁目、金屋町、京橋町、荒神町、小磯町、東雲1～3丁目、東雲本町1～3丁目、段原1～4丁目、段原南1・2丁目、段原日出1・2丁目、段原山崎1～3丁目、出汐1～4丁目、出島1・2丁目、仁保新町1・2丁目、西荒神町、東駅町、西蟹屋1～4丁目、東荒神町、東青崎町、比治山町、比治山本町、比治山公園、堀越1～3丁目、松川町、松原町、的場1・2丁目、皆実町1～6丁目、翠1～5丁目、南大河町、南蟹屋1・2丁目、元宇品町、西翠町、西旭町、西区打越町、大芝1～3丁目、大芝公園、大宮1～3丁目、小河内町1・2丁目、上天満町、観音町、観音本町1・2丁目、観音新町1～4丁目、楠木町1～4丁目、己斐中1～3丁目、己斐西町、己斐上1～6丁目、庚午北1～4丁目、庚午中1～4丁目、庚午南1・2丁目、新庄町、高須1～4丁目、天満町、中広町1～3丁目、西観音町、東観音町、福島町1・2丁目、古江新町、古江東町、古江西町、古江上1・2丁目、南観音町、南観音1～8丁目、都町、三篠北町、三篠町1～3丁目、三滝町、三滝本町1・2丁目、三滝山、山手町、横川新町、横川町1～3丁目、己斐東1丁目、竜王町、己斐大迫1～3丁目、己斐町、己斐本町1～3丁目、東区曙1～5丁目、愛宕町、牛田山、牛田南1・2丁目、牛田東1～4丁目、牛田本町1～6丁目、牛田中1・2丁目、牛田早稲田1～4丁目、牛田旭1・2丁目、牛田新町1～4丁目、尾長町、上大須賀町、中山上1・2丁目、中山鏡が丘、中山北町、中山新町1～3丁目、中山中町、中山西1・2丁目、中山東1～3丁目、中山南1・2丁目、光町1・2丁目、光が丘、東蟹屋町、東山町、二葉の里1～3丁目、戸坂町、戸坂くるめ木1・2丁目、戸坂千足1・2丁目、戸坂惣田1・2丁目、戸坂中町、戸坂桜東町、戸坂桜西町、戸坂桜上町、戸坂山根1・2丁目、戸坂出江1・2丁目、戸坂数甲1・2丁目、戸坂大上1～4丁目、戸坂南1・2丁目、戸坂新町1～3丁目、矢賀町、矢賀新町1～5丁目、山根町、若草町、安佐南区祇園町、祇園1～8丁目、長束1～5丁目、長束町、長束西1～5丁目、西原1～9丁目、山本町、山本4～9丁目、上安1～7丁目、上安町、安芸区上瀬野1・2丁目、上瀬野町、上瀬野南1・2丁目、瀬野1～5丁目、瀬野町、瀬野南1丁目、瀬野南町、中野1～7丁目、中野町、中野東1～7丁目、中野東町、畑賀1～3丁目、畑賀町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第13号

漁業種類 漁業権

第1種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
えむし	1月1日から12月31日

漁場の位置

広島市中区、南区地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から下流、ウエ、オカを結んだそれぞれの直線から上流の京橋川、猿猴川の区域。ただし、次の除外区域を除く。
ア	京橋川における中区東白島町「常葉橋」下流側右岸付け根
イ	京橋川における南区大須賀町「常葉橋」下流側左岸付け根
ウ	京橋川における中区鶴見町「比治山橋」上流側右岸付け根
エ	京橋川における南区比治山本町「比治山橋」上流側左岸付け根
オ	猿猴川における南区上東雲町「送水管」橋脚下流端を結ぶ線と猿猴川右岸との交点
カ	猿猴川における南区南蟹屋1丁目「送水管」橋脚下流端を結ぶ線と猿猴川左岸との交点

除外区域

記号等	表示
除外区域1	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	京橋川における中区鶴見町「比治山橋」上流側右岸付け根
基点2	京橋川における中区橋本町「京橋」上流側右岸付け根から京橋川右岸沿い上流へ60メートルの所
除外区域2	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	京橋川における南区比治山本町「比治山橋」上流側左岸付け根
基点2	京橋川における南区京橋町京橋公園スベリ東側付け根
除外区域3	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	猿猴川における南区西蟹屋1丁目「大正橋」上流側左岸付け根から猿猴川左岸沿い上流へ23メートルの所
基点2	猿猴川における南区大須賀町「栄橋」上流側左岸付け根
除外区域4	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	猿猴川における南区上東雲町「送水管」橋脚下流端を結ぶ線と猿猴川右岸との交点
基点2	猿猴川における南区京橋町京橋公園スベリ東側付け根
除外区域5	次の1、2の間及び3、4の間の「鶴見橋」架替工事に伴う河川構造物敷の区域
基点1	京橋川における中区鶴見町「比治山橋」上流側右岸付け根から護岸沿い上流へ310メートルの所
基点2	京橋川における中区鶴見町「比治山橋」上流側右岸付け根から護岸沿い上流へ403メートルの所
基点3	京橋川における南区比治山本町「比治山橋」上流側左岸付け根から護岸沿い上流へ298メートルの所
基点4	京橋川における南区比治山本町「比治山橋」上流側左岸付け根から護岸沿い上流へ398メートルの所
除外区域6	猿猴川における「駅前大橋」橋脚構造物敷及び橋脚保護工の区域
除外区域7	次のアイの間の河川構造物敷及び保護工の区域と橋脚構造物敷の区域
基点1	京橋川における南区松川町「東広島橋」左岸下流側付け根のパラペット南西角
ア	基点1から241度30分84.2メートルの所
イ	基点1から252度30分81.7メートルの所
除外区域8	次のアイ、ウエの間の河川構造物敷の区域と橋脚構造物敷の区域

記号等	表示
基点1	京橋川における南区稲荷町「東広島橋」左岸上流パラベット南西角
ア	基点1から207度00分102.9メートルの所
イ	基点1から197度00分122.0メートルの所
ウ	基点1から157度90分32.7メートルの所
エ	基点1から161度60分58.4メートルの所
除外区域9	次のアイ、ウエの間の河川構造物敷の区域と橋脚構造物敷の区域
基点1	仁保島二等三角点より344度11分43秒2374.3544メートルの所(猿猴川)
ア	基点1から316度24分27秒282.5605メートルの所
イ	基点1から320度46分20秒236.4572メートルの所
ウ	基点1から299度6分58秒268.5915メートルの所
エ	基点1から299度38分8秒215.8566メートルの所
除外区域10	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	猿猴川における南区西蟹屋1丁目「送水管」橋脚下流端を結ぶ線と猿猴川左岸との交点
基点2	猿猴川における南区西蟹屋4丁目「大正橋」下流側左岸付け根

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

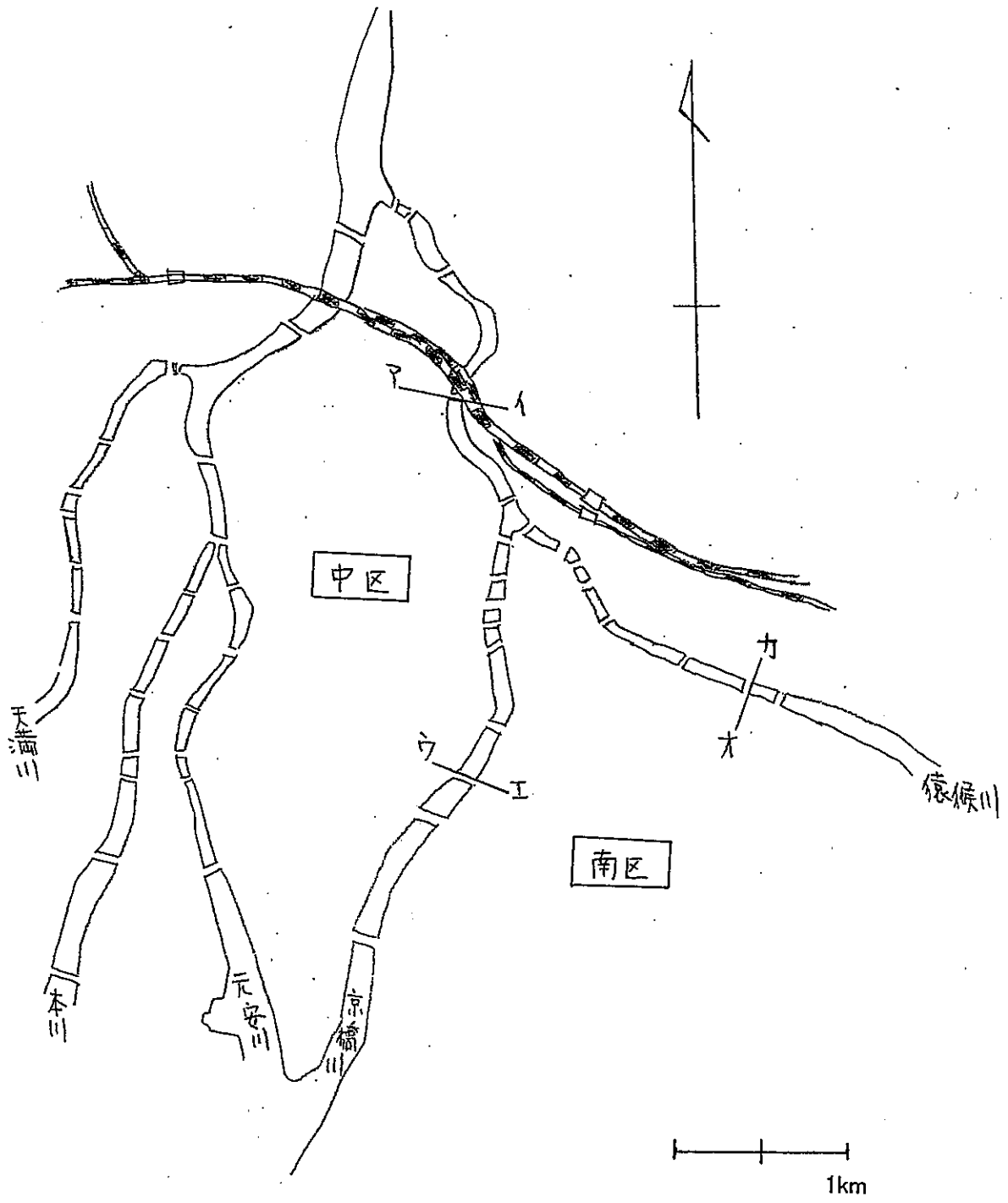
<p>広島市中区胡町、榎町、大手町1～5丁目、上幟町、上八丁堀、銀山町、紙屋町1・2丁目、加古町、河原町、小町、国泰寺町1・2丁目、小網町、光南1～6丁目、堺町1・2丁目、新天地、昭和町、住吉町、千田町1～3丁目、立町、宝町、竹屋町、田中町、鶴見町、鉄砲町、寺町、十日市町1・2丁目、土橋町、流川町、中町、中島町、西白島町、西平塚町、西十日市町、西川口町、猫屋町、幟町、羽衣町、白島北町、白島中町、白島九軒町、橋本町、八丁堀、東白島町、東平塚町、東千田町1・2丁目、広瀬町、広瀬北町、平野町、袋町、富士見町、舟入町、舟入中町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、舟入南1～6丁目、本通、堀川町、本川町1～3丁目、三川町、南竹屋町、南千田西町、南千田東町、南吉島1・2丁目、基町、弥生町、葉研堀、吉島町、吉島東1～3丁目、吉島西1～3丁目、吉島新町1・2丁目、南区旭1～3丁目、青崎1・2丁目、稲荷町、宇品東1～7丁目、宇品神田1～5丁目、宇品御幸1～5丁目、宇品海岸1～3丁目、猿猴橋町、大須賀町、大洲1～5丁目、上東雲町、霞1・2丁目、金屋町、京橋町、荒神町、小磯町、東雲1～3丁目、東雲本町1～3丁目、段原1～4丁目、段原南1・2丁目、段原日出1・2丁目、段原山崎1～3丁目、出汐1～4丁目、出島1・2丁目、仁保新町1・2丁目、西荒神町、東駅町、西蟹屋1～4丁目、東荒神町、東青崎町、比治山町、比治山本町、比治山公園、堀越1～3丁目、松川町、松原町、的場1・2丁目、皆実町1～6丁目、翠1～5丁目、南大河町、南蟹屋1・2丁目、元宇品町、西翠町、西旭町、西区打越町、大芝1～3丁目、大芝公園、大宮1～3丁目、小河内町1・2丁目、上天満町、観音町、観音本町1・2丁目、観音新町1～4丁目、楠木町1～4丁目、己斐中1～3丁目、己斐西町、己斐上1～6丁目、庚午北1～4丁目、庚午中1～4丁目、庚午南1・2丁目、新庄町、高須1～4丁目、天満町、中広町1～3丁目、西観音町、東観音町、福島町1・2丁目、古江新町、古江東町、古江西町、古江上1・2丁目、南観音町、南観音1～8丁目、都町、三篠北町、三篠町1～3丁目、三滝町、三滝本町1・2丁目、三滝山、山手町、横川新町、横川町1～3丁目、己斐東1丁目、竜王町、己斐大迫1～3丁目、己斐町、己斐本町1～3丁目、東区曙1～5丁目、愛宕町、牛田山、牛田南1・2丁目、牛田東1～4丁目、牛田本町1～6丁目、牛田中1・2丁目、牛田早稲田1～4丁目、牛田旭1・2丁目、牛田新町1～4丁目、尾長町、上大須賀町、中山上1・2丁目、中山鏡が丘、中山北町、中山新町1～3丁目、中山中町、中山西1・2丁目、中山東1～3丁目、中山南1・2丁目、光町1・2丁目、光が丘、東蟹屋町、東山町、二葉の里1～3丁目、戸坂町、戸坂くるめ木1・2丁目、戸坂千足1・2丁目、戸坂惣田1・2丁目、戸坂中町、戸坂桜東町、戸坂桜西町、戸坂桜上町、戸坂山根1・2丁目、戸坂出江1・2丁目、戸坂数甲1・2丁目、戸坂大上1～4丁目、戸坂南1・2丁目、戸坂新町1～3丁目、矢賀町、矢賀新町1～5丁目、山根町、若草町、安佐南区祇園町、祇園1～8丁目、長束1～5丁目、長束町、長東西1～5丁目、西原1～9丁目、山本町、山本4～9丁目、上安1～7丁目、上安町、安芸区上瀬野1・2丁目、上瀬野町、上瀬野南1・2丁目、瀬野1～5丁目、瀬野町、瀬野南1丁目、瀬野南町、中野1～7丁目、中野町、中野東1～7丁目、中野東町、畑賀1～3丁目、畑賀町</p>

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第14号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日

漁場の位置

山県郡安芸太田町地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカを結んだそれぞれの直線から下流の太田川、柴木川の区域
ア	イから安芸太田町中筒賀正地 地藏尊堂の中央を見通す線と対岸との交点（イから132度88メートルの所）
イ	寺領川における安芸太田町上殿「弁財天橋」下流側左岸付け根から寺領川左岸及び太田川左岸沿い下流へ50メートルの所
ウ	太田川における安芸太田町打梨「清水橋」下流側右岸付け根
エ	太田川における安芸太田町打梨「清水橋」下流側左岸付け根
オ	柴木川と横川川との合流点における横川川右岸
カ	オから柴木川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

山県郡安芸太田町戸河内、田吹、吉和郷、遊谷、土居、打梨、那須、横川、柴木、川手、梶ノ木、板ヶ谷、小坂、寺領

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



北広島町

島根県

安芸太田町

柴木

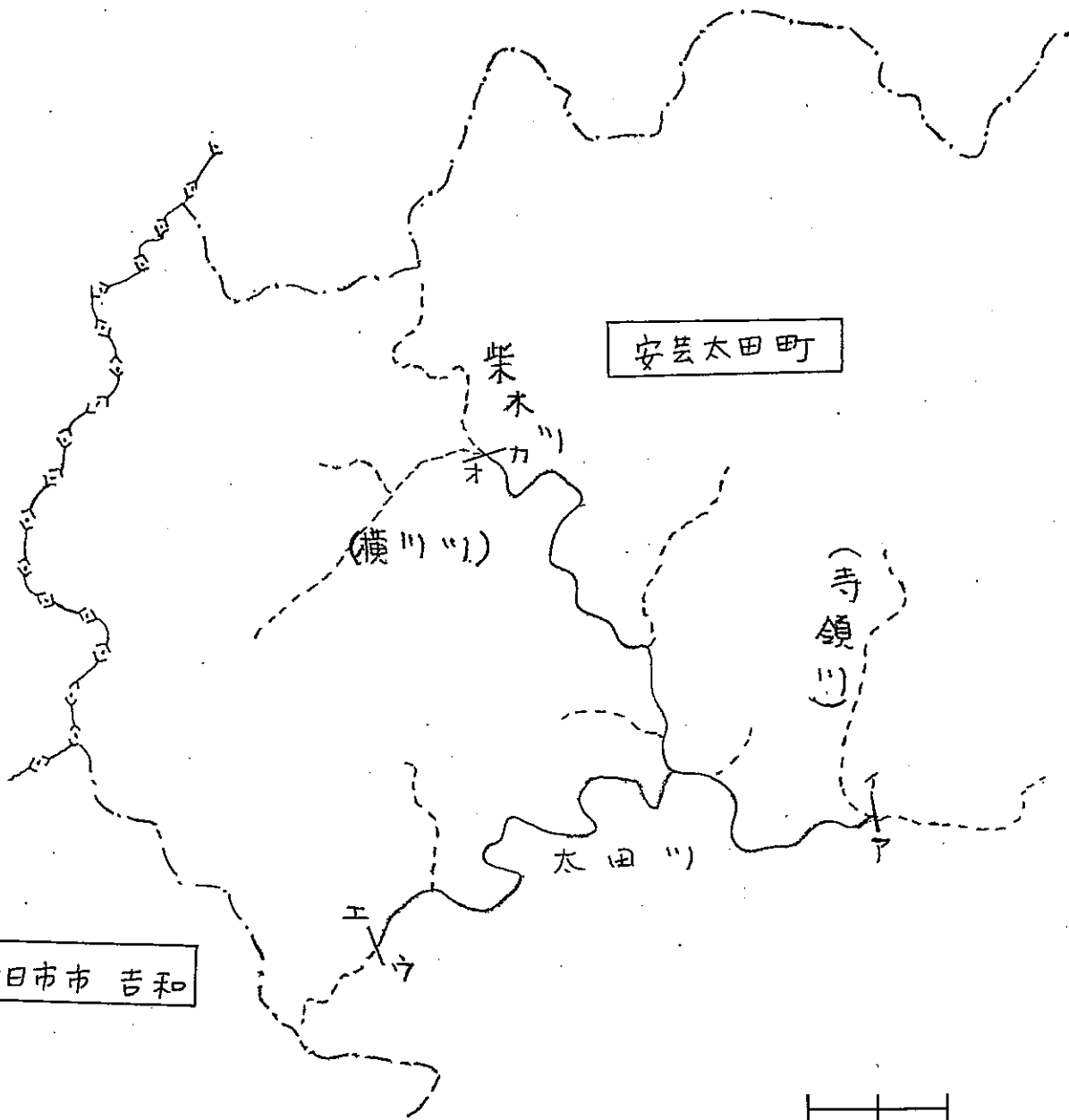
(横川川)

(寺領川)

太田川

吉和 市 市 日 女

2km



公示番号

内水共第15号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ます	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

山県郡安芸太田町地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、ケコ、サシ、スセ、ソタ、チツ、テト、ヌネ、ノハ、ヘホを結んだそれぞれの直線から下流の太田川、田吹川、那須川、野為川、横川川、田代川、柴木川、小板川、板ヶ谷川、粒谷川、寺領川の区域。ただし、うなぎ漁業については粒谷川及びキク、ナニ、ヒフを結んだそれぞれの直線から上流の那須川、板ヶ谷川、寺領川の区域を除く。
ア	イから安芸太田町中筒賀正地 地藏尊堂の中央を見通す線と対岸との交点（イから132度88メートルの所）
イ	寺領川における安芸太田町上殿「弁財天橋」下流側左岸付け根から寺領川左岸及び太田川左岸沿い下流へ50メートルの所
ウ	田吹川における安芸太田町田吹「市間橋」下流側右岸付け根
エ	田吹川における安芸太田町田吹「市間橋」下流側左岸付け根
オ	太田川における安芸太田町打梨 中国電力（株）立岩貯水池堰堤下流側右岸付け根
カ	太田川における安芸太田町打梨 中国電力（株）立岩貯水池堰堤下流側左岸付け根
キ	那須川における安芸太田町那須「浦折橋」下流側右岸付け根
ク	那須川における安芸太田町那須「浦折橋」下流側左岸付け根
ケ	那須川における安芸太田町那須「三つ滝」（「浦折橋」下流側右岸付け根から上流1,800メートルの所）下流側右岸付け根
コ	那須川における安芸太田町那須「三つ滝」（「浦折橋」下流側右岸付け根から上流1,800メートルの所）下流側左岸付け根
サ	野為川における安芸太田町戸河内「中の谷橋」下流側右岸付け根
シ	野為川における安芸太田町戸河内「中の谷橋」下流側左岸付け根
ス	セから横川川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
セ	横川川における安芸太田町横川「恐羅漢橋」上流側左岸付け根から横川川左岸沿い上流へ2,100メートルの所（林道と横川川との分岐点）
ソ	田代川における安芸太田町田代「中ノ甲橋」下流側右岸付け根
タ	田代川における安芸太田町田代「中ノ甲橋」下流側左岸付け根
チ	柴木川右岸における安芸太田町と北広島町との境界
ツ	柴木川左岸における安芸太田町と北広島町との境界
テ	小板川における安芸太田町小板「小板橋」下流側右岸付け根
ト	小板川における安芸太田町小板「小板橋」下流側左岸付け根
ナ	板ヶ谷川と犬ヶ谷川との合流点における犬ヶ谷川右岸
ニ	ナから板ヶ谷川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ヌ	板ヶ谷川における安芸太田町板ヶ谷 第3号堰堤（板ヶ谷川と犬ヶ谷川との合流点より板ヶ谷川の上流へ1番目の堰堤）下流側右岸付け根
ネ	板ヶ谷川における安芸太田町板ヶ谷 第3号堰堤（板ヶ谷川と犬ヶ谷川との合流点より板ヶ谷川の上流へ1番目の堰堤）下流側左岸付け根
ノ	粒谷川における安芸太田町粒谷 粒谷川砂防ダム堰堤下流側右岸付け根

記号等	表示
ハ	粒谷川における安芸太田町粒谷 粒谷川砂防ダム堰堤下流側左岸付け根
ヒ	寺領川と長原川との合流点における長原川右岸
フ	ヒから寺領川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ヘ	寺領川における安芸太田町寺領「庄野橋」下流側右岸付け根
ホ	寺領川における安芸太田町寺領「庄野橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

山県郡安芸太田町戸河内、田吹、吉和郷、遊谷、土居、打梨、那須、横川、柴木、川手、梶ノ木、板ヶ谷、小坂、寺領

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

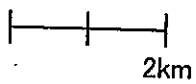
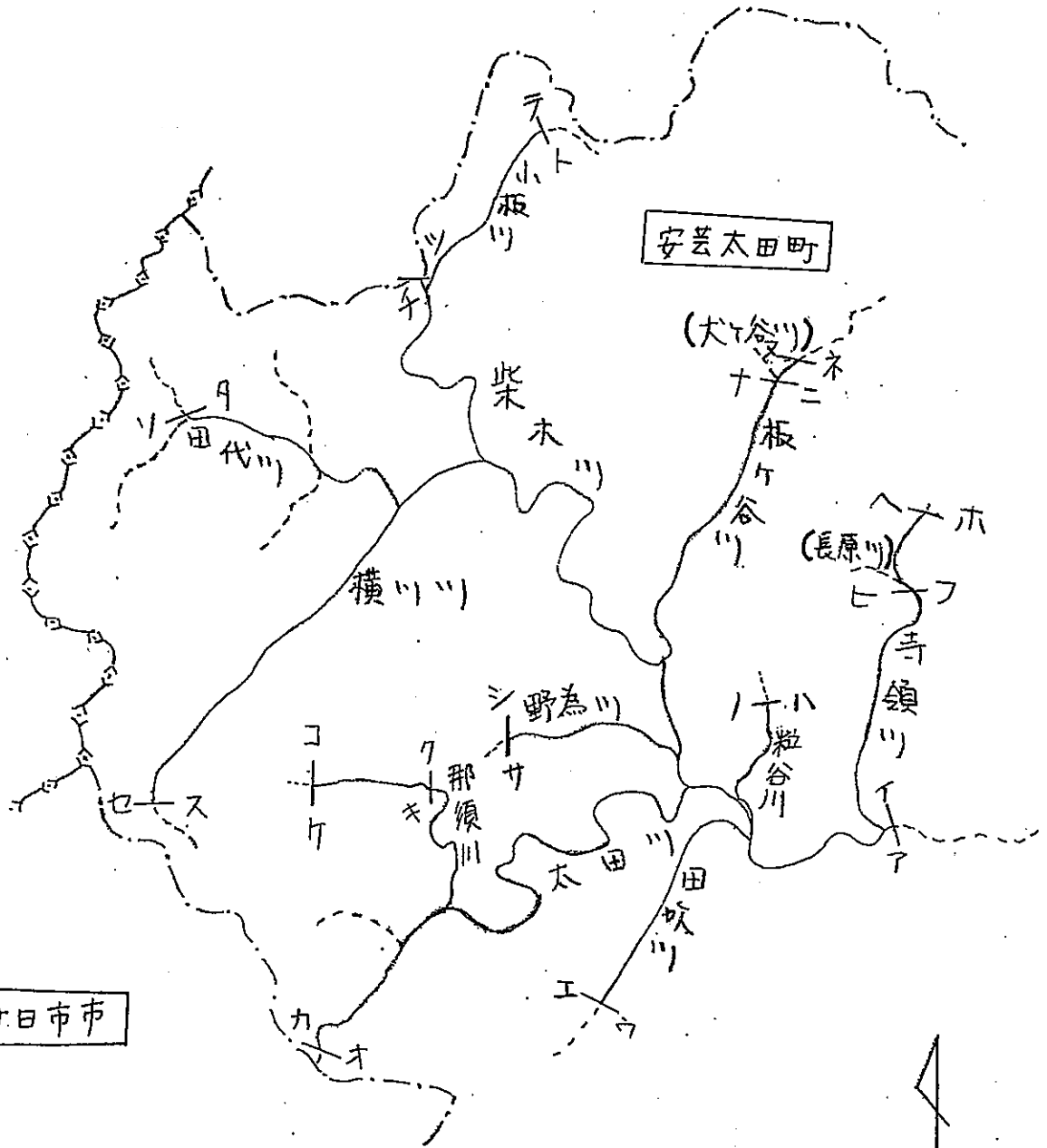
類似漁業権

北広島町

安芸太田町

島根県

廿日市市



公示番号

内水共第16号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
はや（おいかわ、かわむつ、うぐい）	1月1日から12月31日

漁場の位置

山県郡安芸太田町地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカを結んだそれぞれの直線から下流の太田川、柴木川の区域
ア	イから安芸太田町中筒賀正地 地藏尊堂の中央を見通す線と対岸との交点（イから132度88メートルの所）
イ	寺領川における安芸太田町上殿「弁財天橋」下流側左岸付け根から寺領川左岸及び太田川左岸沿い下流へ50メートルの所
ウ	太田川における安芸太田町吉和郷 遊井堰下流側右岸付け根
エ	太田川における安芸太田町吉和郷 遊井堰下流側左岸付け根
オ	柴木川における安芸太田町柴木 中国電力（株）柴木川ダム堰堤下流側右岸付け根
カ	柴木川における安芸太田町柴木 中国電力（株）柴木川ダム堰堤下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

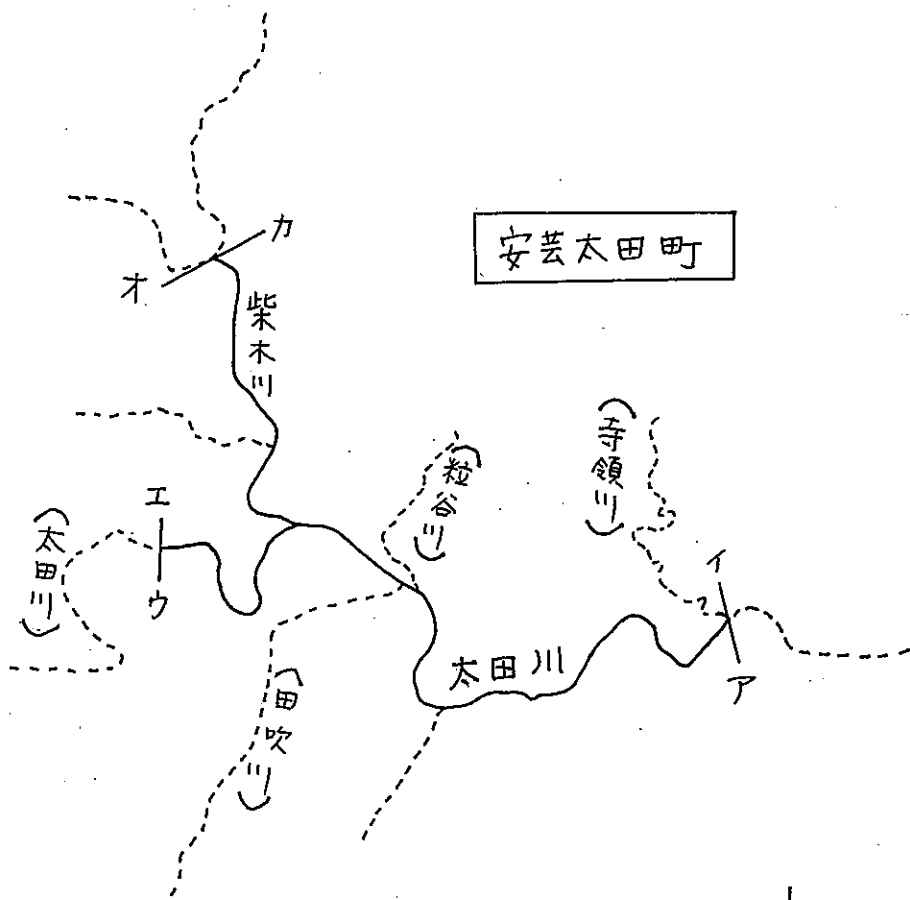
山県郡安芸太田町戸河内、田吹、吉和郷、遊谷、土居、打梨、那須、横川、柴木、川手、梶ノ木、板ヶ谷、小坂、寺領

条件

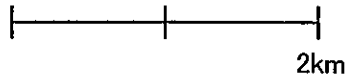
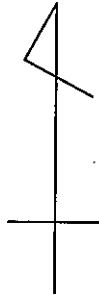
--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



安芸太田町



公示番号

内水共第17号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ます	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

山県郡北広島町地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、キク、ケコを結んだそれぞれの直線から下流の柴木川、木東原川、大林川の区域。ただし、こい漁業についてはオカを結んだ直線から上流の区域を除く。
ア	柴木川における北広島町西八幡原 中国電力（株）樽床貯水池堰堤上流側右岸付け根
イ	柴木川における北広島町東八幡原 中国電力（株）樽床貯水池堰堤上流側左岸付け根
ウ	木東原川における北広島町西八幡原「鳥落井堰」下流側右岸付け根
エ	木東原川における北広島町西八幡原「鳥落井堰」下流側左岸付け根
オ	柴木川における北広島町長者原「長者原下橋」下流側右岸付け根
カ	柴木川における北広島町長者原「長者原下橋」下流側左岸付け根
キ	柴木川における北広島町東八幡原「二河橋」下流側右岸付け根
ク	柴木川における北広島町東八幡原「二河橋」下流側左岸付け根
ケ	大林川における北広島町東八幡原 臥竜山八幡原山麓公園入口の暗渠下流側右岸付け根（町道後ヶ原下林線の標識から道路沿い北へ380メートルの所）
コ	大林川における北広島町東八幡原 臥竜山八幡原山麓公園入口の暗渠下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

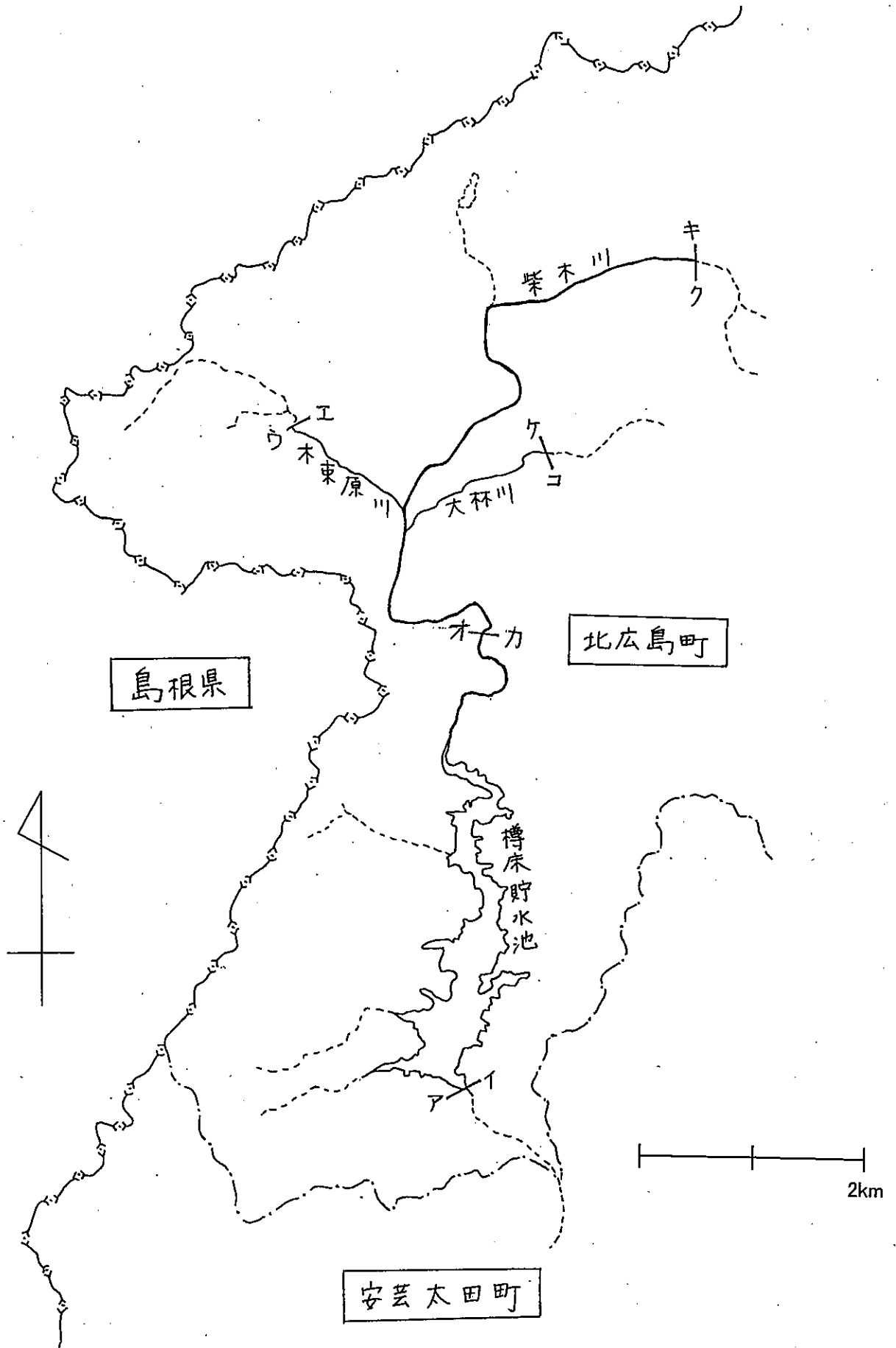
関係地区

山県郡北広島町東八幡原、西八幡原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第18号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ます	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

山県郡北広島町、安芸太田町地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、キク、サシ、スセ、ソタ、テトを結んだそれぞれの直線から下流の大佐川、松原川、橋山川、空城川、中祖川、馬ノ原川の区域。ただし、うなぎ漁業についてはオカ、ケコ、チツを結んだそれぞれの直線から上流の橋山川、空城川、馬ノ原川の区域を除く。
ア	大佐川における北広島町細見「下山橋」上流側右岸付け根
イ	大佐川における北広島町細見「下山橋」上流側左岸付け根
ウ	松原川における安芸太田町松原「石塔原橋」下流側右岸付け根
エ	松原川における安芸太田町松原「石塔原橋」下流側左岸付け根
オ	橋山川における北広島町空城「苅尾橋」下流側右岸付け根
カ	橋山川における北広島町空城「苅尾橋」下流側左岸付け根
キ	橋山川における北広島町空城「苅尾橋」下流側右岸付け根から右岸沿い上流へ2,800メートルの所
ク	橋山川における北広島町空城「苅尾橋」下流側左岸付け根から左岸沿い上流へ2,800メートルの所
ケ	空城川における北広島町空城「新田屋橋」（北広島町消防団第5分団空城ポンプ格納庫に隣接）上流側右岸付け根
コ	空城川における北広島町空城「新田屋橋」（北広島町消防団第5分団空城ポンプ格納庫に隣接）上流側左岸付け根
サ	空城川における北広島町空城「新田屋橋」（北広島町消防団第5分団空城ポンプ格納庫に隣接）上流側右岸付け根から右岸沿い上流へ1,300メートルの所
シ	空城川における北広島町空城「新田屋橋」（北広島町消防団第5分団空城ポンプ格納庫に隣接）上流側左岸付け根から左岸沿い上流へ1,300メートルの所
ス	中祖川における北広島町中祖「谷出橋」下流側右岸付け根
セ	中祖川における北広島町中祖「谷出橋」下流側左岸付け根
ソ	大佐川における北広島町雲耕「追矢橋」下流側右岸付け根
タ	大佐川における北広島町雲耕「追矢橋」下流側左岸付け根
チ	馬ノ原川における北広島町荒神原「馬の原橋」下流側右岸付け根
ツ	馬ノ原川における北広島町荒神原「馬の原橋」下流側左岸付け根
テ	馬ノ原川における北広島町荒神原「馬の原橋」下流側右岸付け根から右岸沿い上流へ1,100メートルの所
ト	馬ノ原川における北広島町荒神原「馬の原橋」下流側左岸付け根から左岸沿い上流へ1,100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

山県郡北広島町細見、川小田、雲耕、宮地、大元、政所、中祖、荒神原、橋山、安芸太田町松原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

内水共第19号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ます	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

山県郡北広島町、安芸太田町地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、オカ、ケコ、サシ、スセ、ソタ、テト、ナニ、ヒフ、ヘホを結んだそれぞれの直線から下流の滝山川、苧屋形川、草安川、才乙川、板村川、細見川、上杉川、大暮川、高野川の区域。ただし、うなぎ漁業についてはウエ、ノハを結んだそれぞれの直線から上流の苧屋形川、大暮川の区域を、こい漁業についてはキク、チツ、ヌネを結んだそれぞれの直線から上流の区域を除く。
ア	滝山川における北広島町細見 中国電力（株）王泊貯水池堰堤上流側右岸付け根
イ	滝山川における北広島町細見 中国電力（株）王泊貯水池堰堤上流側左岸付け根
ウ	苧屋形川における北広島町苧屋形「梅之木井堰」下流側右岸付け根
エ	苧屋形川における北広島町苧屋形「梅之木井堰」下流側左岸付け根
オ	苧屋形川における北広島町苧屋形「梅之木井堰」下流側右岸付け根から右岸沿い上流へ2,400メートルの所
カ	苧屋形川における北広島町苧屋形「梅之木井堰」下流側左岸付け根から左岸沿い上流へ2,400メートルの所
キ	滝山川における北広島町川小田「増田屋橋」下流側右岸付け根から右岸沿い下流へ2,500メートルの所
ク	キから滝山川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ケ	滝山川における北広島町土橋「仲の谷砂防堰堤」下流側右岸付け根
コ	滝山川における北広島町土橋「仲の谷砂防堰堤」下流側左岸付け根
サ	草安川における北広島町草安「大畑井堰」下流側右岸付け根
シ	草安川における北広島町草安「大畑井堰」下流側左岸付け根
ス	才乙川における北広島町才乙「久保田橋」下流側右岸付け根
セ	才乙川における北広島町才乙「久保田橋」下流側左岸付け根
ソ	板村川における北広島町板村「増野屋橋」下流側右岸付け根
タ	板村川における北広島町板村「増野屋橋」下流側左岸付け根
チ	細見川における北広島町細見「芸北橋」下流側右岸付け根
ツ	細見川における北広島町細見「芸北橋」下流側左岸付け根
テ	トから細見川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ト	上杉川と細見川との合流点における上杉川右岸
ナ	上杉川における北広島町細見「三の渡橋」下流側右岸付け根
ニ	上杉川における北広島町細見「三の渡橋」下流側左岸付け根
ヌ	大暮川における北広島町小原「川下橋」下流側右岸付け根
ネ	大暮川における北広島町小原「川下橋」下流側左岸付け根
ノ	大暮川における北広島町深山「阿佐山橋」下流側右岸付け根
ハ	大暮川における北広島町深山「阿佐山橋」下流側左岸付け根
ヒ	大暮川における北広島町深山「阿佐山橋」下流側右岸付け根から右岸沿い上流へ1,300メートルの所
フ	大暮川における北広島町深山「阿佐山橋」下流側左岸付け根から左岸沿い上流へ1,300メートルの所

記号等	表示
へ	高野川における北広島町高野 二井政行宅前の橋下流側右岸付け根
木	高野川における北広島町高野 二井政行宅前の橋下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

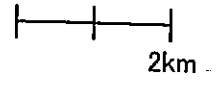
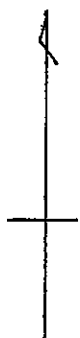
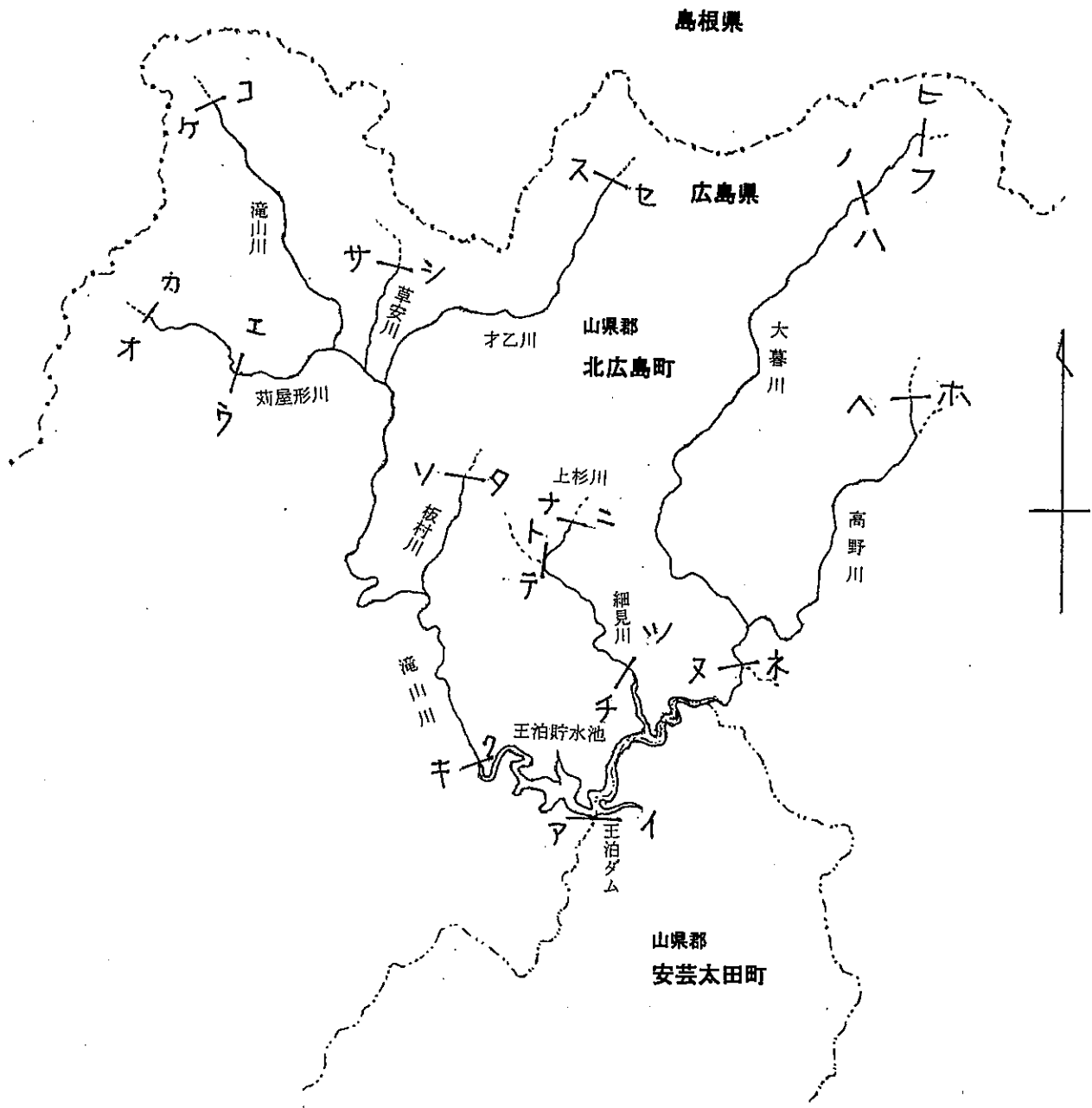
山県郡北広島町土橋、奥原、草安、苅屋形、大利原、南門原、才乙、奥中原、川小田、細見、大暮、小原、米沢、移原、高野、溝口、安芸太田町平見谷
--

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第20号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ます	1月1日から12月31日

漁場の位置

山県郡北広島町地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエを結んだ直線から下流の丁川の区域。
ア	北広島町溝口 中国電力（株）丁川分水堰堤上流側右岸付け根
イ	北広島町戸谷 中国電力（株）丁川分水堰堤上流側左岸付け根
ウ	北広島町溝口「鋸口橋」下流側右岸付け根から右岸沿い上流へ1,400メートルの所
エ	北広島町溝口「鋸口橋」下流側左岸付け根から左岸沿い上流へ1,400メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

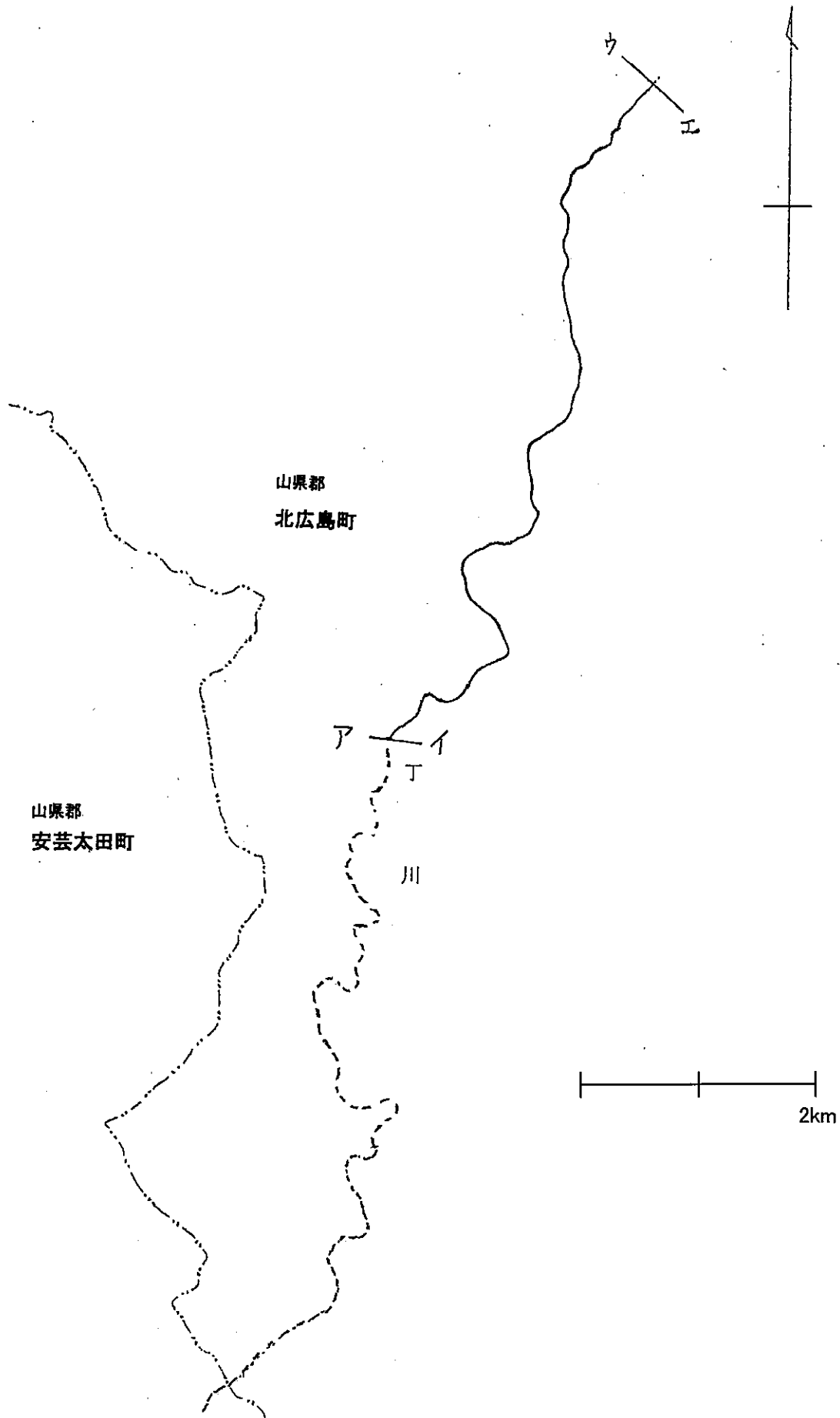
山県郡北広島町土橋、奥原、草安、苅屋形、大利原、南門原、才乙、奥中原、川小田、細見、大暮、小原、米沢、移原、高野、溝口、安芸太田町平見谷

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第21号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

山県郡安芸太田町地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、オカ、キク、ケコ、サシを結んだそれぞれの直線から下流の筒賀川、太田川、滝山川、丁川の区域。ただし、あゆ漁業及びこい漁業についてはウエを結んだ直線から上流の区域を除く。
ア	太田川における安芸太田町中筒賀 吉ヶ瀬堰堤上流側右岸付け根
イ	太田川における安芸太田町坪野 吉ヶ瀬堰堤上流側左岸付け根
ウ	筒賀川における安芸太田町上筒賀「布原橋」下流側右岸付け根
エ	筒賀川における安芸太田町上筒賀「布原橋」下流側左岸付け根
オ	筒賀川における安芸太田町上筒賀「境橋」下流側右岸付け根
カ	筒賀川における安芸太田町上筒賀「境橋」下流側左岸付け根
キ	クから安芸太田町中筒賀正地 地藏尊堂の中央を見通す線と対岸との交点（クから132度88メートルの所）
ク	寺領川における安芸太田町上殿「弁財天橋」下流側左岸付け根から寺領川左岸及び太田川左岸沿い下流へ50メートルの所
ケ	大佐川における山県郡北広島町細見「下山橋」下流側右岸付け根
コ	ケから滝山川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
サ	丁川右岸における安芸太田町と北広島町との境界
シ	丁川左岸における安芸太田町と北広島町との境界

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

山県郡安芸太田町穴、坪野、津浪、加計、下筒賀、下殿河内、観音、上筒賀、中筒賀、上殿

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

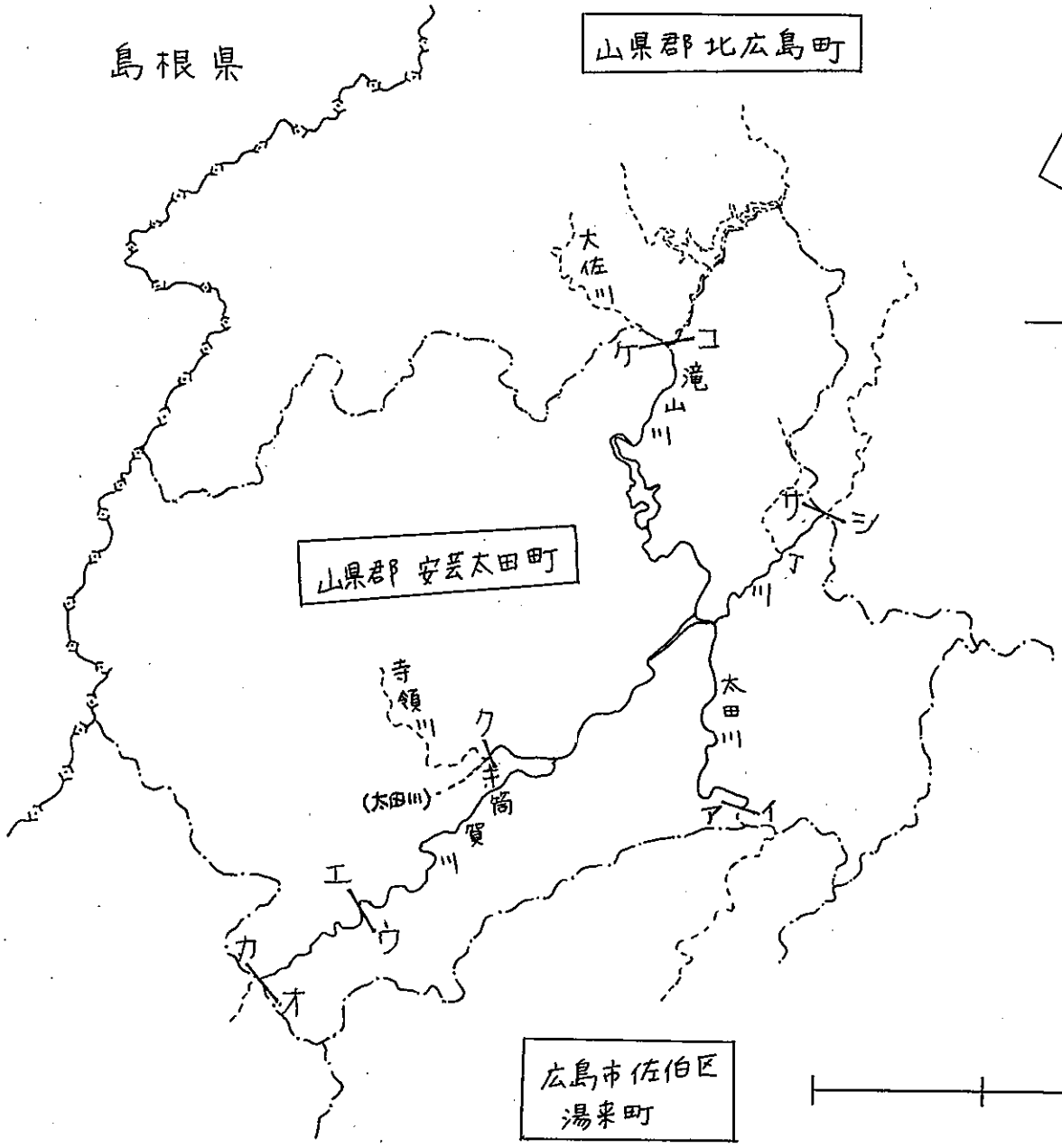
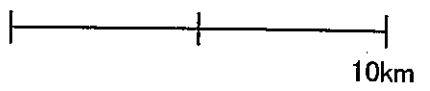
類似漁業権

島根県

山県郡北広島町

山県郡安芸太田町

広島市佐伯区
湯来町



大佐川

滝山

太田川

寺領川

(太田川)

クサ

寺筒

賀川

工

カ

オ

シ

川

丁

丁

公示番号

内水共第22号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ます	1月1日から12月31日

漁場の位置

山県郡安芸太田町地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコ、サシ、スセ、ソタを結んだそれぞれの直線から下流の筒賀川、太田川、深山川、滝山川、安中川、丁川、水谷川の区域
ア	太田川における安芸太田町中筒賀 吉ヶ瀬堰堤上流側右岸付け根
イ	太田川における安芸太田町坪野 吉ヶ瀬堰堤上流側左岸付け根
ウ	筒賀川における安芸太田町上筒賀「境橋」下流側右岸付け根
エ	筒賀川における安芸太田町上筒賀「境橋」下流側左岸付け根
オ	カから安芸太田町中筒賀正地 地藏尊堂の中央を見通す線と対岸との交点（カから132度88メートルの所）
カ	寺領川における安芸太田町上殿「弁財天橋」下流側左岸付け根から寺領川左岸及び太田川左岸沿い下流へ50メートルの所
キ	深山川における安芸太田町下殿河内「宮ヶ谷橋」下流側右岸付け根
ク	深山川における安芸太田町下殿河内「宮ヶ谷橋」下流側左岸付け根
ケ	大佐川における山県郡北広島町細見「下山橋」下流側右岸付け根
コ	ケから滝山川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
サ	安中川右岸における安芸太田町と北広島町との境界
シ	安中川左岸における安芸太田町と北広島町との境界
ス	丁川右岸における安芸太田町と北広島町との境界
セ	丁川左岸における安芸太田町と北広島町との境界
ソ	水谷川における安芸太田町加計水谷「水谷砂防堰堤」放水路下流側右岸付け根
タ	水谷川における安芸太田町加計水谷「水谷砂防堰堤」放水路下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

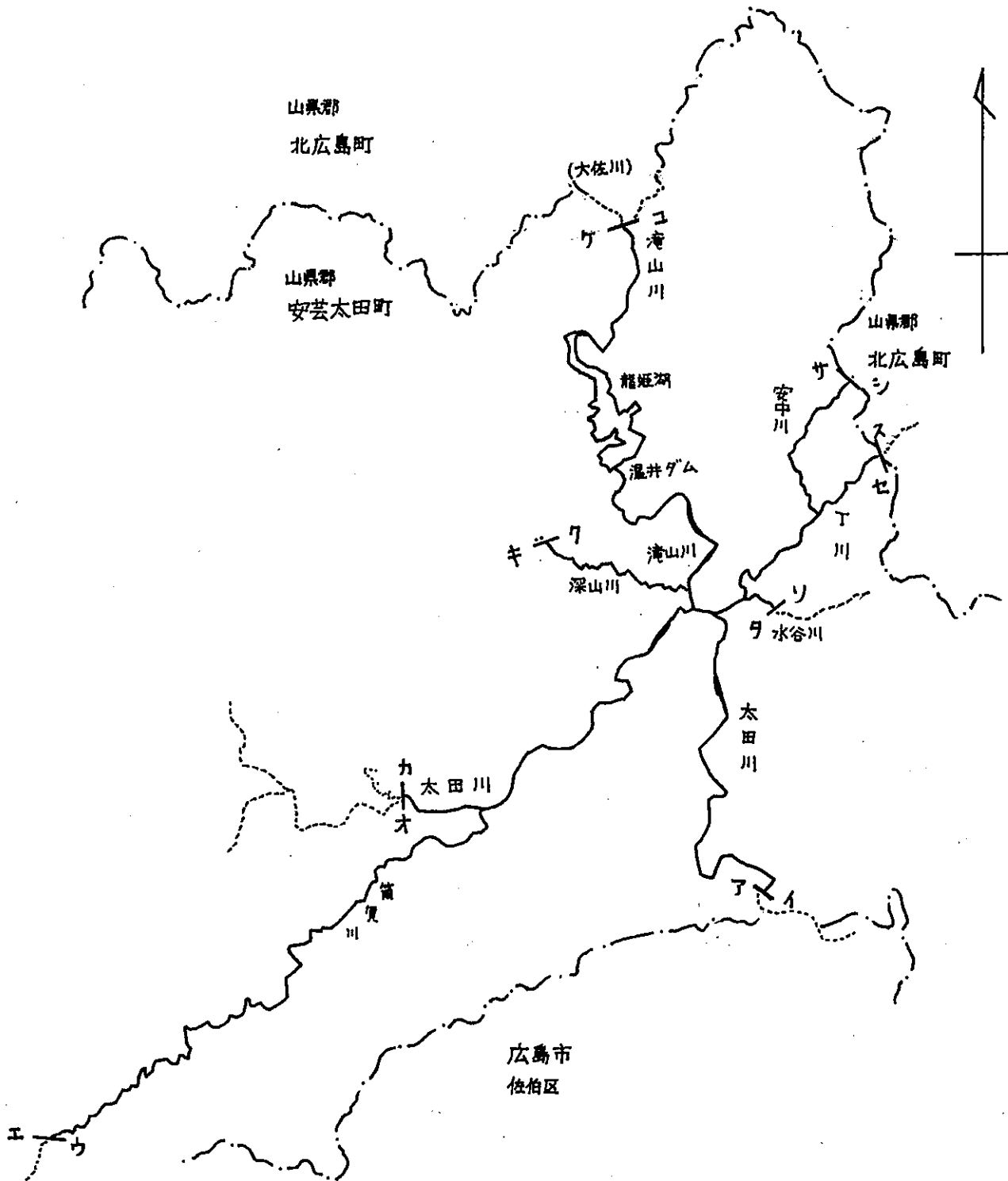
山県郡安芸太田町穴、坪野、津浪、加計、下筒賀、下殿河内、観音、上筒賀、中筒賀、上殿

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



山県郡
北広島町

山県郡
安芸太田町

山県郡
北広島町

広島市
佐伯区

3 km

公示番号

内水共第23号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日
もくずがに	1月1日から12月31日

漁場の位置

広島市安佐南区、安佐北区、東区、佐伯区湯来町、山県郡安芸太田町、北広島町地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコ、サシ、スセ、ソタ、チツを結んだそれぞれの直線から下流の太田川、吉山川、高山川、西宗川、小河内川、鈴張川、根谷川、三篠川の区域。ただし、あゆ漁業については高山川の区域を、こい漁業については高山川、西宗川、小河内川、鈴張川、根谷川の区域を除く。
ア	イから太田川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
イ	太田川における東区牛田新町「祇園新橋」下流側左岸付け根から太田川左岸沿い下流へ220メートルの所
ウ	吉山川における安佐北区安佐町久地 黒谷堰堤下流側右岸付け根
エ	吉山川における安佐北区安佐町久地 黒谷堰堤下流側左岸付け根
オ	高山川における安佐北区安佐町久地 上唐音淵堰堤下流側右岸付け根
カ	高山川における安佐北区安佐町久地 上唐音淵堰堤下流側左岸付け根
キ	太田川における安芸太田町中筒賀 吉ヶ瀬堰堤上流側右岸付け根
ク	太田川における安芸太田町坪野 吉ヶ瀬堰堤上流側左岸付け根
ケ	西宗川における北広島町吉木 西宗川第1砂防ダム堰堤下流側右岸付け根
コ	西宗川における北広島町吉木 西宗川第1砂防ダム堰堤下流側左岸付け根
サ	小河内川右岸における広島市と北広島町との境界
シ	小河内川左岸における広島市と北広島町との境界
ス	鈴張川における安佐北区安佐町鈴張「川口前橋」下流側右岸付け根
セ	鈴張川における安佐北区安佐町鈴張「川口前橋」下流側左岸付け根
ソ	根谷川における安佐北区大林町「根谷橋」下流側右岸付け根
タ	根谷川における安芸高田市八千代町向山「根谷橋」下流側左岸付け根
チ	三篠川右岸における安佐北区白木町宮原「旧柳瀬橋」の橋脚中央点跡地（国土交通省平成30年度三篠川狩留家地区災害後期工事金属標から護岸沿い下流側10.6メートルの所）
ツ	チから三篠川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市安佐南区、安佐北区、東区戸坂町、西区大宮、大芝、佐伯区湯来町、杉並台、山県郡安芸太田町穴、坪野、津浪、加計、下筒賀、下殿河内、観音、上筒賀、中筒賀、山県郡北広島町今吉田、阿坂、吉木、都志見、戸谷、長笹、西宗、中原、志路原、上石、下石、海心寺

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

公示番号

内水共第24号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ます	1月1日から12月31日

漁場の位置

広島市安佐南区、安佐北区、東区、佐伯区湯来町、山県郡安芸太田町、北広島町地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコ、サシを結んだそれぞれの直線から下流の太田川、吉山川、高山川、西宗川、小河内川の区域
ア	イから太田川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
イ	太田川における東区牛田新町「祇園新橋」下流側左岸付け根から太田川左岸沿い下流へ220メートルの所
ウ	吉山川における安佐北区安佐町久地 黒谷堰堤下流側右岸付け根
エ	吉山川における安佐北区安佐町久地 黒谷堰堤下流側左岸付け根
オ	高山川における安佐北区安佐町久地 上唐音淵堰堤下流側右岸付け根
カ	高山川における安佐北区安佐町久地 上唐音淵堰堤下流側左岸付け根
キ	太田川における安芸太田町中筒賀 吉ヶ瀬堰堤上流側右岸付け根
ク	太田川における安芸太田町坪野 吉ヶ瀬堰堤上流側左岸付け根
ケ	西宗川における北広島町吉木 西宗川1号砂防ダム 下流側右岸付け根
コ	西宗川における北広島町吉木 西宗川1号砂防ダム 下流側左岸付け根
サ	小河内川右岸における広島市と山県郡北広島町との境界
シ	小河内川左岸における広島市と山県郡北広島町との境界

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市安佐南区、安佐北区、東区戸坂町、佐伯区湯来町、杉並台、山県郡安芸太田町穴、坪野、津浪、加計、下筒賀、下殿河内、観音、上筒賀、中筒賀、山県郡北広島町今吉田、阿坂、吉木、都志見、戸谷、長笹、西宗、中原、志路原、上石、下石、海応寺

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

内水共第25号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ふな	1月1日から12月31日

漁場の位置

広島市安佐北区安佐町地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエを結んだ直線から下流の高山川の区域
ア	安佐町久地 中国電力（株）宇賀貯水池堰堤上流側右岸付け根
イ	安佐町久地 中国電力（株）宇賀貯水池堰堤上流側左岸付け根
ウ	安佐町久地 中国電力（株）宇賀貯水池堰堤から上流へ一番目の橋梁下流側右岸付け根
エ	安佐町久地 中国電力（株）宇賀貯水池堰堤から上流へ一番目の橋梁下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市安佐南区、安佐北区、東区戸坂町、佐伯区湯来町、杉並台、山県郡安芸太田町穴、坪野、津浪、加計、下筒賀、下殿河内、観音、上筒賀、中筒賀、山県郡北広島町今吉田、阿坂、吉木、都志見、戸谷、長笹、西宗、中原、志路原、上石、下石、海応寺

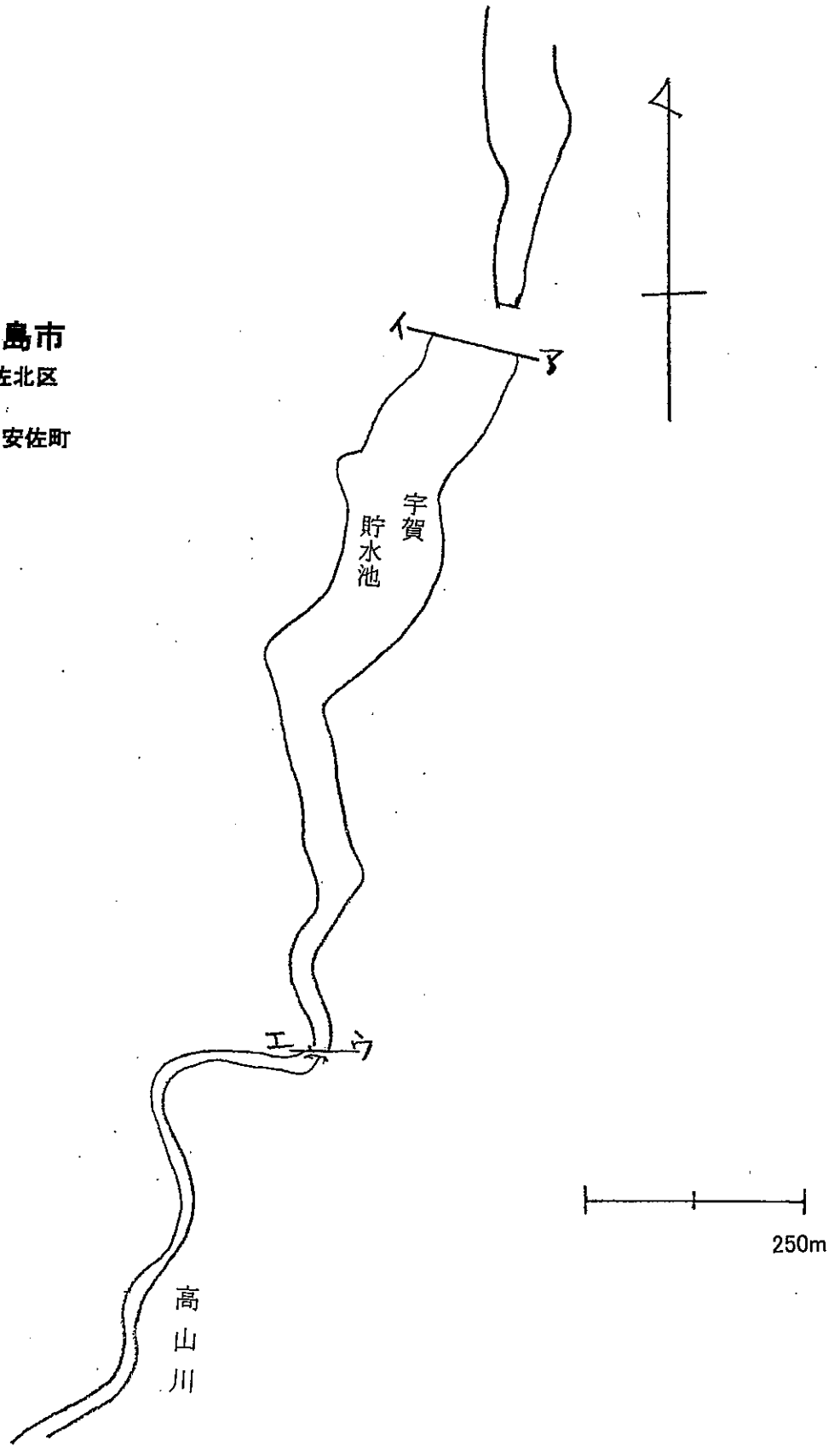
条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

広島市
安佐北区
安佐町



公示番号

内水共第26号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日
もくずがに	1月1日から12月31日

漁場の位置

広島市安佐北区白木町、安芸高田市向原町地先（太田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、オカ、ケコ、ソタ、チツ、テトを結んだそれぞれの直線から下流の三篠川、河津川、栄堂川、見坂川、関川の区域。ただし、あゆ漁業についてはウエ、キクを結んだそれぞれの直線から上流の河津川、栄堂川の区域を、こい漁業については河津川、栄堂川、見坂川、関川及びスセを結んだ直線から上流の三篠川の区域を、もくずがに漁業についてはサシを結んだ直線から上流の三篠川、見坂川の区域を除く。
ア	三篠川右岸における安佐北区白木町宮原「旧柳瀬橋」の橋脚中央点跡地（国土交通省平成30年度三篠川狩留家地区災害後期工事金属標から護岸沿い下流側10.6メートルの所）
イ	アから三篠川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ウ	河津川における白木町市川「鷹橋」下流側右岸付け根
エ	河津川における白木町市川「鷹橋」下流側左岸付け根
オ	河津川における白木町市川「大槌橋(広島市水道局市川調整池設置タンク前の橋)」下流側右岸付け根
カ	河津川における白木町市川「大槌橋(広島市水道局市川調整池設置タンク前の橋)」下流側左岸付け根
キ	栄堂川における白木町志路「宮崎橋」下流側右岸付け根
ク	栄堂川における白木町志路「宮崎橋」下流側左岸付け根
ケ	栄堂川における白木町志路「和久橋」下流側右岸付け根
コ	栄堂川における白木町志路「和久橋」下流側左岸付け根
サ	三篠川における白木町井原「井原大橋」下流側右岸付け根
シ	三篠川における白木町井原「井原大橋」下流側左岸付け根
ス	三篠川における向原町坂「吉山橋(通称 寺山橋)」下流側右岸付け根
セ	三篠川における向原町坂「吉山橋(通称 寺山橋)」下流側左岸付け根
ソ	三篠川右岸における安芸高田市と東広島市との境界
タ	三篠川左岸における安芸高田市と東広島市との境界
チ	見坂川における向原町有留「大正橋」下流側右岸付け根
ツ	見坂川における向原町有留「大正橋」下流側左岸付け根
テ	関川右岸における広島市と東広島市との境界
ト	テから関川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

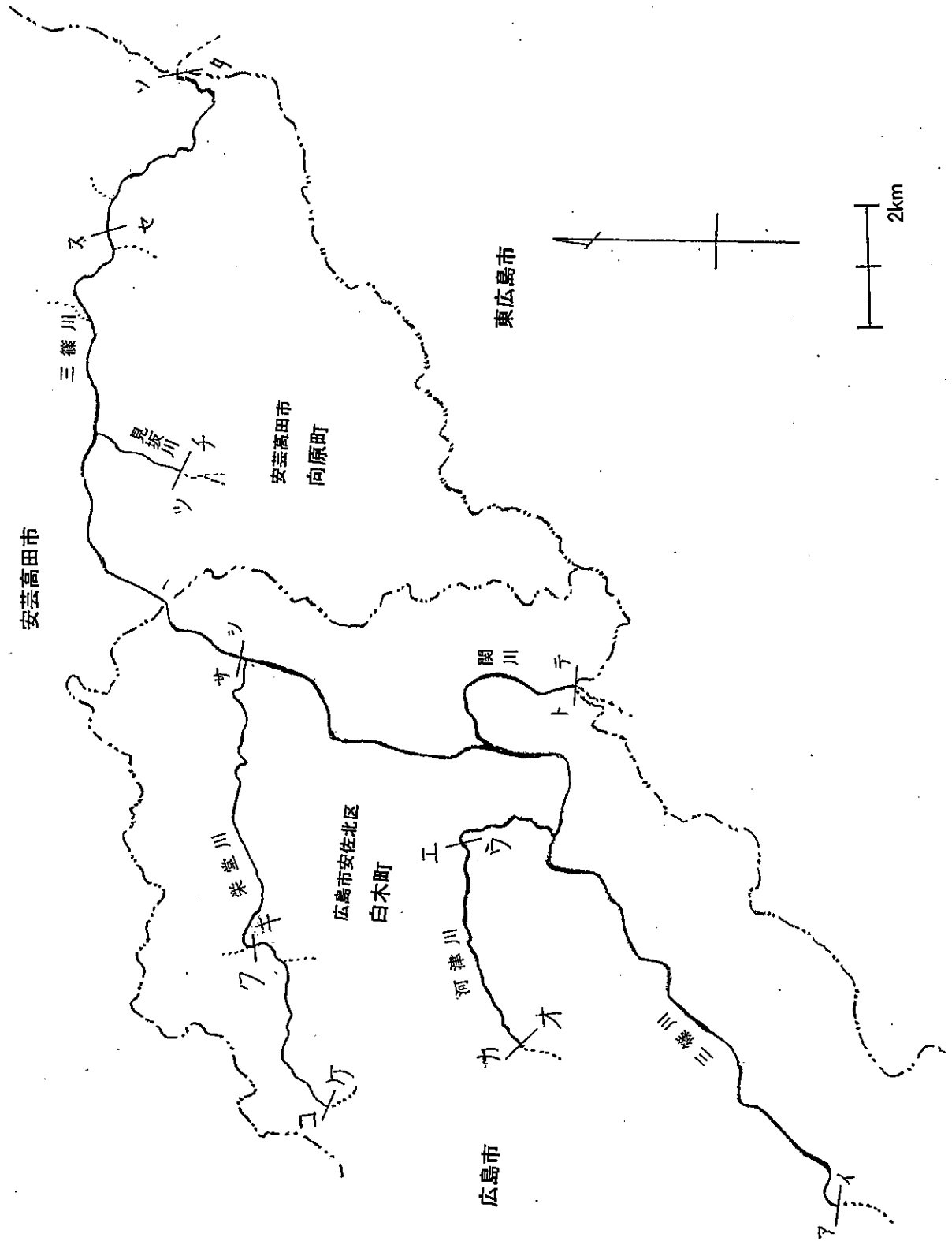
関係地区

広島市安佐北区白木町、安芸高田市向原町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第27号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日

漁場の位置

安芸高田市吉田町、八千代町、山県郡北広島町地先（江の川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコ、サシ、スセ、チツを結んだそれぞれの直線から下流の江の川、簸ノ川、出原川、冠川、寺原川、志路原川、多治比川の区域。ただし、こい漁業についてはソタを結んだ直線から上流の多治比川を除く。
ア	江の川右岸における吉田町と安芸高田市甲田町との境界
イ	江の川左岸における吉田町と安芸高田市甲田町との境界
ウ	簸ノ川における八千代町佐々井「五郎丸橋」下流側右岸付け根
エ	簸ノ川における八千代町佐々井「五郎丸橋」下流側左岸付け根
オ	出原川における北広島町南方「南方中央橋」下流側右岸付け根
カ	出原川における北広島町南方「南方中央橋」下流側左岸付け根
キ	冠川における北広島町本地「高下橋」下流側右岸付け根
ク	冠川における北広島町本地「高下橋」下流側左岸付け根
ケ	寺原川における北広島町寺原 農免道路猿喰線標識前の橋下流側右岸付け根
コ	寺原川における北広島町寺原 農免道路猿喰線標識前の橋下流側左岸付け根
サ	志路原川における北広島町志路原「下が原橋」下流側右岸付け根
シ	志路原川における北広島町志路原「下が原橋」下流側左岸付け根
ス	江の川における北広島町大朝「亀尻橋」下流側右岸付け根
セ	江の川における北広島町大朝「亀尻橋」下流側左岸付け根
ソ	多治比川における吉田町多治比「多治比橋」下流側右岸付け根
タ	多治比川における吉田町多治比「多治比橋」下流側左岸付け根
チ	多治比川における吉田町多治比「落合橋」下流側右岸付け根
ツ	多治比川における吉田町多治比「落合橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

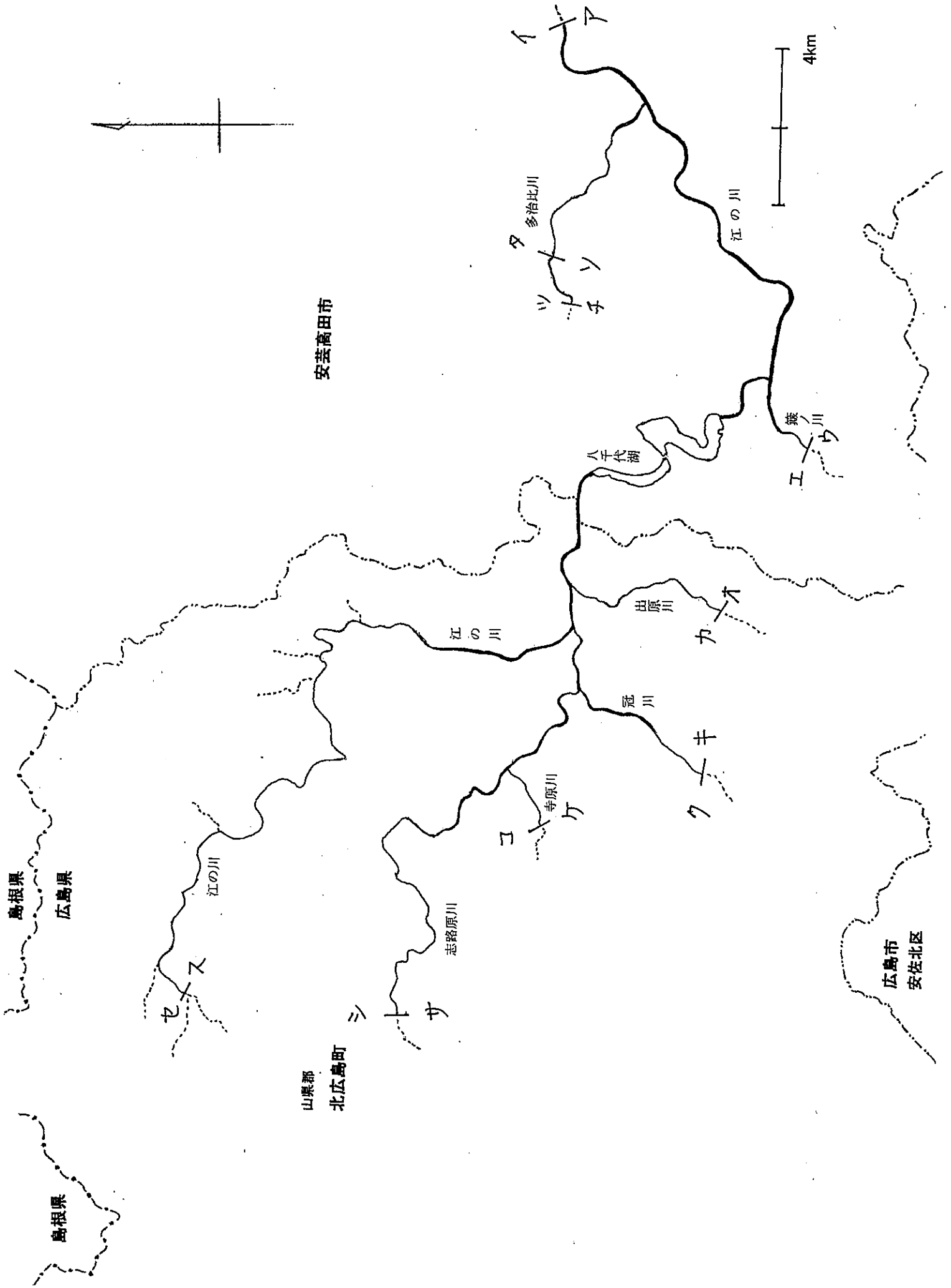
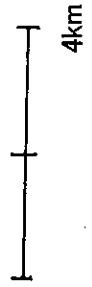
関係地区

安芸高田市吉田町、八千代町、山県郡北広島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



安芸高田市

山県郡
北広島町

広島市
安佐北区

島根県
広島県

島根県

多治比川
江の川
イ
ア
ツ
ホ
チ

八千代湖

出原川

冠川

江の川

志路原川

寺原川

糠川

江の川

セ
ス

シ
ト
サ

コ
ト
ケ

ク
キ

カ
オ

公示番号

内水共第28号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ます	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

安芸高田市吉田町、八千代町、山県郡北広島町地先（江の川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、ケコ、サシ、ソタ、チツ、ヌネ、ノハ、ヒフ、ヘホ、マミ、ムメ、モヤ、ユヨ、ルレを結んだそれぞれの直線から下流の江の川、簸ノ川、出原川、冠川、寺原川、志路原川、田原川、筏津川、清水が丸川、小滝川、大谷川、大塚川、岩戸川、琴平川、大倉川、二重谷川、多治比川の区域。ただし、ます漁業についてはキク、スセ、テト、ラリを結んだそれぞれの直線から下流の冠川、志路原川、江の川、多治比川の区域を、うなぎ漁業についてはナニを結んだ線から上流の区域を除く。
ア	江の川右岸における吉田町と安芸高田市甲田町との境界
イ	江の川左岸における吉田町と安芸高田市甲田町との境界
ウ	簸ノ川における八千代町佐々井「五郎丸橋」下流側右岸付け根
エ	簸ノ川における八千代町佐々井「五郎丸橋」下流側左岸付け根
オ	出原川における北広島町南方「田中橋」下流側右岸付け根
カ	出原川における北広島町南方「田中橋」下流側左岸付け根
キ	冠川における北広島町本地「新田中橋」下流側右岸付け根
ク	冠川における北広島町本地「新田中橋」下流側左岸付け根
ケ	冠川における北広島町本地千代田34 暗渠（中国自動車道をまたぐ「丸押陸橋」北側の暗渠）下流側右岸付け根
コ	冠川における北広島町本地千代田34 暗渠（中国自動車道をまたぐ「丸押陸橋」北側の暗渠）下流側左岸付け根
サ	寺原川における北広島町寺原 農免道路猿喰線標識前の橋下流側右岸付け根
シ	寺原川における北広島町寺原 農免道路猿喰線標識前の橋下流側左岸付け根
ス	志路原川における北広島町志路原「七の渡橋」下流側右岸付け根
セ	志路原川における北広島町志路原「七の渡橋」下流側左岸付け根
ソ	志路原川における北広島町蔵迫「本郷橋」下流側右岸付け根
タ	志路原川における北広島町蔵迫「本郷橋」下流側左岸付け根
チ	田原川における北広島町田原「村木橋」下流側右岸付け根
ツ	田原川における北広島町田原「村木橋」下流側左岸付け根
テ	トから江の川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ト	岩戸川と江の川との合流点における岩戸川左岸
ナ	江の川右岸における北広島町筏津と北広島町高野との境界
ニ	江の川左岸における北広島町筏津と北広島町高野との境界
ヌ	ネから清水が丸川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ネ	清水が丸川と筏津川との合流点における清水が丸川左岸付け根から清水が丸川左岸沿いへ上流2,000メートルの所
ノ	小滝川における北広島町高野県道79号線との交点の橋下流側右岸付け根
ハ	小滝川における北広島町高野県道79号線との交点の橋下流側左岸付け根
ヒ	大谷川における北広島町大谷「畳山橋」下流側右岸付け根

記号等	表示
フ	大谷川における北広島町大谷「畳山橋」下流側左岸付け根
ヘ	大塚川における北広島町大塚「掘越橋」下流側右岸付け根
ホ	大塚川における北広島町大塚「掘越橋」下流側左岸付け根
マ	岩戸川における北広島町岩戸「本谷橋」下流側右岸付け根
ミ	岩戸川における北広島町岩戸「本谷橋」下流側左岸付け根
ム	琴平川における北広島町岩戸「日光橋」下流側右岸付け根
メ	琴平川における北広島町岩戸「日光橋」下流側左岸付け根
モ	大倉川における北広島町川戸「水先橋」下流側右岸付け根
ヤ	大倉川における北広島町川戸「水先橋」下流側左岸付け根
ユ	ヨから二重谷川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ヨ	二重谷川と鉄井川との合流点における鉄井川右岸
ラ	多治比川における吉田町多治比「多治比橋」下流側右岸付け根
リ	多治比川における吉田町多治比「多治比橋」下流側左岸付け根
ル	多治比川における吉田町多治比「吉川橋」下流側右岸付け根
レ	多治比川における吉田町多治比「吉川橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

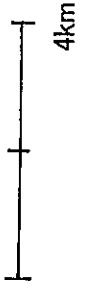
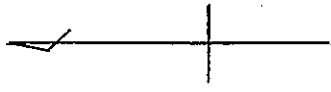
安芸高田市吉田町、八千代町、山県郡北広島町

条件

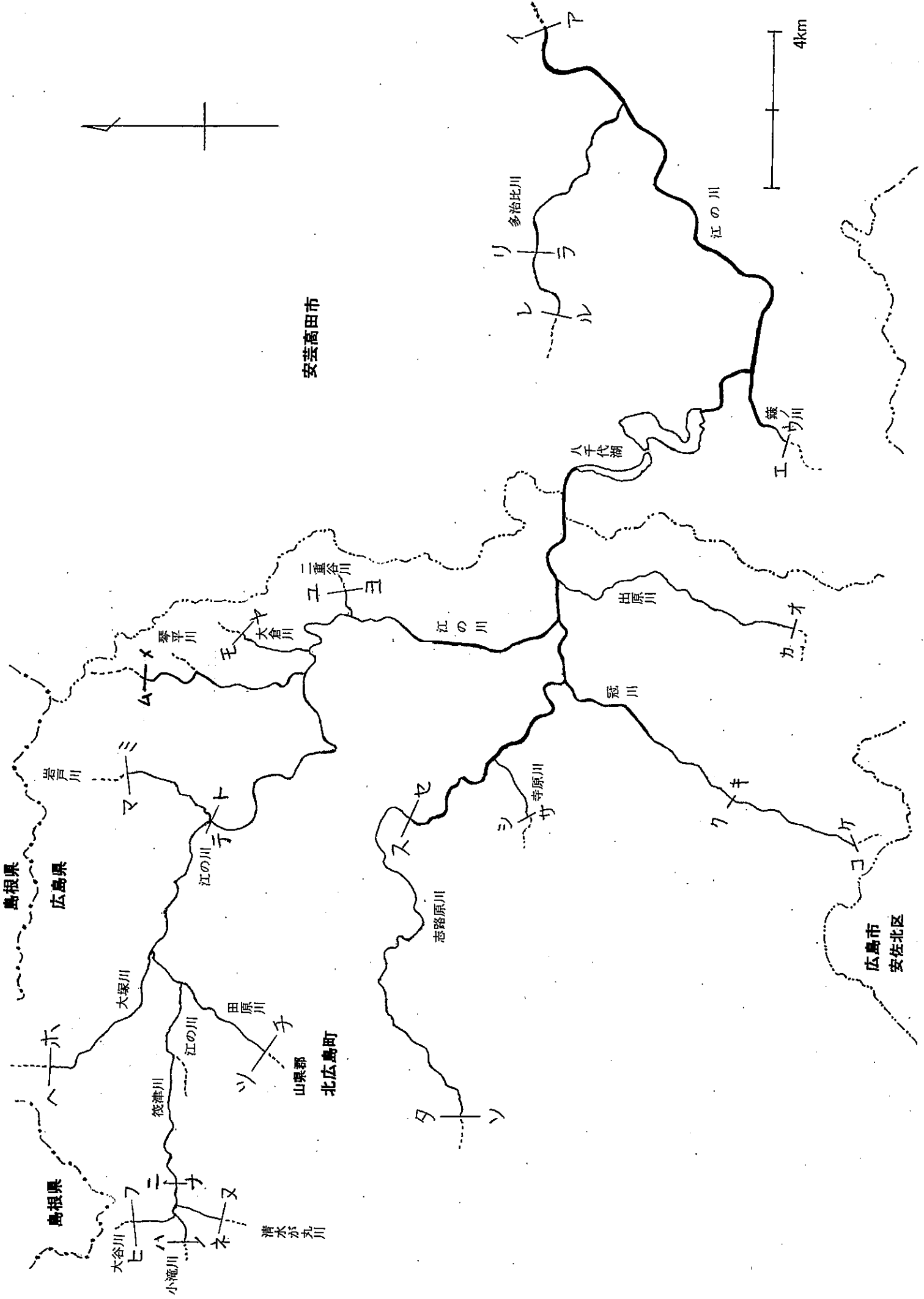
--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



安芸高田市



島根県

広島県

広島市
安佐北区

山県郡
北広島町

清水が丸川

公示番号

内水共第29号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ふな	1月1日から12月31日

漁場の位置

安芸高田市吉田町、八千代町、山県郡北広島町地先（江の川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエを結んだ直線から下流の江の川の区域
ア	江の川における八千代町 土師ダム堰堤上流側右岸付け根
イ	江の川における八千代町 土師ダム堰堤上流側左岸付け根
ウ	江の川における北広島町川井「川井大橋」下流側右岸付け根
エ	江の川における北広島町川井「川井大橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

安芸高田市八千代町、吉田町、山県郡北広島町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

山県郡
北広島町

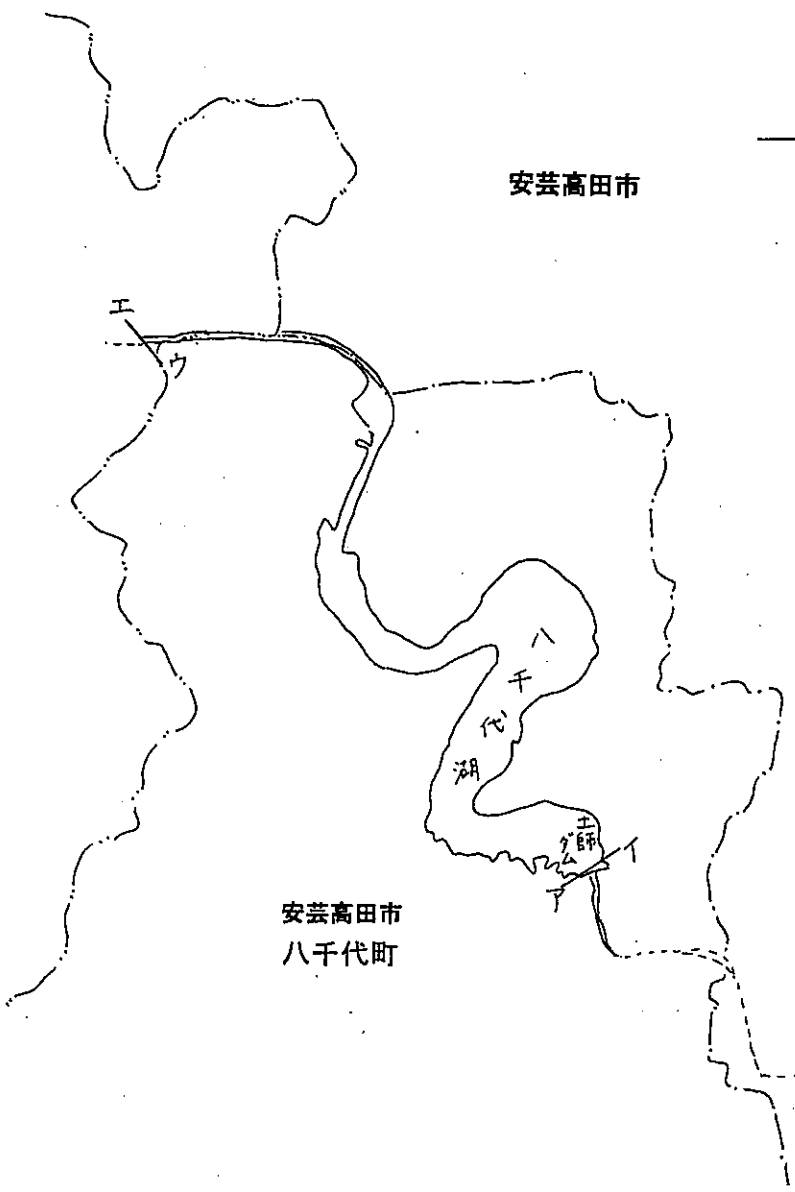
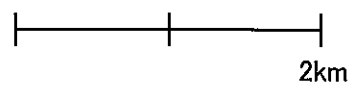
安芸高田市

安芸高田市
吉田町

安芸高田市
八千代町

八千代湖

土師



公示番号

内水共第30号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
ます	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

安芸高田市美土里町地先（江の川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、オカを結んだ直線から下流の生田川の区域。ただし、ます漁業についてはウエを結んだ直線から下流の区域を、あゆ漁業及びこい漁業についてはウエを結んだ直線から上流の区域を除く。
ア	生田川右岸における美土里町と安芸高田市高宮町との境界
イ	生田川左岸における美土里町と安芸高田市高宮町との境界
ウ	生田川における美土里町生田「新大橋」下流側右岸付け根
エ	生田川における美土里町生田「新大橋」下流側左岸付け根
オ	生田川における美土里町生田「内山橋」下流側右岸付け根
カ	生田川における美土里町生田「内山橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

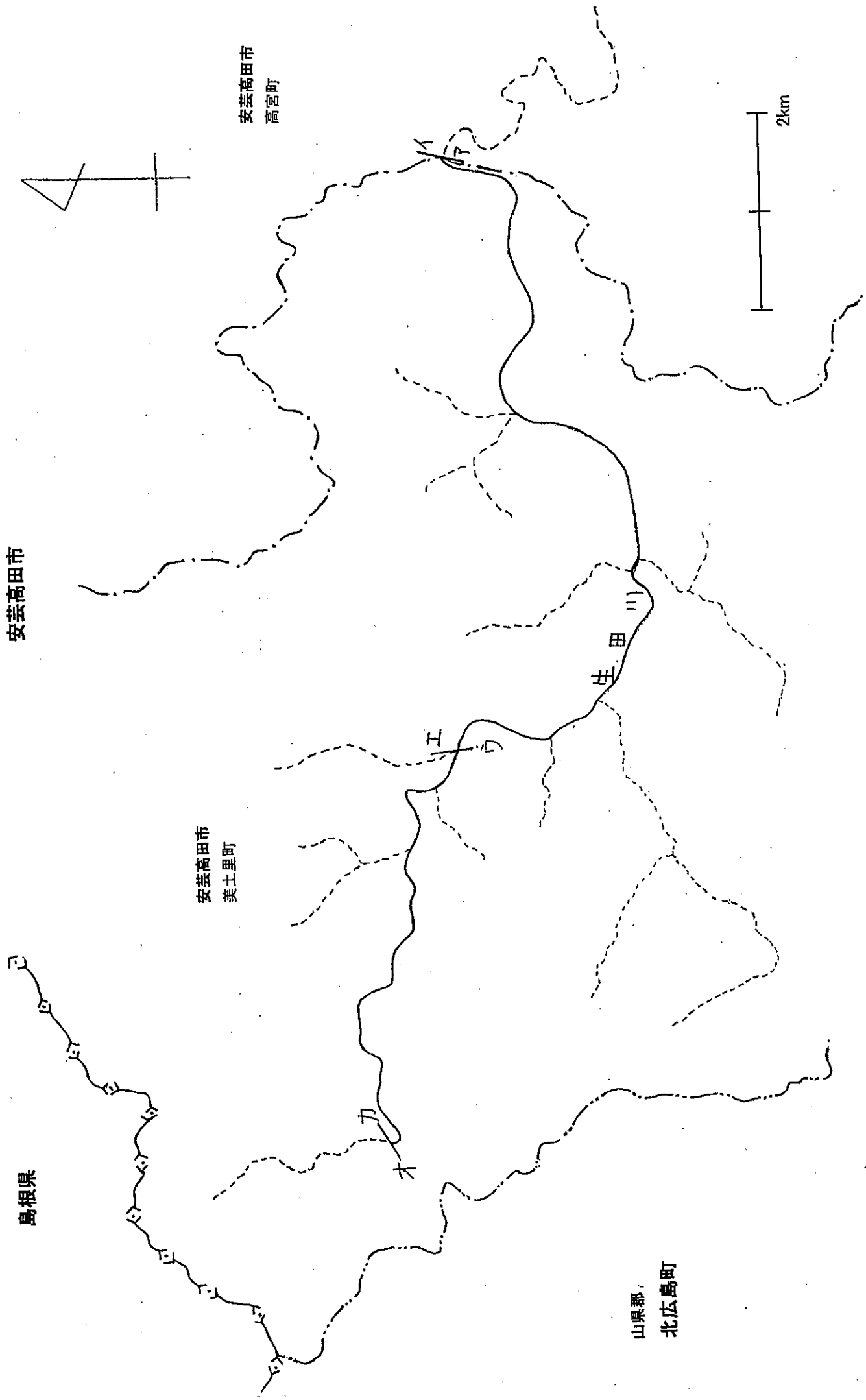
関係地区

安芸高田市美土里町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



安芸高田市

安芸高田市
高宮町

安芸高田市
美土里町

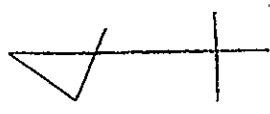
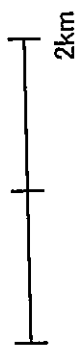
山県郡
北広島町

島根県

生田川

江

力



公示番号

内水共第31号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
ます	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

安芸高田市高宮町、美土里町地先（江の川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、オカを結んだ直線から下流の本村川の区域。ただし、ます漁業についてはウエ結んだ直線から下流の区域を、あゆ漁業及びこい漁業についてはウエを結んだ直線から上流の区域を除く。
ア	本村川における高宮町原田「深渡大橋」上流側右岸付け根
イ	本村川における高宮町原田「深渡大橋」上流側左岸付け根
ウ	本村川における高宮町美土里町本郷「誠和橋」下流側右岸付け根
エ	本村川における高宮町美土里町本郷「誠和橋」下流側左岸付け根
オ	本村川における高宮町美土里町本郷「塩瀬橋」下流側右岸付け根
カ	本村川における高宮町美土里町本郷「塩瀬橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

安芸高田市美土里町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

安芸高田市

安芸高田市
高宮町

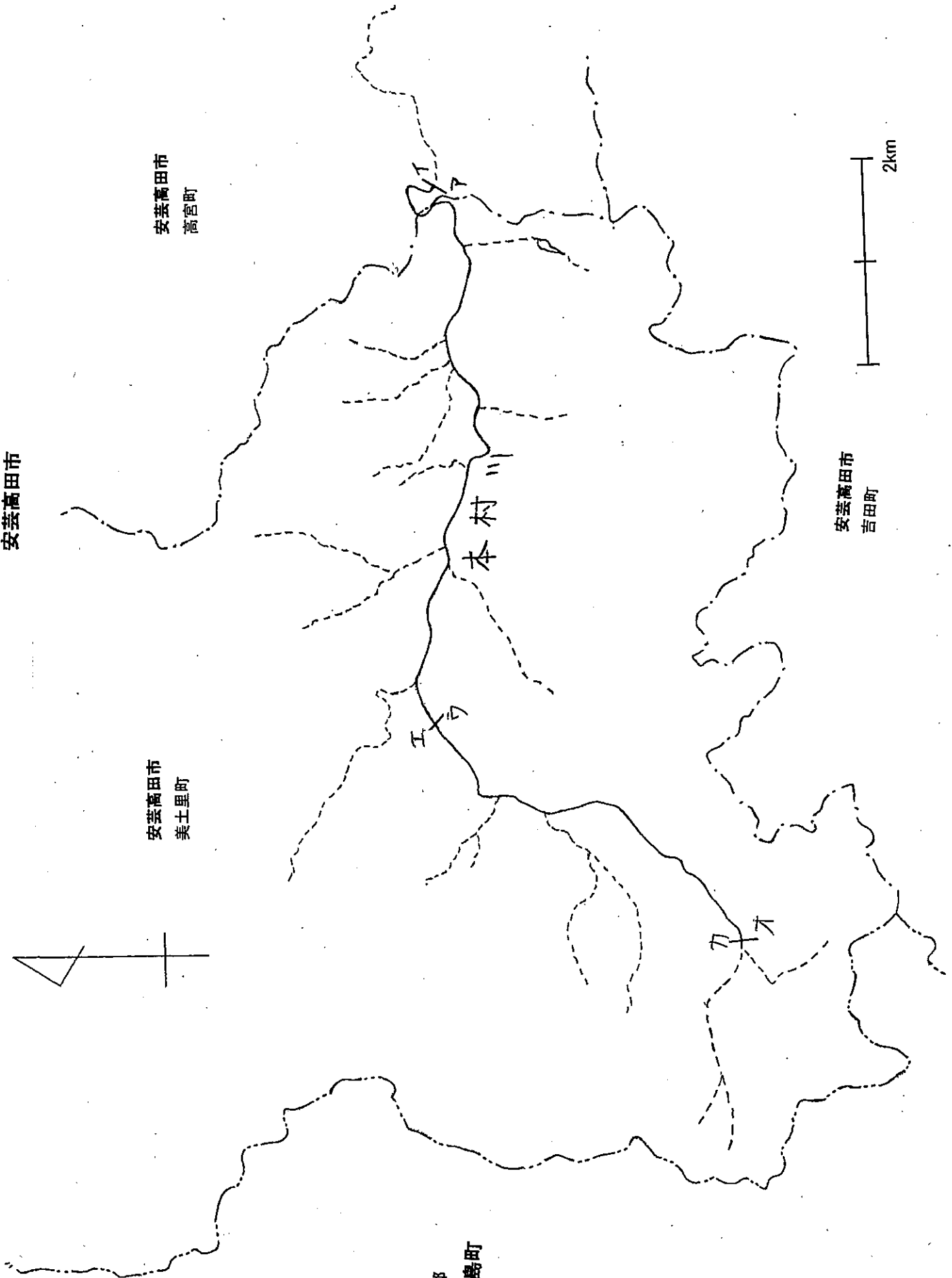
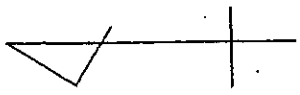
安芸高田市
美土里町

本村

安芸高田市
吉田町

山県郡
北広島町

2km



公示番号

内水共第32号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
はや（おいかわ、かわむつ）	1月1日から12月31日

漁場の位置

安芸高田市吉田町、八千代町、山県郡北広島町地先（江の川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエを結んだ直線から下流の江の川の区域
ア	江の川右岸における吉田町と安芸高田市甲田町との境界
イ	江の川左岸における吉田町と甲田町との境界
ウ	江の川における北広島町大朝「亀尻橋」下流側右岸付け根
エ	江の川における北広島町大朝「亀尻橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

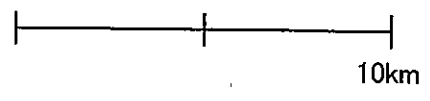
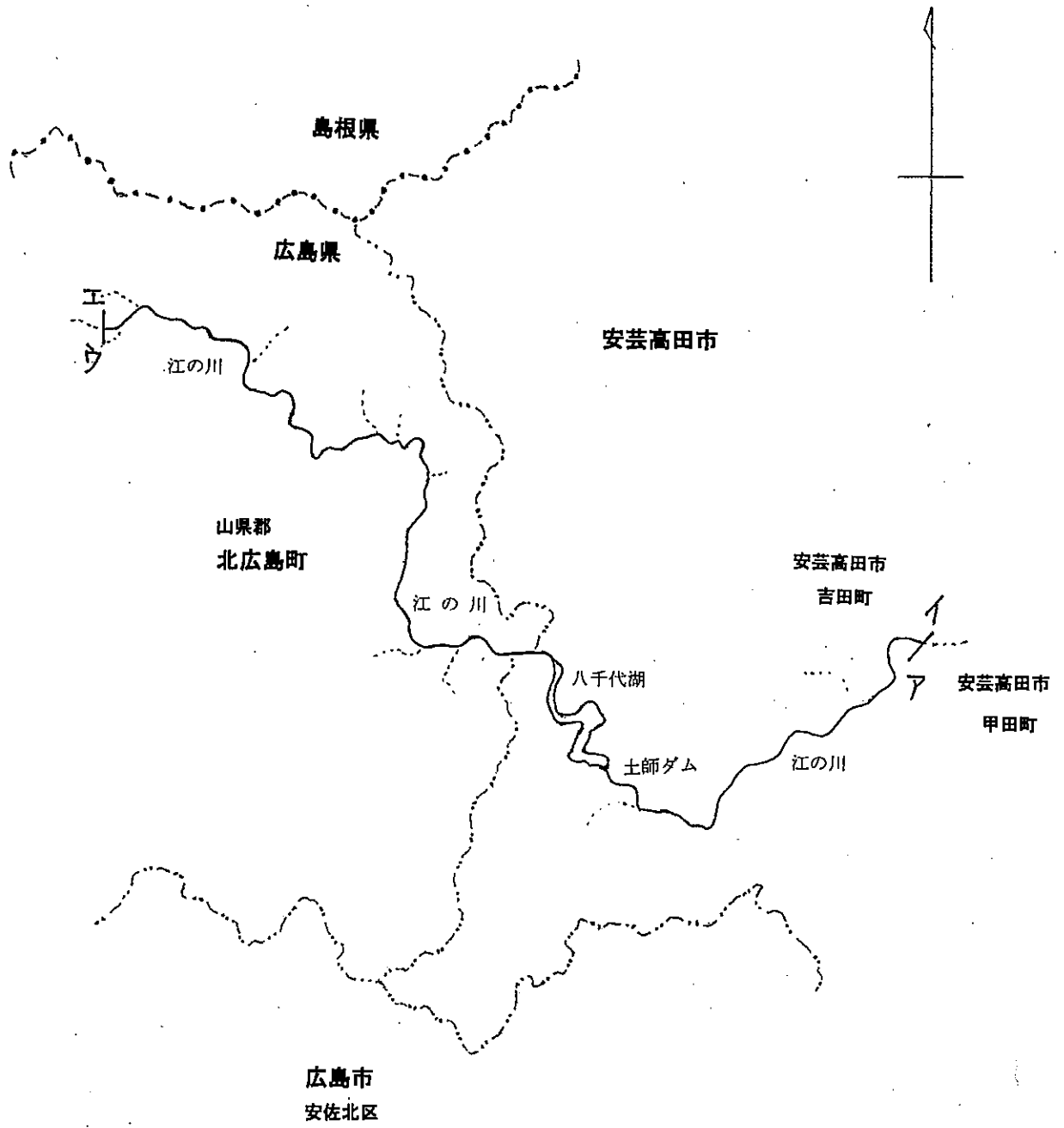
安芸高田市吉田町、八千代町、山県郡北広島町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第33号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

庄原市総領町地先（江の川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、オカ、キク、ケコを結んだそれぞれの直線から下流の田総川、領家川、亀谷川の区域。ただし、あゆ漁業及びこい漁業についてはウエを結んだ直線から上流の区域を除く。
ア	ハイヅカ湖北岸における庄原市と三次市の境界
イ	ハイヅカ湖南東岸における庄原市と三次市の境界
ウ	田総川における総領町中領家「落合橋」の上流すぐの堰堤右岸付け根
エ	田総川における総領町中領家「落合橋」の上流すぐの堰堤左岸付け根
オ	田尻川と田総川との合流点における田尻川右岸
カ	オから田総川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
キ	クから領家川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ク	領家川と大谷川との合流点における大谷川右岸
ケ	亀谷川における総領町黒目「平和橋」下流側右岸付け根
コ	亀谷川における総領町黒目「平和橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

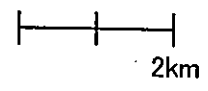
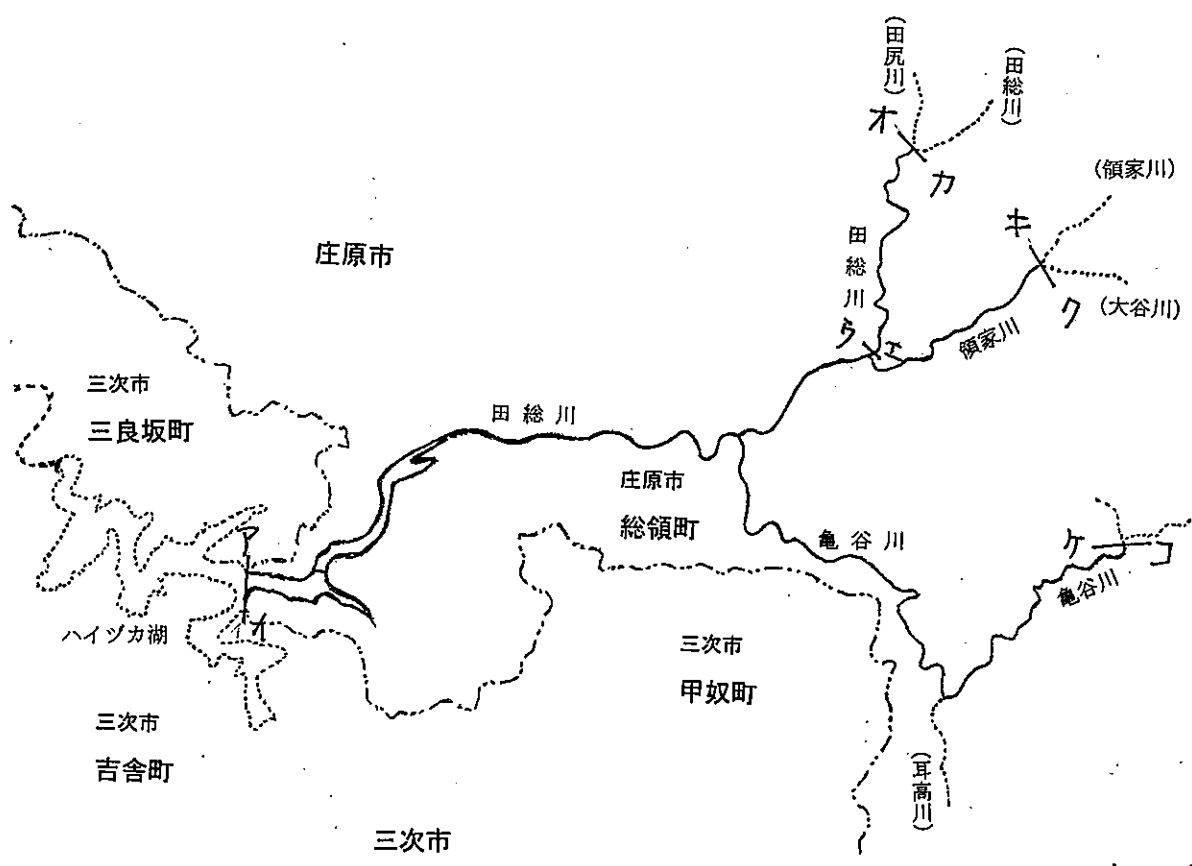
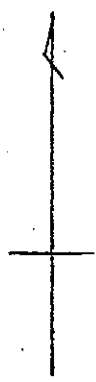
関係地区

庄原市総領町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第34号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ます	1月1日から12月31日

漁場の位置

庄原市総領町五箇、上領家地先（江の川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカを結んだそれぞれの直線から下流の田総川、領家川の区域
ア	イから田総川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
イ	田総川と領家川との合流点における領家川左岸から田総川左岸に沿って下流へ10メートルの所
ウ	田尻川と田総川との合流点における田尻川右岸
エ	ウから田総川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
オ	カから領家川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
カ	領家川と大谷川との合流点における大谷川右岸

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

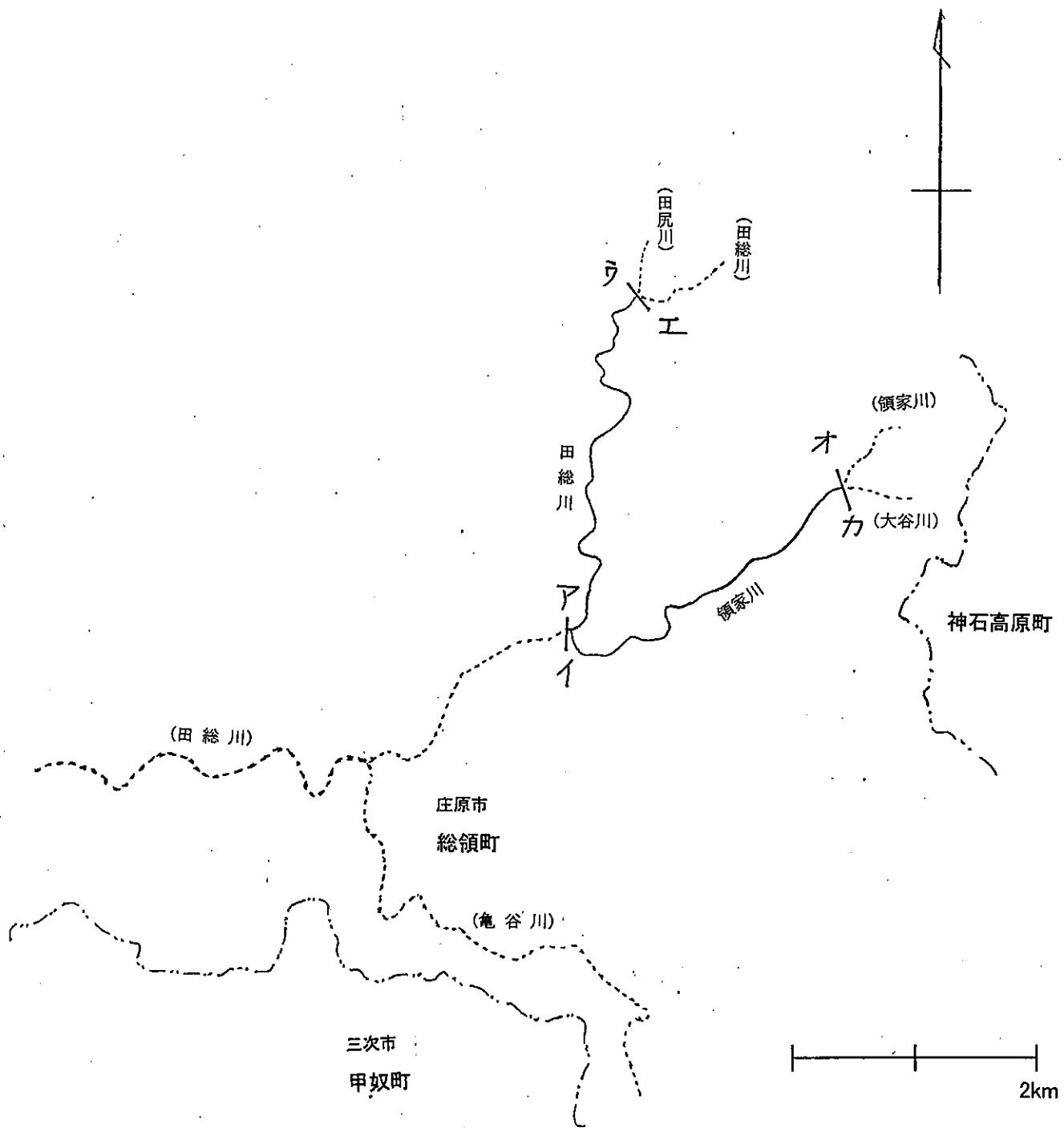
庄原市総領町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第35号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ます	1月1日から12月31日

漁場の位置

庄原市総領町黒目地先（江の川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエを結んだ直線から下流の亀谷川の区域
ア	イから亀谷川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
イ	亀谷川と耳高川との合流点における亀谷川左岸
ウ	黒目「平和橋」下流側右岸付け根
エ	黒目「平和橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

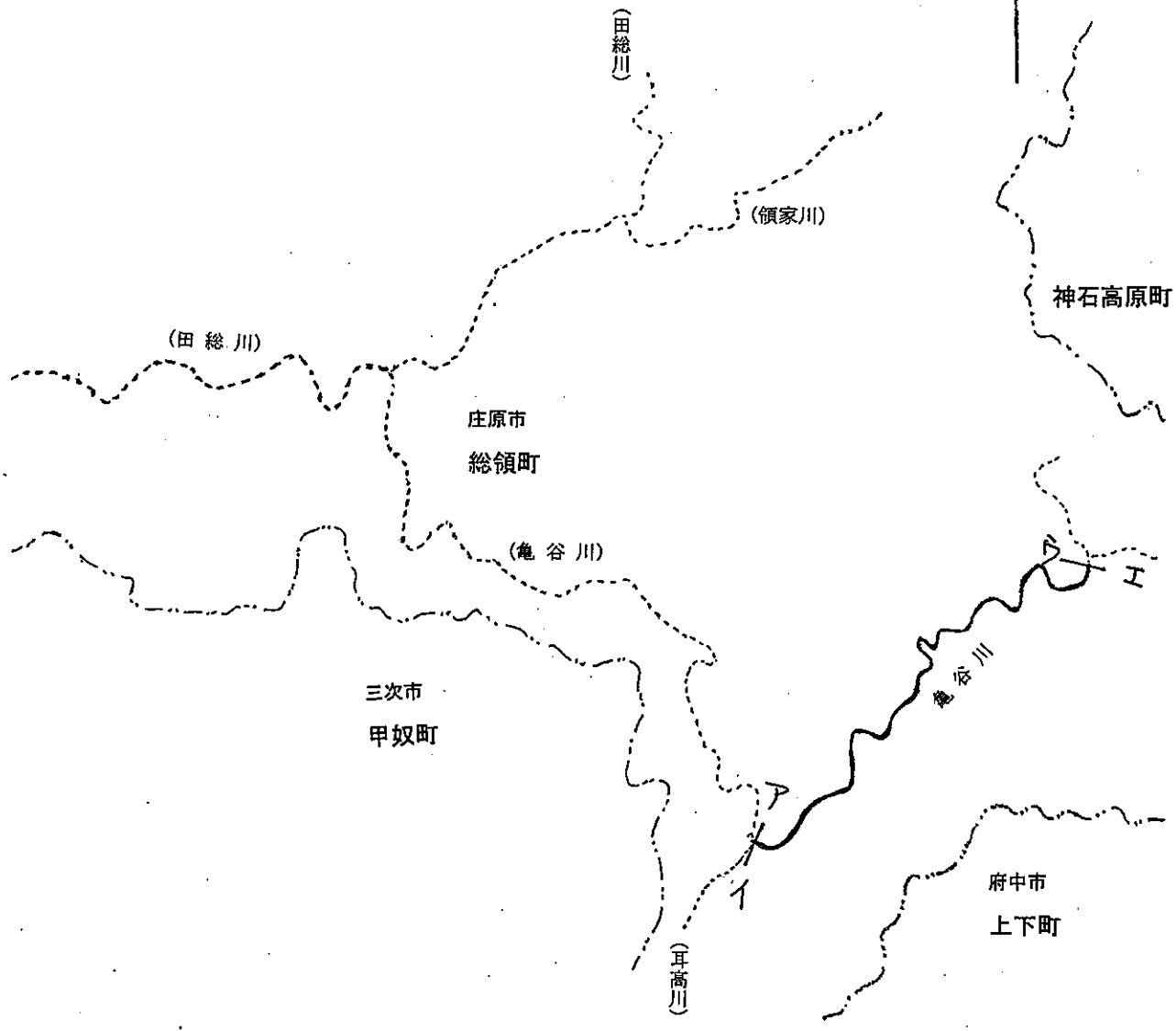
庄原市総領町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



(田総川)

(領家川)

(田総川)

庄原市
総領町

(龜谷川)

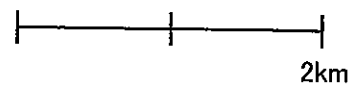
三次市
甲奴町

神石高原町

(谷川)

(耳高川)

府中市
上下町



公示番号

内水共第36号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日

漁場の位置

庄原市高野町地先（江の川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キクを結んだそれぞれの直線から下流の神野瀬川、木地山川、和南原川の区域
ア	神野瀬川における高野町高暮 中国電力（株）高暮貯水池堰堤上流側右岸付け根
イ	神野瀬川における高野町高暮 中国電力（株）高暮貯水池堰堤上流側左岸付け根
ウ	木地山川における高野町上里原木地山 木地山砂防堰堤下流側右岸付け根（「崎前橋」から上流へ一番目の堰堤）
エ	木地山川における高野町上里原木地山 木地山砂防堰堤下流側左岸付け根
オ	和南原川における高野町和南原貝崎「新貝崎大橋」下流側右岸付け根
カ	和南原川における高野町和南原貝崎「新貝崎大橋」下流側左岸付け根
キ	神野瀬川における高野町上湯川「中橋」下流側右岸付け根
ク	神野瀬川における高野町上湯川「中橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

庄原市高野町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



島根県

広島県

和南原川

オ一力

(笹谷川)

(後原川)

千

木地山川

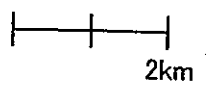
神野瀬川

神野瀬川

神之瀬湖

庄原市

三次市



公示番号

内水共第37号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ます	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

庄原市高野町地先（江の川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコ、サシ、スセ、ソタ、チツ、テト、ナニ、ヌネ、ノハ、ヒフを結んだそれぞれの直線から下流の神野瀬川、養谷川、猫谷川、木地山川、龍見川、岡大内川、奥三沢川、和南原川、毛無川、笹谷川、俵原川、大鬼谷川、奥門田川、後谷川の区域。ただし、うなぎ漁業については養谷川及び龍見川の区域を除く。
ア	神野瀬川における高野町高暮 中国電力（株）高暮貯水池堰堤上流側右岸付け根
イ	神野瀬川における高野町高暮 中国電力（株）高暮貯水池堰堤上流側左岸付け根
ウ	高野町高暮 縄久利神社石碑 から養谷川の流れに直角に対岸を見通す線と右岸との交点
エ	高野町高暮 縄久利神社石碑 から養谷川の流れに直角に対岸を見通す線と左岸との交点
オ	猫谷川における高野町上里原 猫谷第1砂防堰堤下流側右岸付け根
カ	猫谷川における高野町上里原 猫谷第1砂防堰堤下流側左岸付け根
キ	木地山川における高野町上里原 第15谷止 下流側右岸付け根
ク	木地山川における高野町上里原 第15谷止 下流側左岸付け根
ケ	龍見川における高野町岡大内「竜見奥橋」下流側右岸付け根
コ	龍見川における高野町岡大内「竜見奥橋」下流側左岸付け根
サ	岡大内川における高野町岡大内「溜屋橋」下流側右岸付け根
シ	岡大内川における高野町岡大内「溜屋橋」下流側左岸付け根
ス	奥三沢川における高野町和南原奥三沢 第1砂防堰堤下流側右岸付け根
セ	奥三沢川における高野町和南原奥三沢 第1砂防堰堤下流側左岸付け根
ソ	和南原川における高野町和南原篠原 第1砂防堰堤下流側右岸付け根
タ	和南原川における高野町和南原篠原 第1砂防堰堤下流側左岸付け根
チ	毛無川における高野町新市 毛無川堰堤下流側右岸付け根
ツ	毛無川における高野町新市 毛無川堰堤下流側左岸付け根
テ	笹谷川における高野町上湯川笹谷 第1砂防堰堤下流側右岸付け根
ト	笹谷川における高野町上湯川笹谷 第1砂防堰堤下流側左岸付け根
ナ	俵原川における高野町上湯川「一本木橋」下流側右岸付け根
ニ	俵原川における高野町上湯川「一本木橋」下流側左岸付け根
ヌ	大鬼谷川における高野町南「雌滝」下流側右岸付け根
ネ	大鬼谷川における高野町南「雌滝」下流側左岸付け根
ノ	奥門田川における高野町奥門田「半田橋」下流側右岸付け根
ハ	奥門田川における高野町奥門田「半田橋」下流側左岸付け根
ヒ	後谷川における高野町下門田 県道39号線との交点下流側右岸付け根
フ	後谷川における高野町下門田 県道39号線との交点下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

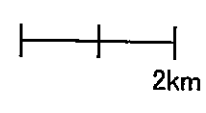
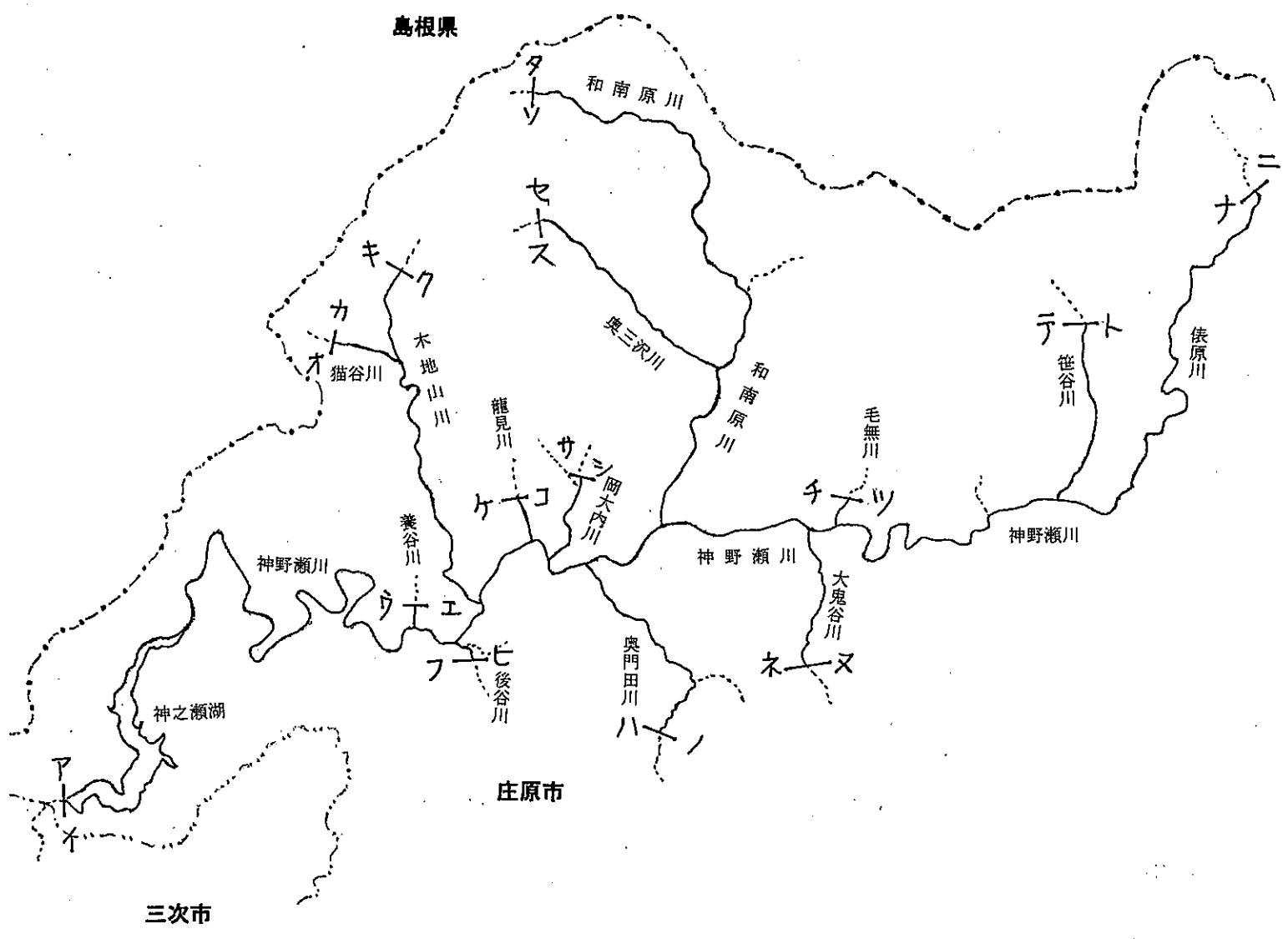
関係地区

庄原市高野町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第38号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日

漁場の位置

庄原市地先（江の川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコ、サシを結んだそれぞれの直線から下流の西城川、比和川、川北川、大屋川、小鳥原川の区域
ア	萩川と西城川との合流点における萩川左岸
イ	アから西城川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ウ	比和川における庄原市比和町森脇「新永原大橋」下流側右岸付け根
エ	比和川における庄原市比和町森脇「新永原大橋」下流側左岸付け根
オ	川北川における庄原市川北町「双羅橋」下流側右岸付け根
カ	川北川における庄原市川北町「双羅橋」下流側左岸付け根
キ	大屋川における庄原市西城町入江「入江橋」下流側右岸付け根
ク	大屋川における庄原市西城町入江「入江橋」下流側左岸付け根
ケ	西城川右岸における庄原市西城町梶谷 国道314号線梶谷トンネル 北口前護岸暗渠中央
コ	ケから西城川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
サ	小鳥原川における庄原市西城町土居「土居橋」下流側右岸付け根
シ	小鳥原川における庄原市西城町土居「土居橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

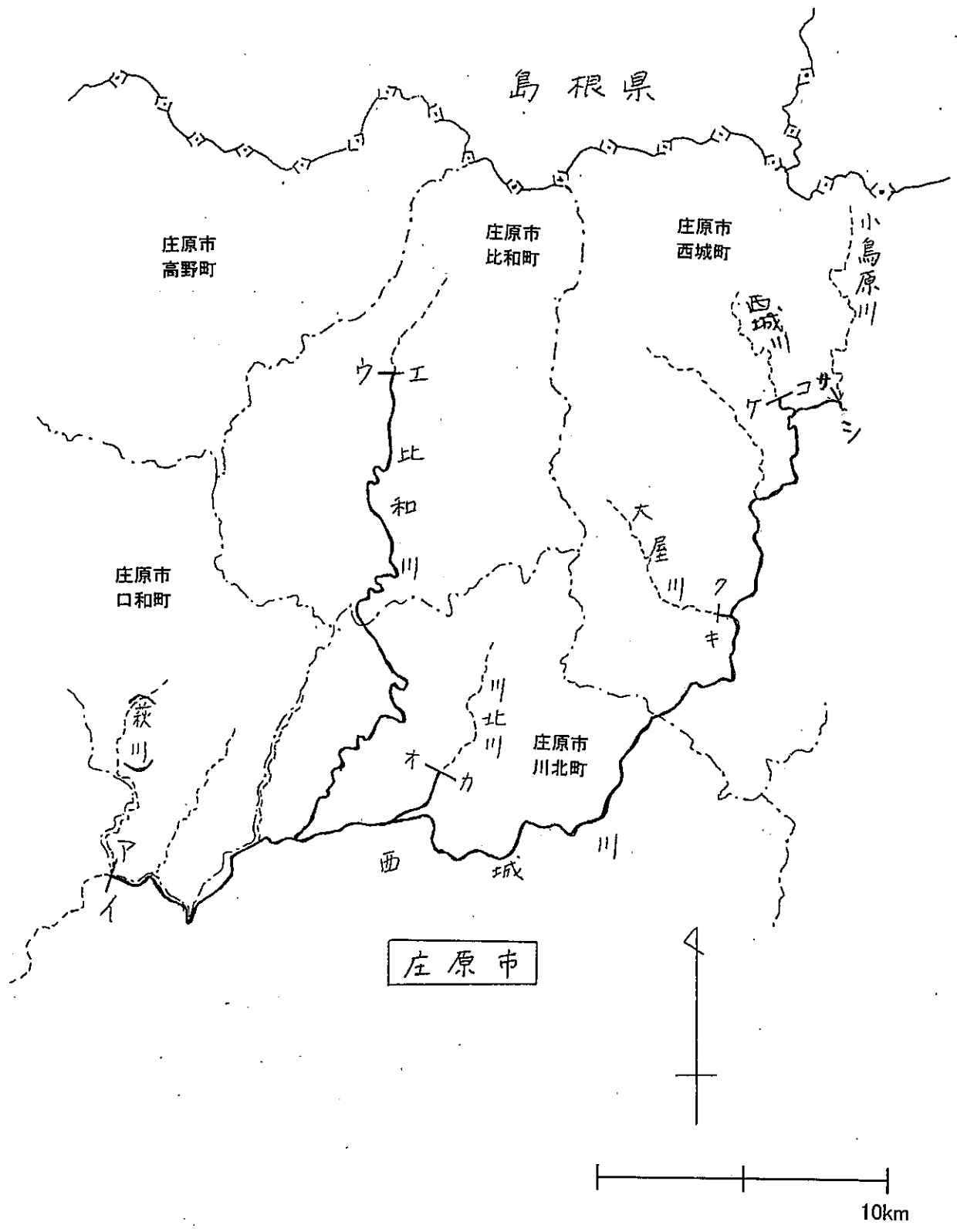
庄原市（総領町、高野町、東城町を除く）

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第39号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ます	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

庄原市地先（江の川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコ、サシ、スセ、チツ、テトを結んだそれぞれの直線から下流の西城川、古頃川、比和川、川北川、大屋川、熊野川、六の原川、小鳥原川の区域。ただし、ます漁業についてはソタを結んだ直線から下流の西城川の区域、うなぎ漁業については六の原川の区域を除く。
ア	萩川と西城川との合流点における萩川左岸
イ	アから西城川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ウ	古頃川における庄原市比和町古頃「熊原橋」下流側右岸付け根
エ	古頃川における庄原市比和町古頃「熊原橋」下流側左岸付け根
オ	比和川における庄原市比和町三河内「木次屋橋」下流側右岸付け根
カ	比和川における庄原市比和町三河内「木次屋橋」下流側左岸付け根
キ	川北川と長野川との合流点における長野川右岸
ク	キから川北川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ケ	コから大屋川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
コ	二本栃川と大屋川との合流点における大屋川左岸
サ	シから熊野川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
シ	土深川と熊野川との合流点における土深川の右岸（「土深橋」下流側右岸付け根）
ス	小岩谷川と六の原川との合流点における小岩谷川の左岸
セ	スから六の原川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点（「県民の森」標識前大岩）
ソ	西城川における庄原市明賀「明賀橋」下流側右岸付け根
タ	西城川における庄原市明賀「明賀橋」下流側左岸付け根
チ	西城川における庄原市西城町油木「古谷橋」下流側右岸付け根
ツ	西城川における庄原市西城町油木「古谷橋」下流側左岸付け根
テ	小鳥原川における庄原市西城町小鳥原「坂根橋」下流側右岸付け根
ト	小鳥原川における庄原市西城町小鳥原「坂根橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

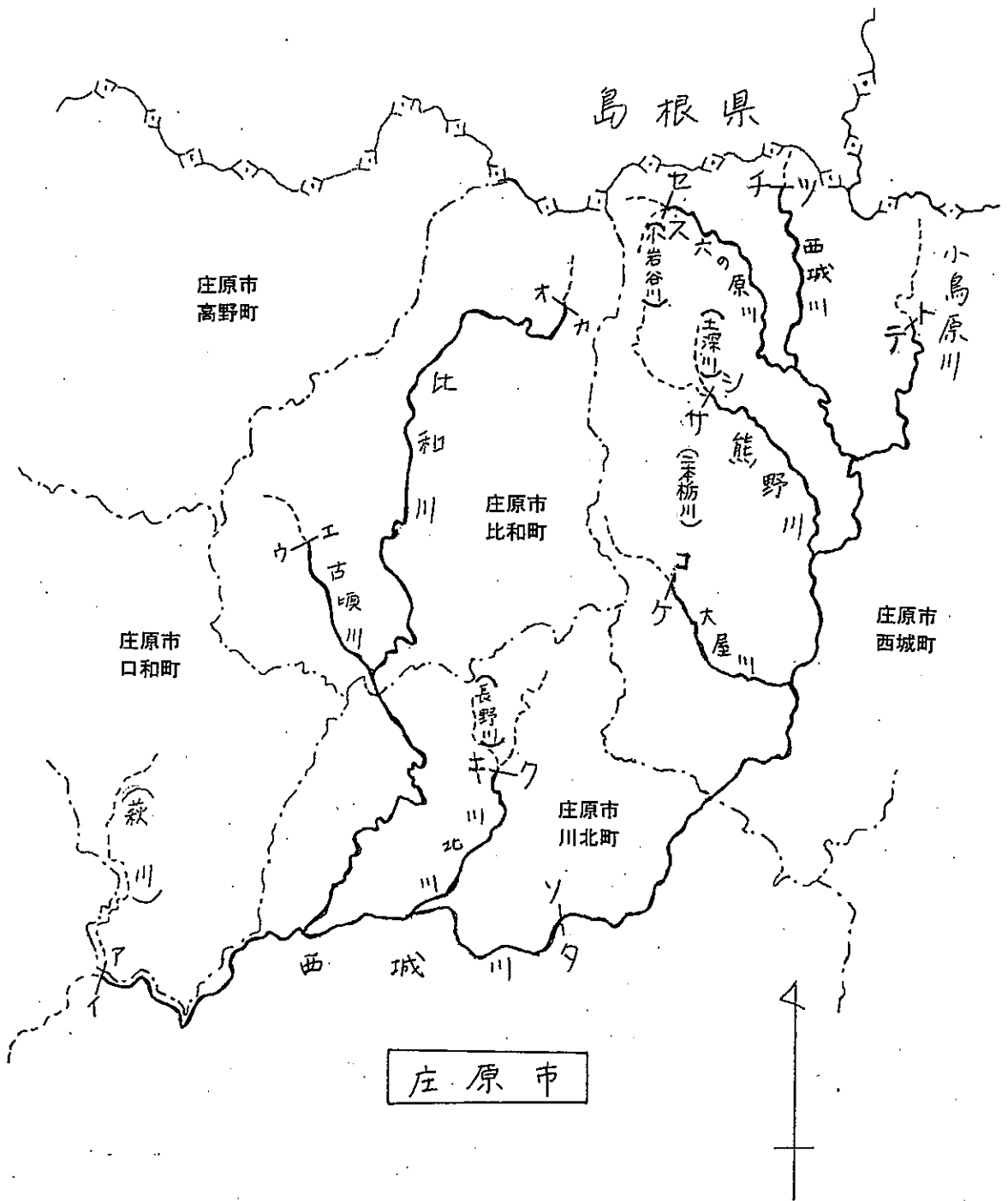
関係地区

庄原市（総領町、高野町、東城町を除く）

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



島根県

庄原市
高野町

木

深岩谷川

六の原川

玉深川

西城川

小鳥原川

比和川

庄原市
比和町

熊野川

竹

栗柄川

大屋川

庄原市
西城町

庄原市
口和町

工古坂川

長野川

庄原市
川北町

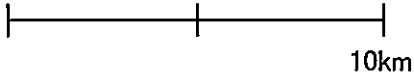
北川

西城川

川

北川

庄原市



10km

公示番号

内水共第40号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日
ふな	1月1日から12月31日
はや(おいかわ)	1月1日から12月31日

漁場の位置

三次市、安芸高田市甲田町、高宮町、島根県邑智郡邑南町地先(江の川水系)

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコ、サシ、スセ、ソタ、チツ、テト、ナニ、ヌネを結んだそれぞれの直線から下流の江の川、布野川、神野瀬川、西城川、上下川、馬洗川、美波羅川、本村川、生田川、長瀬川の区域
ア	江の川における三次市作木町大津「両国橋」上流側右岸付け根
イ	江の川における邑南町下口羽「両国橋」上流側左岸付け根
ウ	布野川右岸における三次市布野町(株)エネルギア・ソリューション・アンド・サービス布野発電所放水口中央
エ	ウから布野川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
オ	神野瀬川における三次市君田町榎田「二本谷橋」下流側右岸付け根
カ	神野瀬川における三次市君田町榎田「二本谷橋」下流側左岸付け根
キ	萩川と西城川との合流点における萩川の左岸
ク	キから西城川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ケ	ハイヅカ湖北岸における庄原市と三次市の境界
コ	ハイヅカ湖南東岸における庄原市と三次市の境界
サ	ハイヅカ湖における三次市吉舎町 知和堰堤下流側右岸付け根
シ	ハイヅカ湖における三次市吉舎町 知和堰堤下流側左岸付け根
ス	馬洗川における三次市吉舎町下城 双西井堰下流側右岸付け根
セ	馬洗川における三次市吉舎町下城 双西井堰下流側左岸付け根
ソ	美波羅川における三次市有原町郷「有原橋」から国道沿い南へ一番目の国道カーブの山側取り付け階段から川の流に直角に見通す線と右岸との交点
タ	美波羅川における三次市有原町郷「有原橋」から国道沿い南へ一番目の国道カーブの山側取り付け階段から川の流に直角に見通す線と左岸との交点
チ	江の川右岸における甲田町と安芸高田市吉田町との境界
ツ	江の川左岸における甲田町と安芸高田市吉田町との境界
テ	本村川における甲田町浅塚 筋原頭首工下流側右岸付け根
ト	本村川における甲田町浅塚 筋原頭首工下流側左岸付け根
ナ	生田川右岸における安芸高田市美土里町と高宮町との境界
ニ	生田川左岸における安芸高田市美土里町と高宮町との境界
ヌ	長瀬川における高宮町川根「三田橋」下流側右岸付け根
ネ	長瀬川における高宮町川根「三田橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

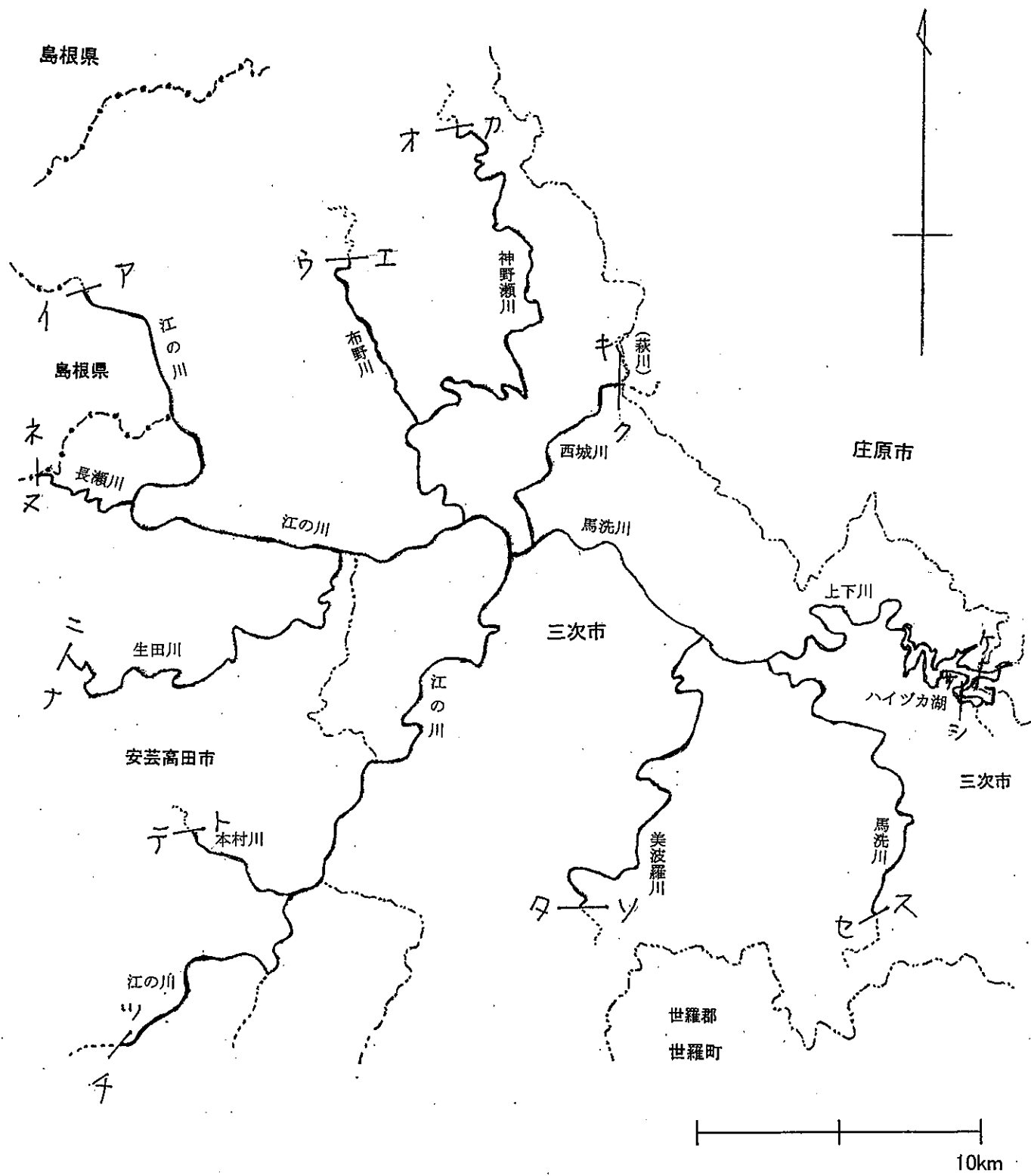
三次市（三和町、甲奴町を除く）、安芸高田市甲田町、高宮町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



島根県

島根県

安芸高田市

世羅郡
世羅町

庄原市

三次市

三次市

10km

江の川

布野川

神野瀬川

西城川

馬洗川

上下川

生田川

江の川

ハイヅカ湖

本村川

美波羅川

馬洗川

江の川

オ
カ

ウ
エ

キ
カ

ネ
ス

ニ
ナ

テ
ト

タ
ソ

セ
ス

チ

ア
イ

公示番号

内水共第41号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ます	1月1日から12月31日

漁場の位置

三次市布野町地先（江の川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエを結んだ直線から下流の布野川の区域。
ア	イから布野川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
イ	神野瀬川と布野川との合流点における神野瀬川の右岸
ウ	工から布野川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
エ	吸谷川と布野川の合流点における吸谷川の右岸

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

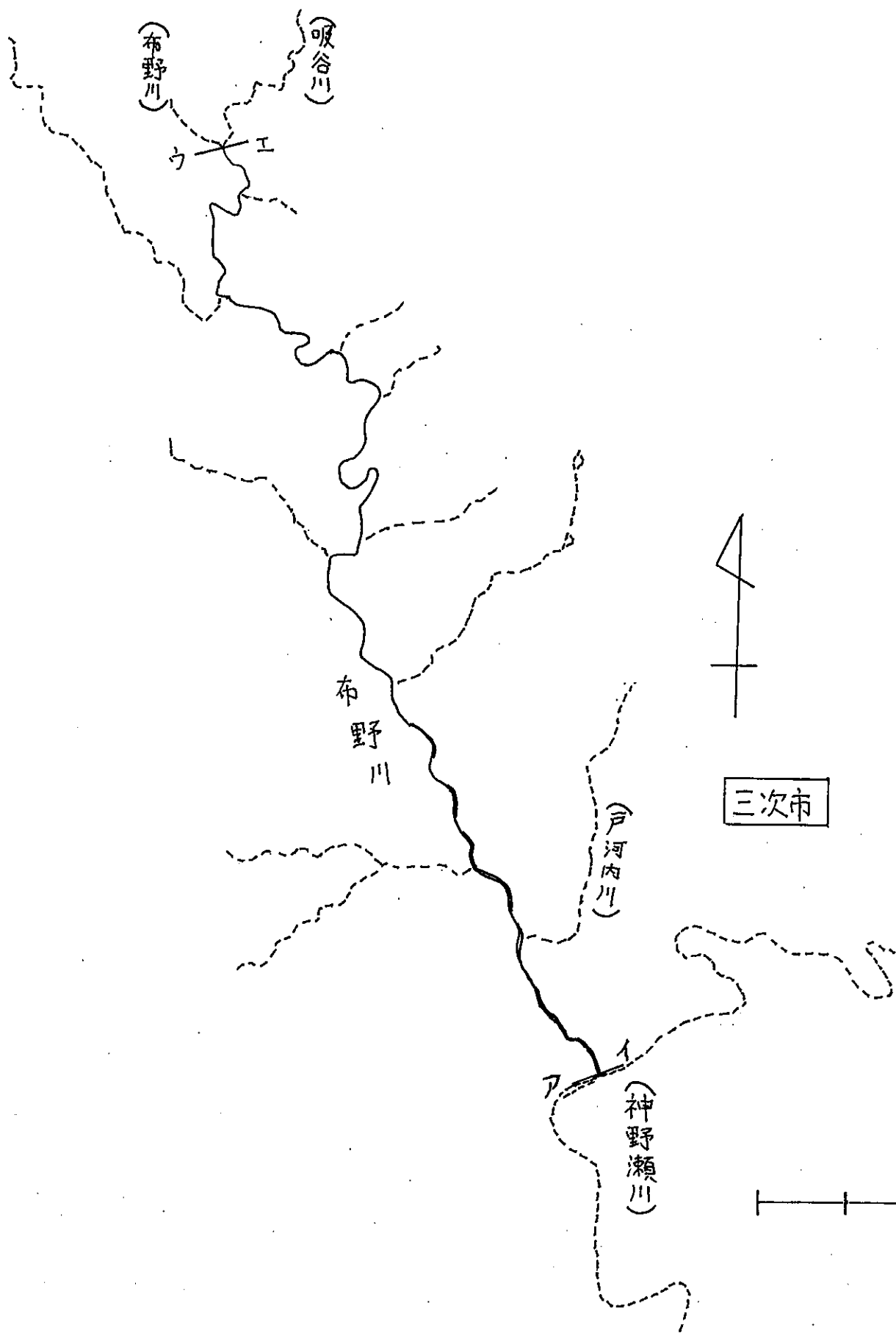
三次市（三和町、甲奴町を除く）、安芸高田市甲田町、高宮町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

新規漁業権



(布野川)

(吸谷川)

工

布野川

三次市

(戸河内川)

(神野瀬川)

2km

公示番号

内水共第42号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
ます	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

庄原市東城町、神石郡神石高原町地先（高梁川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコ、サシ、スセ、ソタを結んだそれぞれの直線から下流の帝釈川、阿下川、福柵川、高光川、青井谷川、未渡川、白石川の区域
ア	福柵川と帝釈川との合流点における福柵川右岸
イ	アから帝釈川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ウ	阿下川と福柵川との合流点における阿下川右岸から阿下川沿い上流400メートルのところにある井堰の下流側右岸側付け根
エ	阿下川と福柵川との合流点における阿下川右岸から阿下川沿い上流400メートルのところにある井堰の下流側左岸側付け根
オ	福柵川における神石高原町田頭「先摺橋」下流側右岸付け根
カ	福柵川における神石高原町田頭「先摺橋」下流側左岸付け根
キ	高光川における神石高原町高光 折先井堰 右岸付け根
ク	高光川における神石高原町高光 折先井堰 左岸付け根
ケ	青井谷川における神石高原町相渡「蝙蝠橋」下流側右岸付け根
コ	青井谷川における神石高原町相渡「蝙蝠橋」下流側左岸付け根
サ	夏森川と未渡川(通称 名越川)との合流点における夏森川右岸
シ	サから未渡川(通称 名越川)の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ス	白石川(通称 始終川)における東城町帝釈始終「白石中橋」下流側右岸付け根
セ	白石川(通称 始終川)における東城町帝釈始終「白石中橋」下流側左岸付け根
ソ	帝釈川における東城町帝釈山中「柳田橋」下流側右岸付け根
タ	帝釈川における東城町帝釈山中「柳田橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

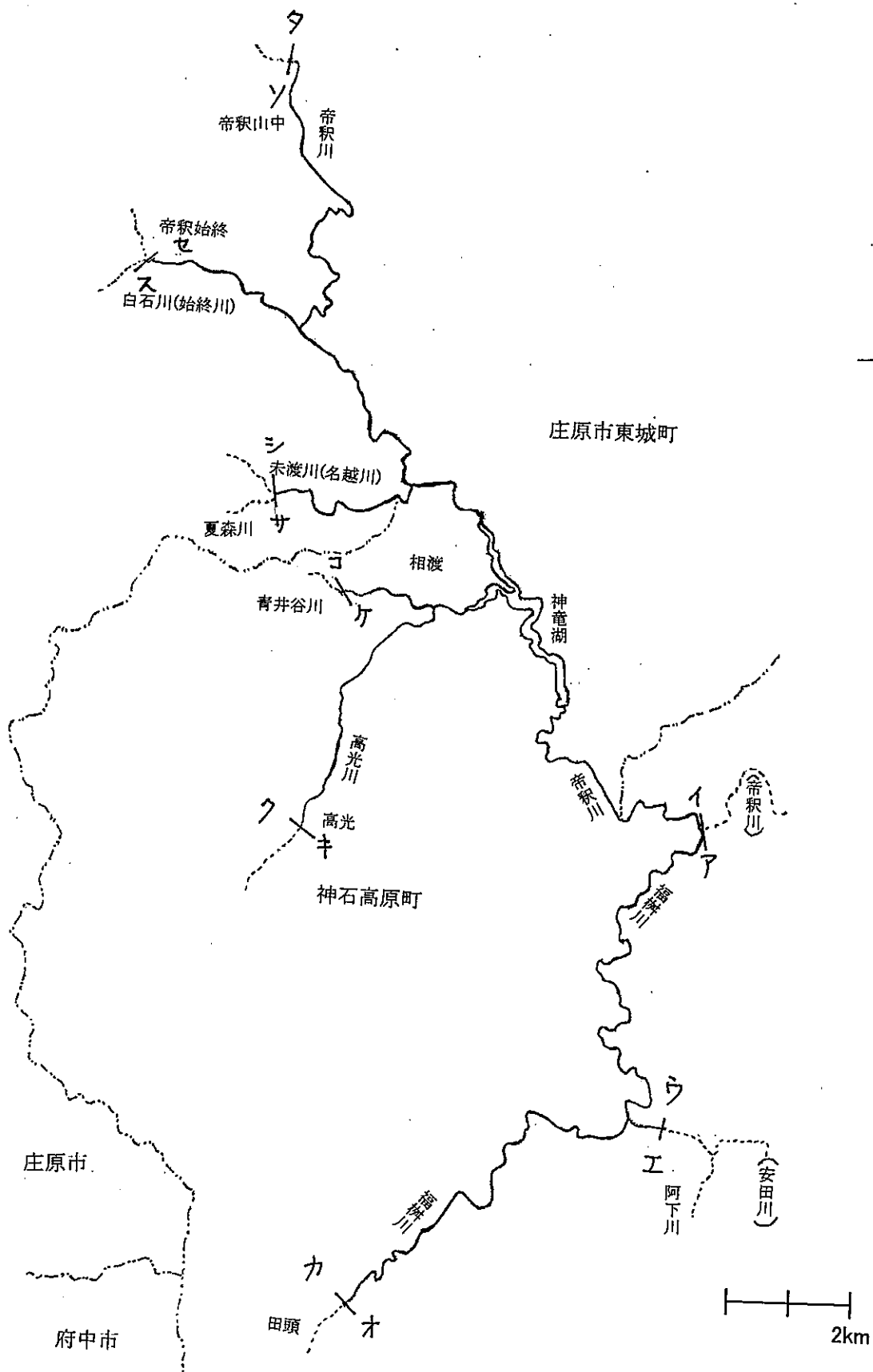
神石郡神石高原町草木、牧、田頭、福永、高光、古川、相渡、永野、庄原市東城町帝釈未渡、帝釈始終、帝釈山中、帝釈宇山、川鳥、三坂

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第43号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
こい	1月1日から12月31日
ふな	1月1日から12月31日
わかさぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

庄原市東城町、神石郡神石高原町地先（高梁川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカを結んだそれぞれの直線から下流の帝釈川、高光川の区域
ア	帝釈川における神石高原町永野 中国電力（株）帝釈川貯水池堰堤上流側右岸付け根
イ	帝釈川における東城町三坂 中国電力（株）帝釈川貯水池堰堤上流側左岸付け根
ウ	高光川における神石高原町相渡「大瀧上橋」下流側右岸付け根
エ	高光川における神石高原町相渡「大瀧上橋」下流側左岸付け根
オ	帝釈川における神石高原町相渡「断魚溪橋」下流側右岸付け根
カ	帝釈川における東城町帝釈宇山「断魚溪橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

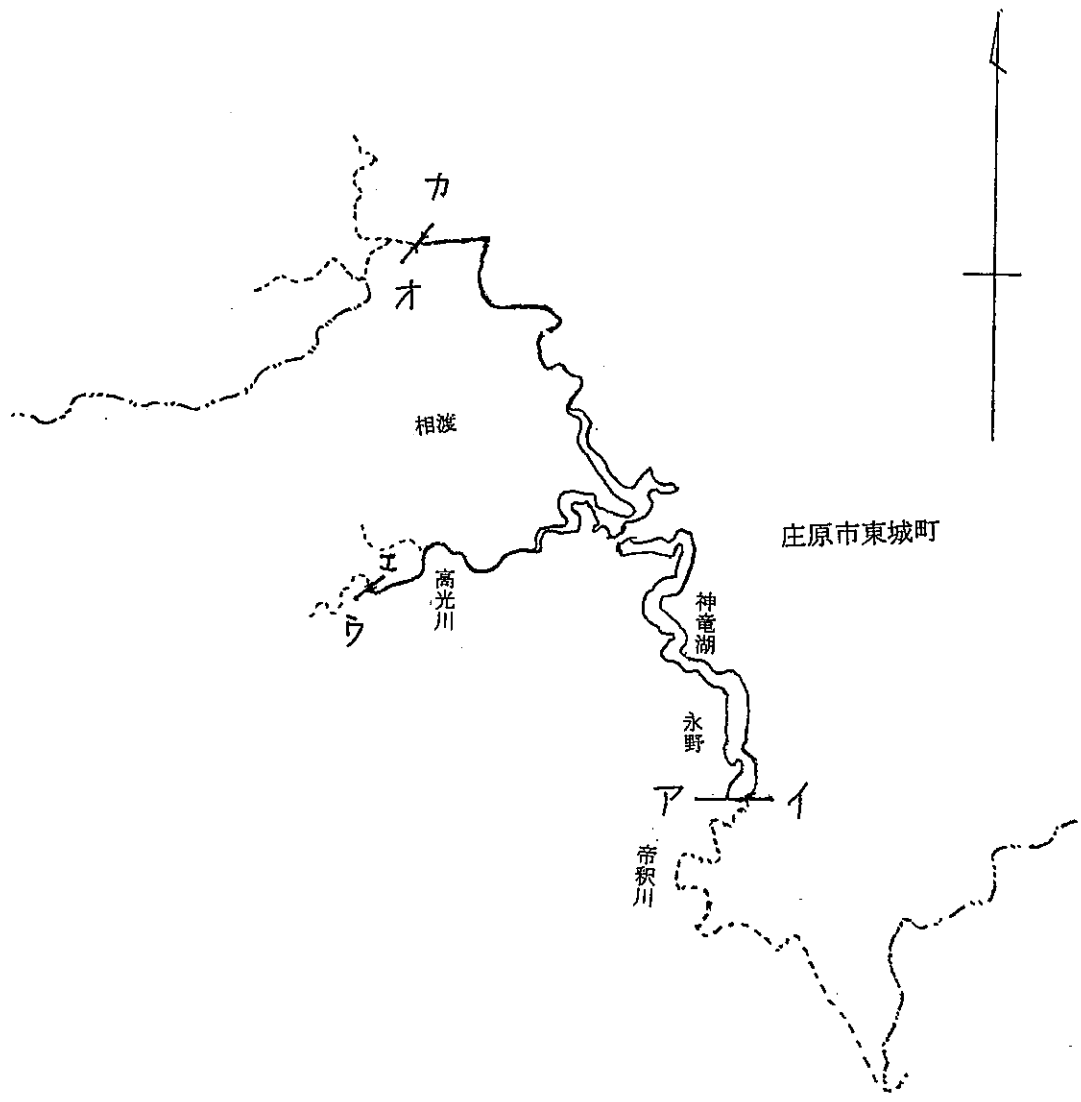
神石郡神石高原町草木、牧、田頭、福永、高光、古川、相渡、永野、庄原市東城町帝釈未渡、帝釈始終、帝釈山中、帝釈宇山、川鳥、三坂

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



庄原市東城町

カ

オ

相渡

エ

ウ

高光川

神竜湖

永野

ア

イ

帝釈川

2km

公示番号

内水共第44号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

福山市、神石郡神石高原町地先（高梁川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカを結んだそれぞれの直線から下流の小田川、矢川の区域
ア	小田川右岸における岡山県井原市と福山市との境界
イ	小田川左岸における岡山県井原市と福山市との境界
ウ	矢川における福山市山野町矢川中「川南橋」下流側右岸付け根
エ	矢川における福山市山野町矢川中「川南橋」下流側左岸付け根
オ	小田川における神石高原町井関「明治橋」下流側右岸付け根
カ	小田川における神石高原町井関「明治橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

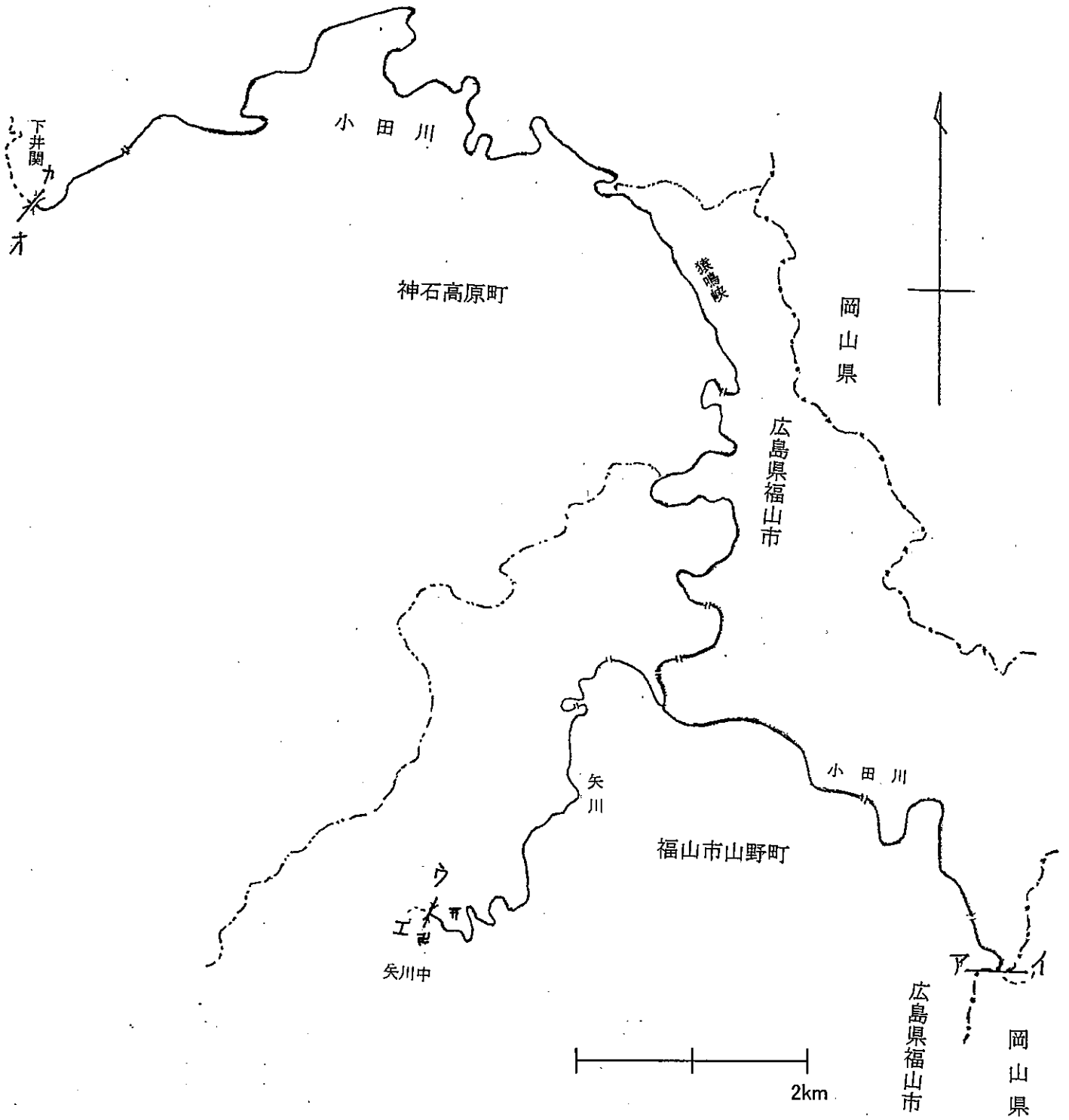
福山市山野町、神石郡神石高原町井関、大矢、小畠、時安

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第45号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日

漁場の位置

神石郡神石高原町、庄原市東城町地先（高梁川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イエ、エウを結んだ3直線から上流、オカ、キク、ケコ、サシ、スセ、ソタを結んだそれぞれの直線から下流の成羽川、天田川、帝釈川、内堀川、粟田川、野部川の区域。ただし、こい漁業については野部川の区域を除く。
ア	成羽川右岸における岡山県高梁市と神石高原町との境界
イ	アから268度の対岸標柱を見通す線の中点
ウ	成羽川左岸における高梁市と神石高原町との境界
エ	ウから112度45分の対岸標柱を見通す線の中点
オ	天田川における神石高原町笹尾「仁川谷橋」下流側右岸付け根
カ	天田川における神石高原町笹尾「仁川谷橋」下流側左岸付け根
キ	福柵川と帝釈川との合流点における福柵川右岸
ク	キから帝釈川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ケ	成羽川における東城町小奴可「永金橋」下流側右岸付け根
コ	成羽川における東城町小奴可「永金橋」下流側左岸付け根
サ	内堀川における東城町内堀「清水舎橋」下流側右岸付け根
シ	内堀川における東城町内堀「清水舎橋」下流側左岸付け根
ス	粟田川における東城町千鳥「千鳥川橋」下流側右岸付け根
セ	粟田川における東城町千鳥「千鳥川橋」下流側左岸付け根
ソ	野部川における東城町久代「井出谷上橋」下流側右岸付け根
タ	野部川における東城町久代「井出谷上橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

神石郡神石高原町油木、安田、李、小野、新免、上豊松、下豊松、有木、笹尾、中平、庄原市西城町三坂、庄原市東城町（帝釈未渡、帝釈宇山、帝釈山中、帝釈始終を除く）

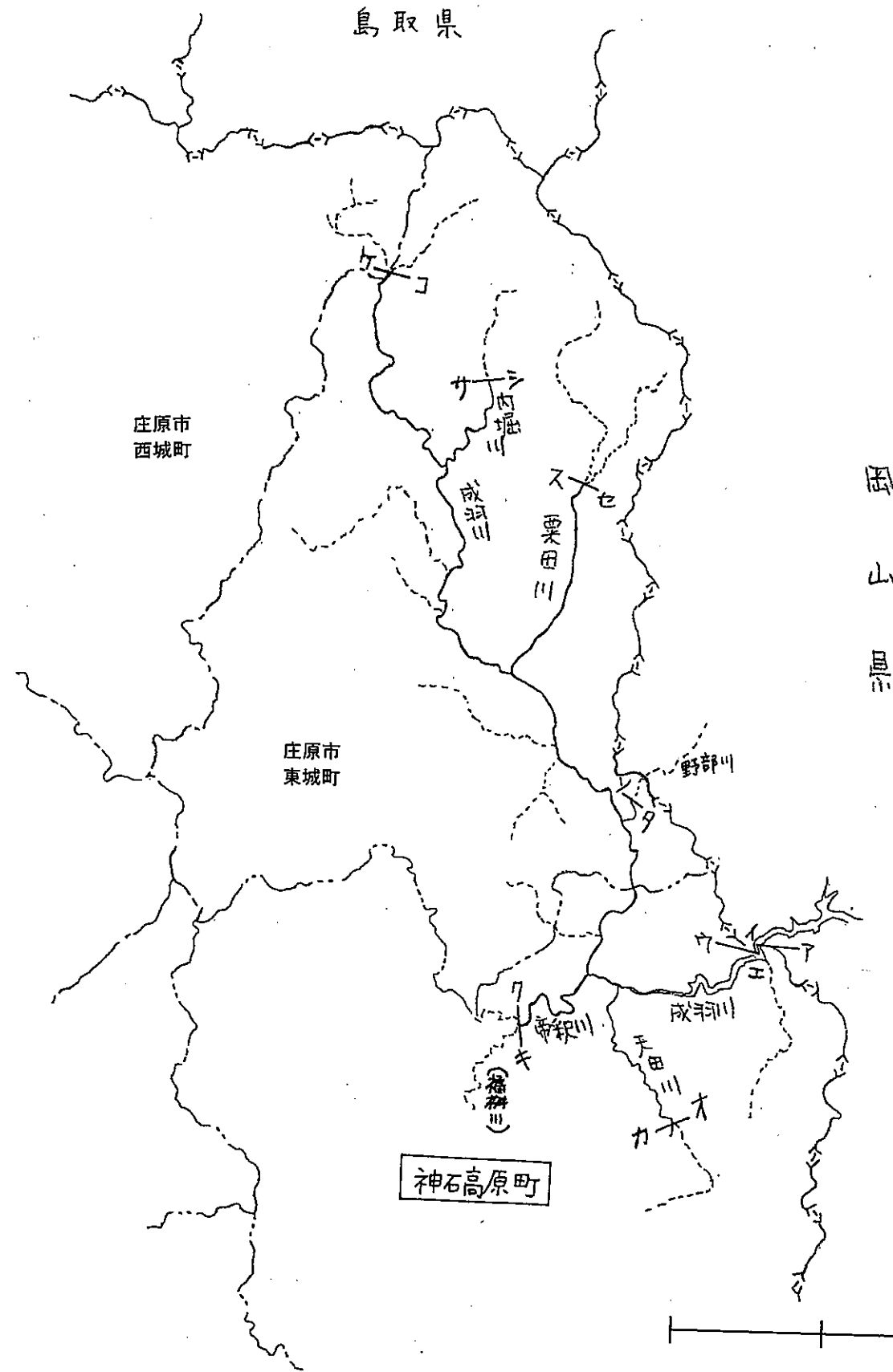
条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

鳥取県



岡山県

神石高原町

庄原市
西城町

庄原市
東城町

野部川

成羽川

天田川

葛川

10km

公示番号

内水共第46号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ます	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

庄原市東城町、西城町、神石郡神石高原町地先（高梁川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イエ、エウを結んだ3直線から上流、オカ、キク、ケコ、サシ、スセ、ソタ、チツ、テト、ナニ、ヌネ、ノハ、ヒフ、ヘホを結んだそれぞれの直線から下流の成羽川、天田川、帝釈川、下谷川、戸宇川、大谷川、田黒川、道後川、持丸川、内堀川、千鳥川、小串川、粟田川、福代川、野部川の区域。ただし、ます漁業については福代川の区域を除く。
ア	成羽川右岸における岡山県高梁市と神石高原町との境界
イ	アから268度の対岸標柱を見通す線の中点
ウ	成羽川左岸における高梁市と神石高原町との境界
エ	ウから112度45分の対岸標柱を見通す線の中点
オ	天田川における神石高原町笹尾「仁川谷橋」下流側右岸付け根
カ	天田川における神石高原町笹尾「仁川谷橋」下流側左岸付け根
キ	福柵川と帝釈川との合流点における福柵川右岸
ク	キから帝釈川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ケ	下谷川における東城町新免「あまごい橋」下流側右岸付け根
コ	下谷川における東城町新免「あまごい橋」下流側左岸付け根
サ	戸宇川における東城町戸宇「かじや橋」下流側右岸付け根
シ	戸宇川における東城町戸宇「かじや橋」下流側左岸付け根
ス	大谷川における東城町菅「大谷橋」下流側右岸付け根
セ	大谷川における東城町菅「大谷橋」下流側左岸付け根
ソ	田黒川における東城町森「田殿橋」下流側右岸付け根
タ	田黒川における東城町森「田殿橋」下流側左岸付け根
チ	道後川における西城町三坂「道後山橋」下流側右岸付け根
ツ	道後川における西城町三坂「道後山橋」下流側左岸付け根
テ	持丸川における東城町小奴可「木地屋橋」下流側右岸付け根から右岸沿い上流へ560メートルの所
ト	持丸川における東城町小奴可「木地屋橋」下流側左岸付け根から左岸沿い上流へ560メートルの所
ナ	内堀川における東城町内堀「焼石橋」下流側右岸付け根
ニ	内堀川における東城町内堀「焼石橋」下流側左岸付け根
ヌ	千鳥川における東城町千鳥「別尺橋」下流側右岸付け根
ネ	千鳥川における東城町千鳥「別尺橋」下流側左岸付け根
ノ	小串川における東城町小串「小串中橋」下流側右岸付け根
ハ	小串川における東城町小串「小串中橋」下流側左岸付け根
ヒ	福代川における東城町川東 庄原市役所東城支所南東角の暗渠下流側右岸付け根
フ	福代川における東城町川東 庄原市役所東城支所南東角の暗渠下流側左岸付け根
ヘ	野部川における東城町久代「井出谷上橋」上流30メートルの所にある井堰下流側右岸付け根
ホ	野部川における東城町久代「井出谷上橋」上流30メートルの所にある井堰下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

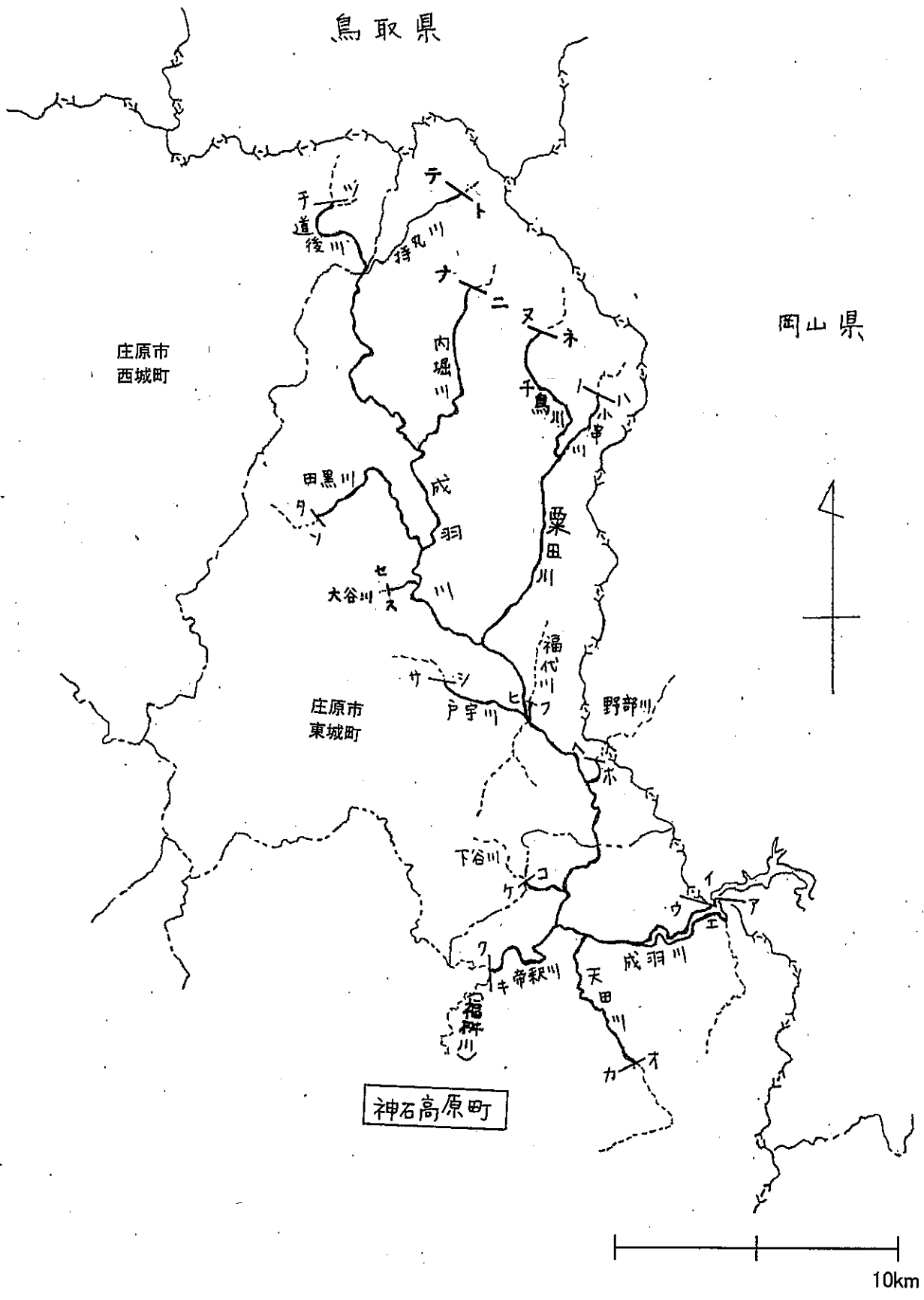
神石郡神石高原町油木、安田、李、小野、新免、上豊松、下豊松、有木、笹尾、中平、庄原市西城町三坂、庄原市東城町（帝釈未渡、帝釈宇山、帝釈山中、帝釈始終を除く）
--

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第47号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ふな	1月1日から12月31日
わかさぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

神石郡神石高原町地先（高梁川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イエ、エウを結んだ3直線から上流、オカ、キクを結んだそれぞれの直線から下流の帝釈川、成羽川の区域
ア	成羽川右岸における岡山県高梁市と神石高原町との境界
イ	アから268度の対岸標柱を見通す線の中点
ウ	成羽川左岸における高梁市と神石高原町との境界
エ	ウから112度45分の対岸標柱を見通す線の中点
オ	帝釈川における神石高原町油木「落合橋」下流側右岸付け根
カ	帝釈川における神石高原町新免「落合橋」下流側左岸付け根
キ	成羽川における神石高原町新免「新小城橋」下流側右岸付け根
ク	成羽川における神石高原町小野「新小城橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

神石郡神石高原町油木、安田、李、小野、新免、上豊松、下豊松、有木、笹尾、中平、庄原市西城町三坂、庄原市東城町（帝釈未渡、帝釈宇山、帝釈山中、帝釈始終を除く）

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

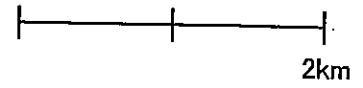
庄原市
東城町

岡山県

神石高原町

キカ
才
帝釈川

成羽川



公示番号

内水共第48号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
はや（おいかわ、かわむつ、うぐい）	1月1日から12月31日

漁場の位置

庄原市東城町、神石郡神石高原町地先（高梁川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエを結んだ直線から下流の成羽川の区域
ア	成羽川における神石高原町新免「新小城橋」上流側右岸付け根
イ	成羽川における神石高原町小野「新小城橋」上流側左岸付け根
ウ	工から成羽川の流れて直角に対岸を見通す線と対岸との交点
エ	成羽川と内堀川との合流点における内堀川左岸

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

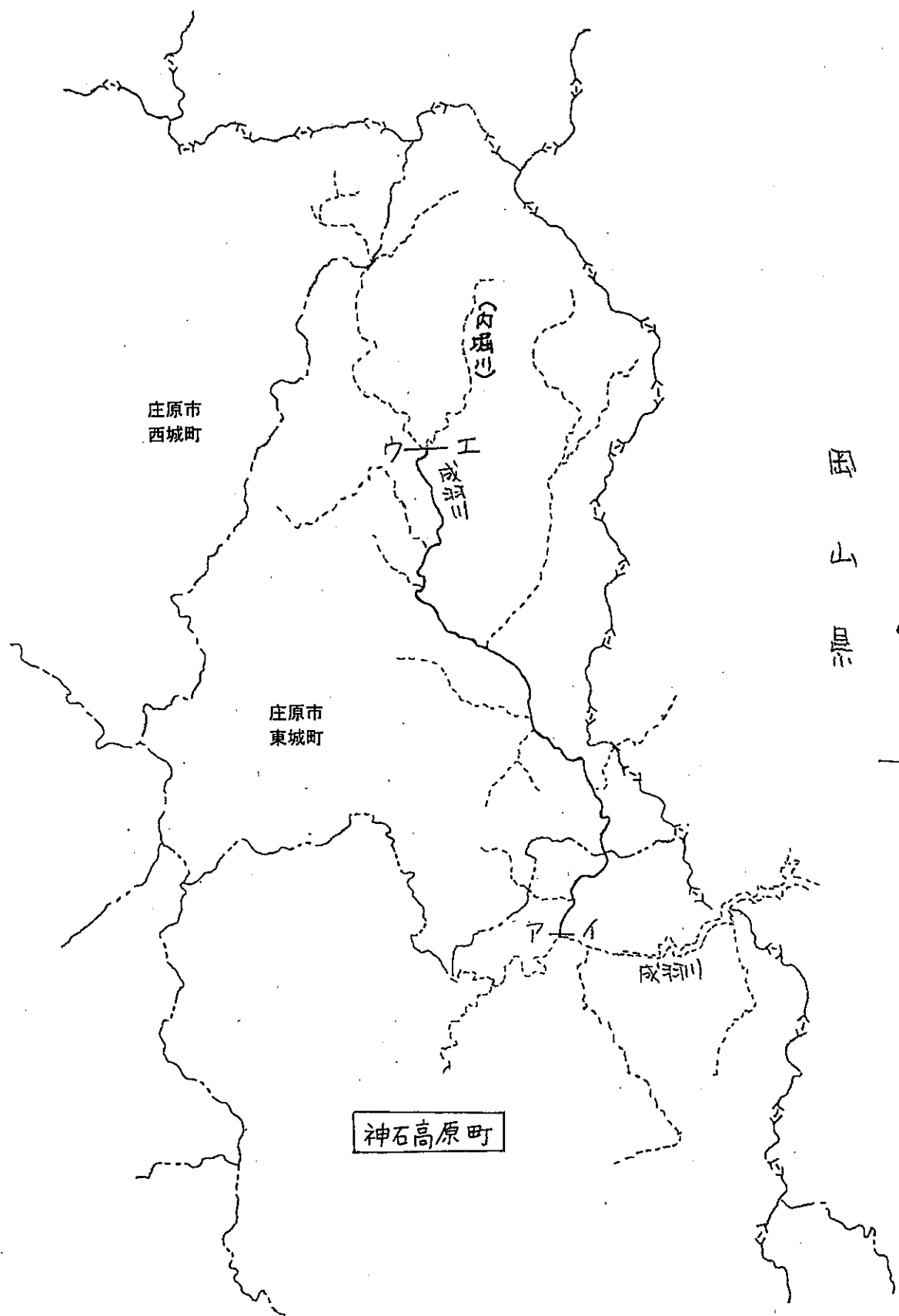
神石郡神石高原町油木、安田、李、小野、新免、上豊松、下豊松、有木、笹尾、中平、庄原市西城町三坂、庄原市東城町（帝釈未渡、帝釈宇山、帝釈山中、帝釈始終を除く）

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



庄原市
西城町

(内堀川)

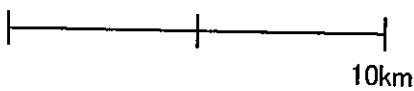
工
成瀬川

庄原市
東城町

成瀬川

神石高原町

岡山県



公示番号

内水共第49号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

三原市、東広島市地先（沼田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコ、サシ、スセ、ソタ、チツ、テト、ナニ、ヌネ、ノハ、ヒフを結んだそれぞれの直線から下流の沼田川、三次川、尾原川、梨和川、大谷川、入野川、造賀川、棕梨川、徳良川、大草川、菅川、仏通寺川、本谷川の区域。ただし、あゆについては本谷川の区域を除く。
ア	沼田川における三原市和田「JR呉線鉄橋」下流側右岸付け根
イ	沼田川における三原市宮沖「JR呉線鉄橋」下流側左岸付け根
ウ	三次川における三原市本郷町南方「姿沖橋」下流側右岸付け根
エ	三次川における三原市本郷町南方「姿沖橋」下流側左岸付け根
オ	尾原川における三原市本郷町南方 国道2号線「南方橋」下流側右岸付け根
カ	尾原川における三原市本郷町南方 国道2号線「南方橋」下流側左岸付け根
キ	梨和川における三原市本郷町上北方「上谷3号橋」下流側右岸付け根
ク	梨和川における三原市本郷町上北方「上谷3号橋」下流側左岸付け根
ケ	大谷川における東広島市河内町入野「新岡広橋」下流側右岸付け根
コ	大谷川における東広島市河内町入野「新岡広橋」下流側左岸付け根
サ	入野川における東広島市高屋町小谷「白土橋」下流側右岸付け根
シ	入野川における東広島市高屋町小谷「白土橋」下流側左岸付け根
ス	造賀川における東広島市高屋町造賀「中田屋橋」下流側右岸付け根
セ	造賀川における東広島市高屋町造賀「中田屋橋」下流側左岸付け根
ソ	沼田川における東広島市福富町上竹仁「吉野口橋」下流側右岸付け根
タ	沼田川における東広島市福富町上竹仁「吉野口橋」下流側左岸付け根
チ	棕梨川右岸における東広島市と三原市との境界
ツ	棕梨川左岸における東広島市と三原市との境界
テ	徳良川における三原市大和町大具「新大具橋」下流側右岸付け根
ト	徳良川における三原市大和町大具「新大具橋」下流側左岸付け根
ナ	大草川における三原市大和町大草「下中橋」下流側右岸付け根
ニ	大草川における三原市大和町大草「下中橋」下流側左岸付け根
ヌ	菅川における三原市本郷町船木「堂張橋」下流側右岸付け根
ネ	菅川における三原市本郷町船木「堂張橋」下流側左岸付け根
ノ	仏通寺川における三原市高坂町真良「一の井手橋」下流側右岸付け根
ハ	仏通寺川における三原市高坂町真良「一の井手橋」下流側左岸付け根
ヒ	本谷川における三原市長谷町「沼田橋」下流側右岸付け根
フ	本谷川における三原市長谷町「沼田橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

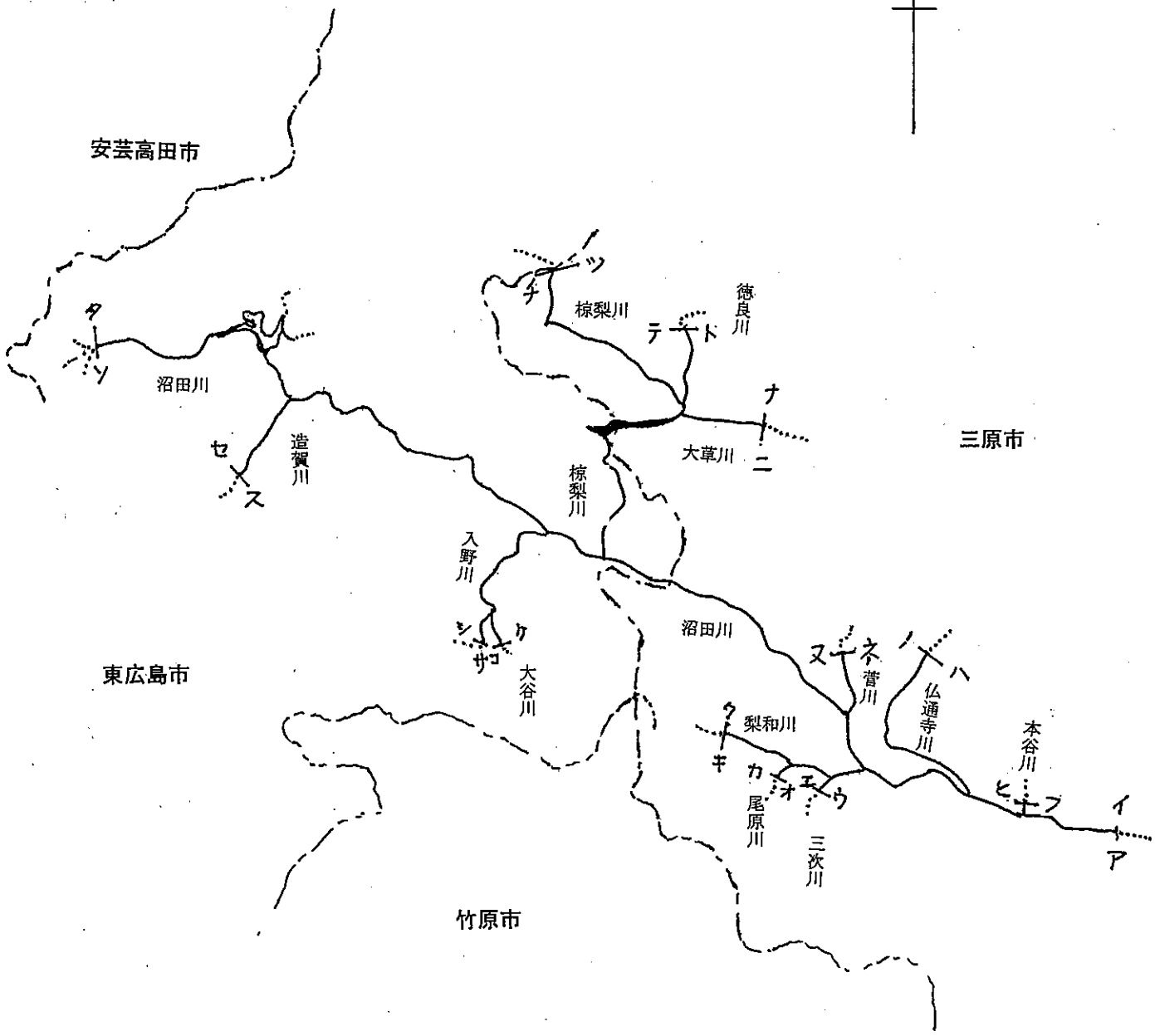
関係地区

三原市（久井町を除く）、東広島市高屋町、河内町、福富町、豊栄町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



安芸高田市

沼田川

造賀川

椋梨川

徳良川

大草川

三原市

椋梨川

東広島市

入野川

大谷川

沼田川

ネ菅川

仏通寺川

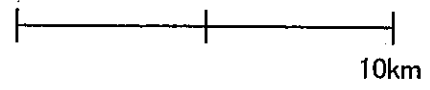
竹原市

梨和川

カ尾原川

三次川

本谷川



10km

公示番号

内水共第50号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ふな	1月1日から12月31日

漁場の位置

三原市大和町、東広島市河内町地先（沼田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キクを結んだそれぞれの直線から下流の棕梨川、徳良川、大草川の区域
ア	棕梨川における河内町 棕梨ダム堰堤上流側右岸付け根
イ	棕梨川における河内町 棕梨ダム堰堤上流側左岸付け根
ウ	棕梨川における大和町棕梨「棕梨橋」下流側右岸付け根
エ	棕梨川における大和町棕梨「棕梨橋」下流側左岸付け根
オ	徳良川における大和町大具「新大具橋」下流側右岸付け根
カ	徳良川における大和町大具「新大具橋」下流側左岸付け根
キ	大草川における大和町大草「下中橋」下流側右岸付け根
ク	大草川における大和町大草「下中橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

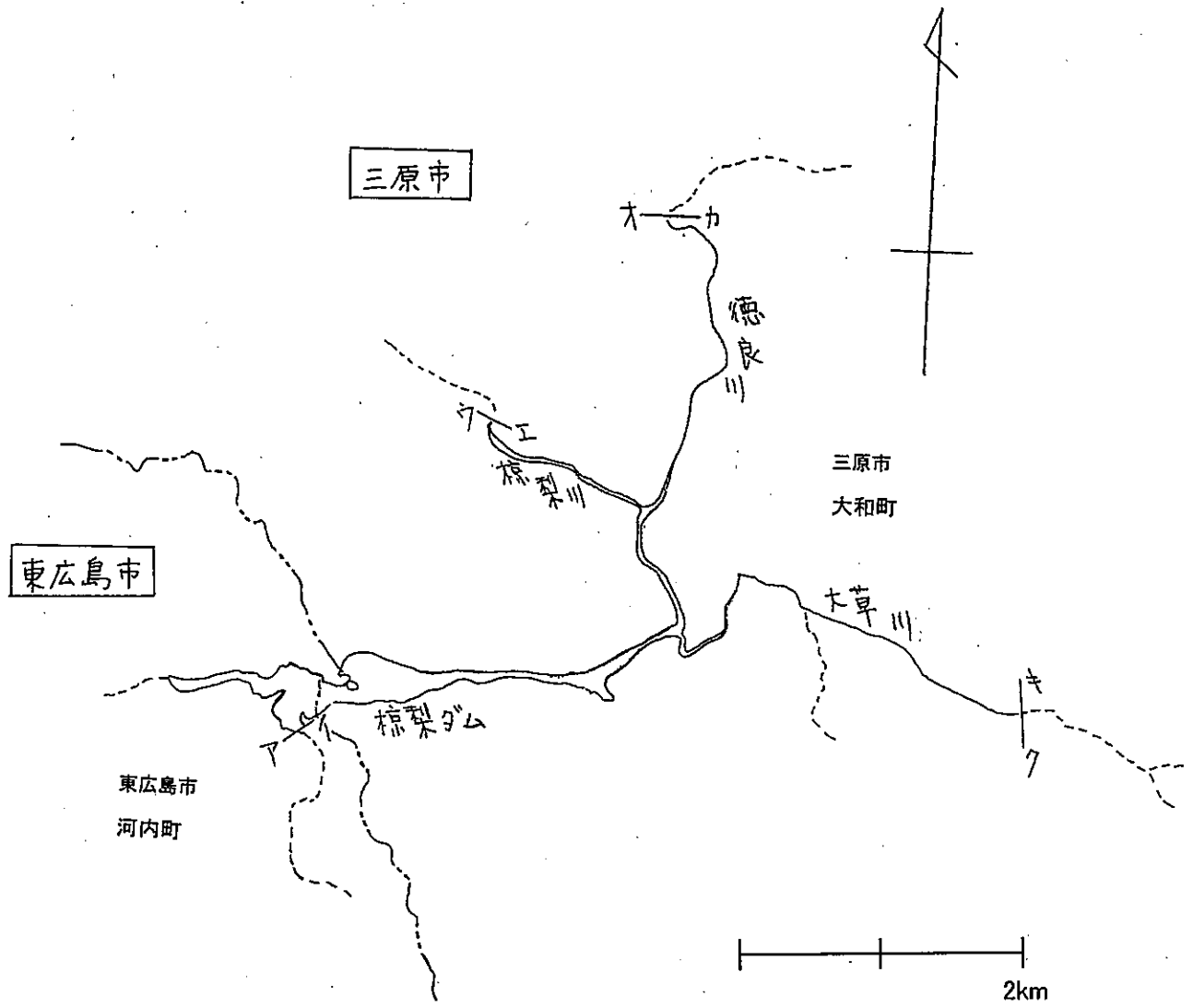
三原市本郷町、大和町、東広島市高屋町、河内町、福富町、豊栄町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第51号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

世羅郡世羅町、府中市地先（芦田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコを結んだそれぞれの直線から下流の芦田川、宇津戸川、山田川、矢多田川の区域
ア	芦田川における府中市諸毛町 八田原ダム堰堤上流側右岸付け根
イ	芦田川における世羅町小谷 八田原ダム堰堤上流側左岸付け根
ウ	宇津戸川における世羅町宇津戸「陰陽橋」下流側右岸付け根
エ	宇津戸川における世羅町宇津戸「陰陽橋」下流側左岸付け根
オ	芦田川における世羅町京丸「広瀬橋」下流側右岸付け根
カ	芦田川における世羅町京丸「広瀬橋」下流側左岸付け根
キ	山田川における世羅町青近「川角橋」下流側右岸付け根
ク	山田川における世羅町青近「川角橋」下流側左岸付け根
ケ	矢多田川における府中市上下町階見木頃川との合流点下流すぐの堰下流側右岸付け根
コ	矢多田川における府中市上下町階見木頃川との合流点下流すぐの堰下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

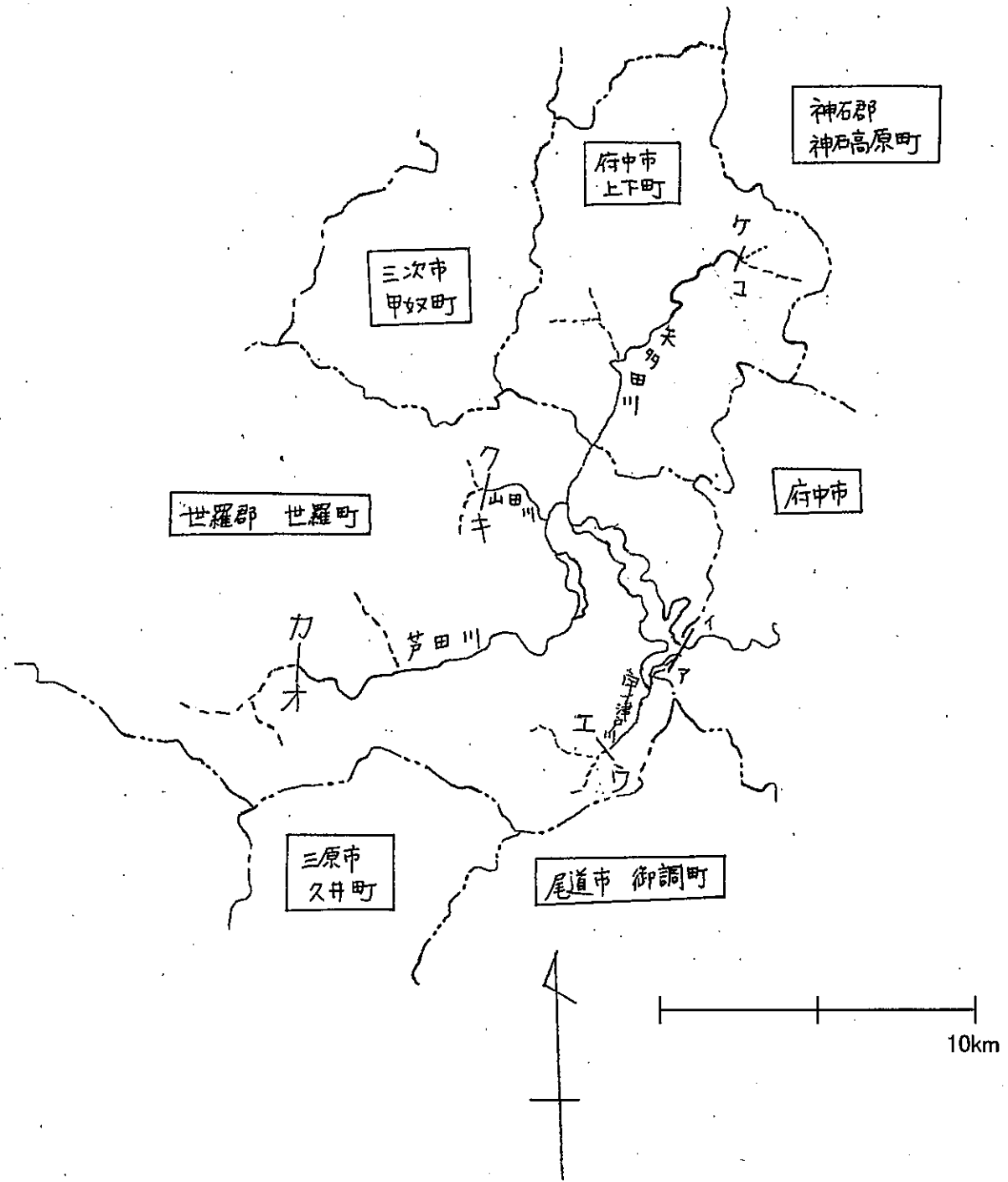
世羅郡世羅町、府中市上下町矢多田、井永、木頃

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第52号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ふな	1月1日から12月31日

漁場の位置

世羅郡世羅町、府中市地先（芦田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカを結んだそれぞれの直線から下流の芦田川、宇津戸川の区域
ア	芦田川における府中市諸毛町八田原ダム堰堤上流側右岸付け根
イ	芦田川における世羅町小谷 八田原ダム堰堤上流側左岸付け根
ウ	宇津戸川における世羅町宇津戸「観音平 2 号橋」下流側右岸付け根
エ	宇津戸川における世羅町宇津戸「観音平 2 号橋」下流側左岸付け根
オ	芦田川における世羅町京丸「広瀬橋」下流側右岸付け根
カ	芦田川における世羅町京丸「広瀬橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

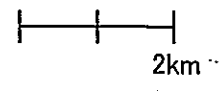
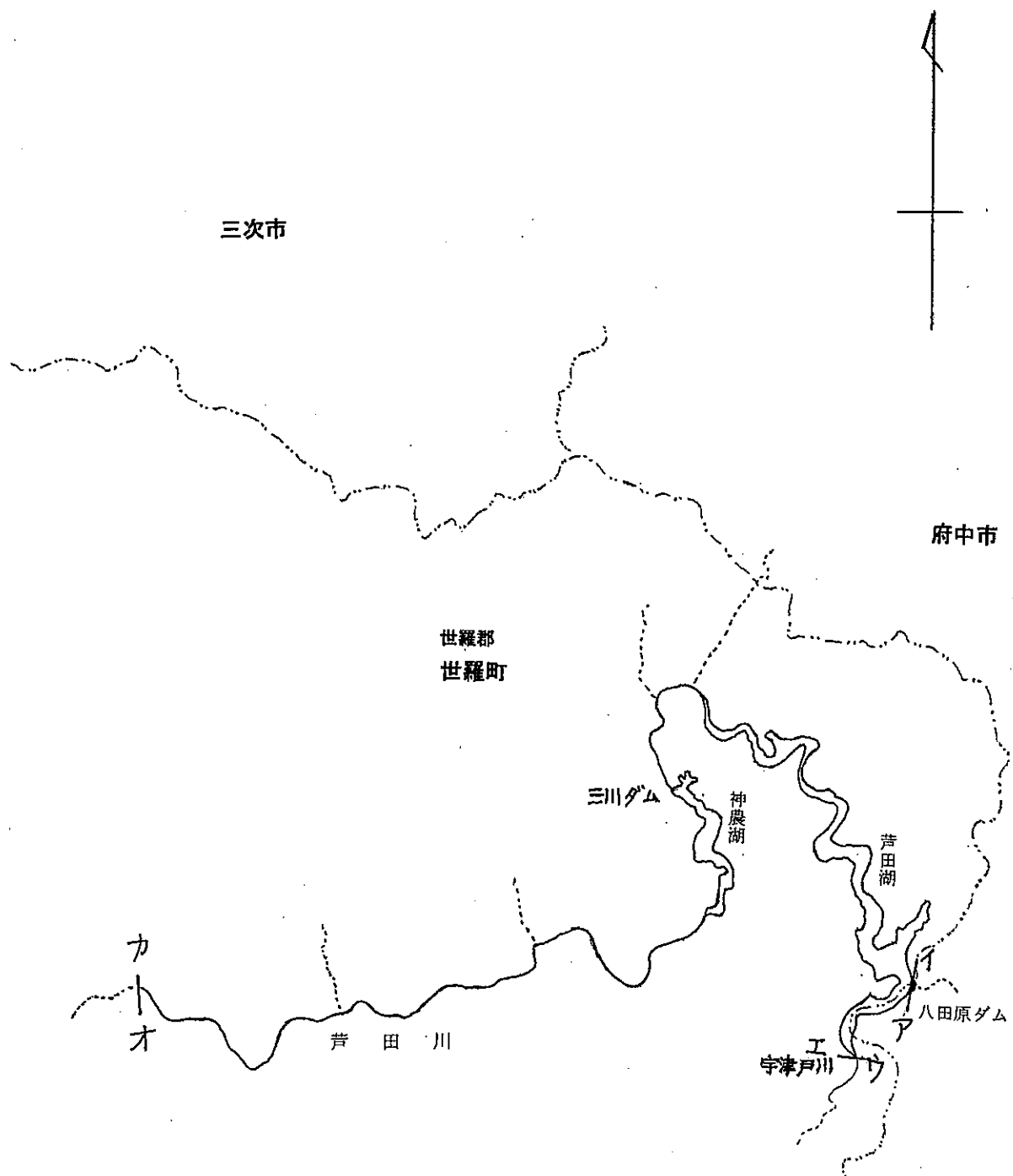
世羅郡世羅町、府中市上下町矢多田、井永、木頃

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第53号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あゆ	1月1日から12月31日
こい	1月1日から12月31日
うなぎ	1月1日から12月31日

漁場の位置

府中市、福山市芦田町、新市町、尾道市御調町地先（芦田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコ、スセ、ソタを結んだそれぞれの直線から下流の芦田川、御調川、山田川、阿字川、神谷川、父尾川の区域。ただし、あゆ漁業及びこい漁業についてはサシを結んだ直線から上流の区域を除く。
ア	芦田川における福山市芦田町福田「福戸橋」上流側右岸付け根
イ	芦田川における福山市芦田町福田「福戸橋」上流側左岸付け根
ウ	御調川における尾道市御調町津蟹「能万田橋」下流側右岸付け根
エ	御調川における尾道市御調町津蟹「能万田橋」下流側左岸付け根
オ	山田川における尾道市御調町貝ヶ原「貝ヶ原橋」下流側右岸付け根
カ	山田川における尾道市御調町貝ヶ原「貝ヶ原橋」下流側左岸付け根
キ	芦田川における府中市久佐町八田原ダム堰堤下流側一番目の旧JR福塩線鉄橋下流側右岸付け根
ク	芦田川における府中市久佐町八田原ダム堰堤下流側一番目の旧JR福塩線鉄橋下流側左岸付け根
ケ	コから阿字川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
コ	阿字川と横谷川との合流点における横谷川右岸
サ	神谷川における福山市新市町金丸「厚山上橋」下流側右岸付け根
シ	神谷川における福山市新市町金丸「厚山上橋」下流側左岸付け根
ス	神谷川における福山市新市町藤尾「川井谷橋」下流側右岸付け根
セ	神谷川における福山市新市町藤尾「川井谷橋」下流側左岸付け根
ソ	父尾川における福山市新市町藤尾「二の滝」下流側右岸付け根
タ	父尾川における福山市新市町藤尾「二の滝」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

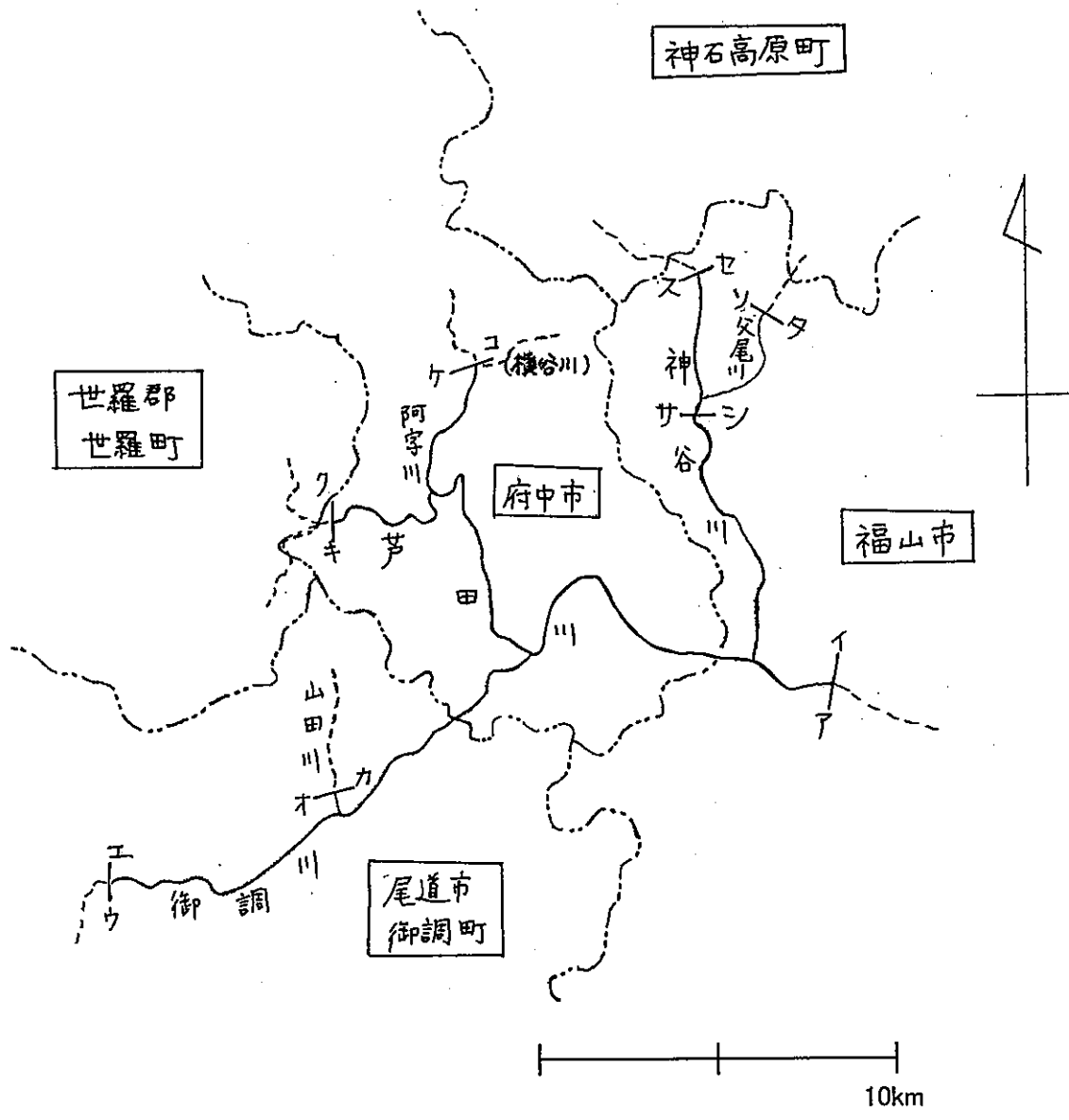
府中市、福山市芦田町、新市町、尾道市御調町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権



公示番号

内水共第54号

漁業種類 漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
ます	1月1日から12月31日

漁場の位置

福山市新市町地先（芦田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカを結んだそれぞれの直線から下流の神谷川、父尾川の区域
ア	神谷川における新市町金丸「厚山上橋」下流側右岸付け根
イ	神谷川における新市町金丸「厚山上橋」下流側左岸付け根
ウ	神谷川における新市町藤尾「川井谷橋」下流側右岸付け根
エ	神谷川における新市町藤尾「川井谷橋」下流側左岸付け根
オ	父尾川における新市町藤尾「二の滝」下流側右岸付け根
カ	父尾川における新市町藤尾「二の滝」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

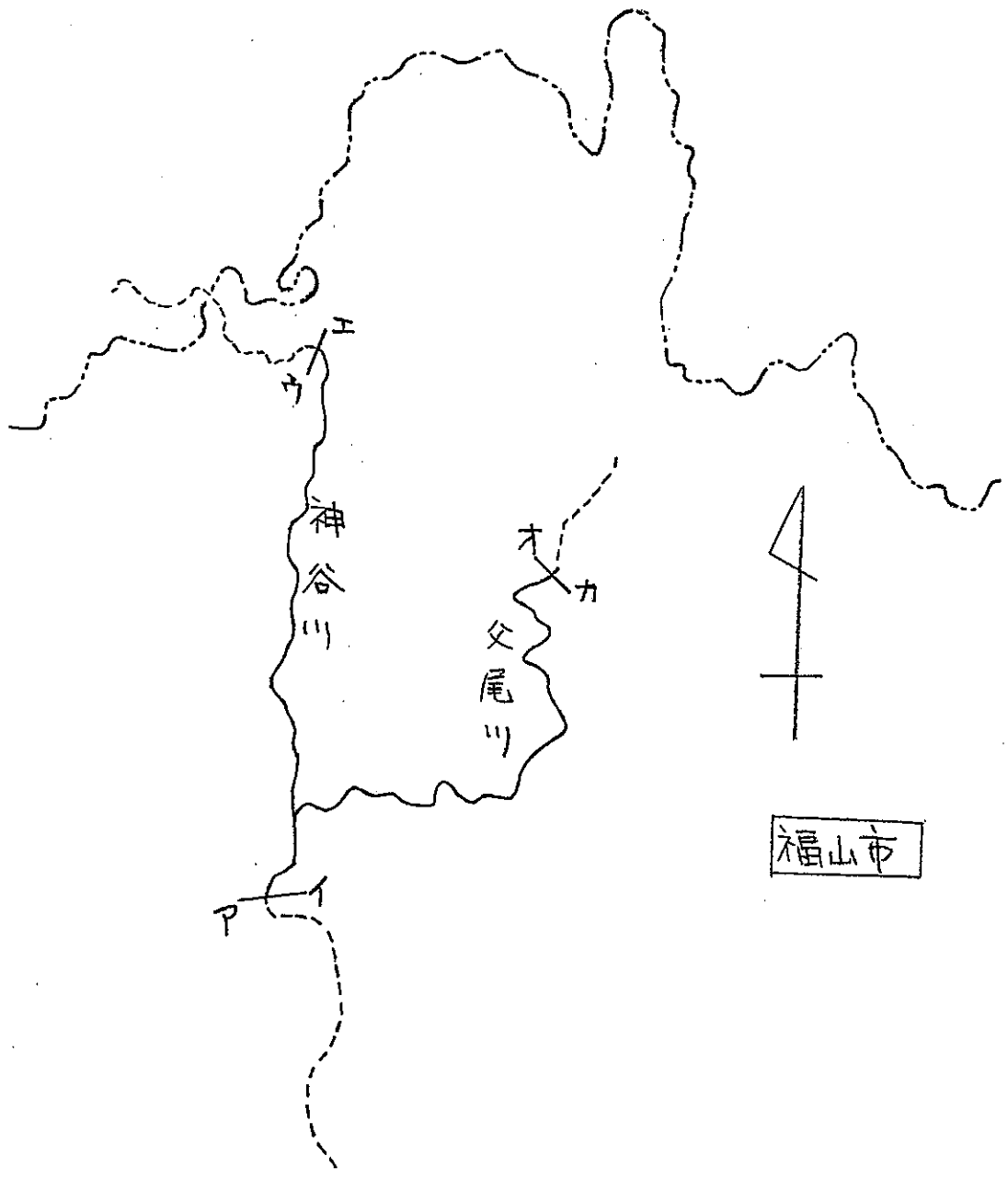
福山市新市町

条件

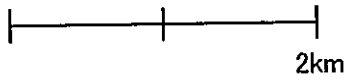
類似漁業権・新規漁業権の別

新規漁業権

神石高原町



福山市



公示番号

内水共第55号

漁業種類

漁業権

第5種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
うなぎ	1月1日から12月31日
ふな	1月1日から12月31日

漁場の位置

福山市地先（芦田川水系）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカを結んだそれぞれの直線から下流の瀬戸川、芦田川の区域
ア	芦田川における福山市水呑町「小水呑橋」上流側右岸付け根から右岸沿い上流へ238メートルの所
イ	芦田川における福山市千代田町「小水呑橋」上流側左岸付け根から左岸沿い上流へ202メートルの所
ウ	瀬戸川における福山市津之郷町「桑元橋」から下流60メートルの所の堰右岸付け根
エ	瀬戸川における福山市津之郷町「桑元橋」から下流60メートルの所の堰左岸付け根
オ	芦田川における福山市芦田町福田「福戸橋」下流側右岸付け根
カ	芦田川における福山市芦田町福田「福戸橋」下流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市草戸町、佐波町、地吹町、千代田町、水呑町、道三町、新涯町、霞町、西神島町、御幸町、日吉台、郷分町、山手町、本庄町、瀬戸町、駅家町、手城町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

